

## 第4章 監査の結果

### 1. 監査の結果の概要

#### (1) 監査の結果の記載方法

監査の結果として識別された事項について、合規性・効率性・有効性に関して、岡山市として改善すべき重要事項と判断したものについては「指摘」、著しい問題はないが、岡山市として改善が望ましい事項と判断したものについては「意見」として記載している。

#### (2) 指摘及び意見の件数

監査の結果、発見された指摘及び意見の件数は以下のとおりである。

	指摘	意見	合計
監査の結果（総論）	1	3	4
監査の結果（各論）	58	74	132
合計	59	77	136

### 2. 指摘及び意見の一覧

監査の結果、発見された指摘及び意見の一覧は以下のとおりである。

	所管課	補助金等の名称	監査の結果 (個数)	
			指摘	意見
監査の結果（総論）			1	3
監査の結果（各論）				
1	危機管理室	岡山市自主防災組織等育成事業費補助金	1	—
2	政策部	地域の未来づくり推進事業補助金	1	2
3	事業政策課	地域おこし協力隊活動補助金	—	2
4	市民協働部	岡山市移住支援金	—	—
5	市民協働企画総務課	岡山市町内会集会所新築等補助金	—	1
6	市民生活部	防犯連合会活動費補助金	—	1
7	生活安全課	防犯灯設置費補助金	—	1

	所管課	補助金等の名称	監査の結果 (個数)	
			指摘	意見
8	保健福祉部 医療政策推進課	岡山県南東部病院群輪番制病院等運営 費補助金	1	1
9	高齡福祉部	岡山市敬老会補助金	1	1
10	高齡者福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金	1	1
11		岡山市地域医療介護総合確保基金事業 費補助金	1	1
12		地域介護・福祉空間整備等施設整備事 業費補助金	2	1
13	高齡福祉部 事業者指導課	岡山市地域医療介護総合確保基金事業 費補助金（定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所整備費補助金）	—	2
14		岡山市地域医療介護総合確保基金事業 費補助金（定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所開設準備経費補助金）	—	2
15		岡山市地域医療介護総合確保基金事業 費補助金（看護小規模多機能型居宅介 護事業所等整備分）	—	2
16		地域介護・福祉空間整備等施設整備事 業費補助金	8	1
17		新型コロナウイルス感染拡大防止対策 支援事業費補助金	—	2
18	障害・生活福祉部	障害者福祉施設整備費補助金	—	1
19	障害福祉課	障害児通所支援事業所送迎用車両安全 装置設置支援事業等補助金	—	1
20	障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課	居住生活移行支援事業費補助金	2	1
21	健康衛生部 保健管理課	岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健 康診査費償還払	4	2
22		岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応 援金	1	2
23	保健所 感染症対策課	定期予防接種助成金	1	2

	所管課	補助金等の名称	監査の結果 (個数)	
			指摘	意見
24	子育て支援部 こども福祉課	児童家庭支援センター運営費補助金	－	2
25		子どもの居場所づくり等促進事業費補助金	－	2
26		岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金	2	1
27	保育・幼児教育部 保育・幼児教育課	私立認定こども園特別運営費補助金	－	2
28		私立保育所特別運営費補助金	－	2
29		看護師等加配助成事業費補助金	－	2
30		民間保育士等処遇改善事業補助金	－	－
31		保育支援者配置助成事業費補助金	－	1
32		アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金	－	1
33		保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金	－	1
34	保育・幼児教育部 こども園推進課	岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（民営化推進事業費）	1	－
35		岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（子ども・子育て推進事業（特））	3	1
36	環境部 環境保全課	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	3	－
37	環境部 ゼロカーボン推進課	スマートエネルギー導入促進事業補助金	1	－
38	商工部 産業振興課	商工会議所商工会経営改善事業補助金	1	2
39		岡山市中小企業支援事業費補助金	－	1
40		岡山市商店街振興対策事業補助金	－	4
41		I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費補助金	－	2
42		岡山市再投資・拠点強化促進奨励金	－	1
43		岡山市物流施設誘致促進奨励金	－	2
44		岡山市 I T ・ デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金	－	2

	所管課	補助金等の名称	監査の結果 (個数)	
			指摘	意見
45	農林水産部 農林水産課	狩猟による捕獲促進事業費補助金	－	1
46	農林水産部	新規就農者確保事業費補助金	1	－
47	農林水産課	新規就農者育成総合対策助成金	1	2
48	農林水産部 農村整備課	浚渫藻刈交付金	2	1
49- 1	都市・交通部 交通政策課	岡山市ユニバーサルデザインタクシー 導入促進補助金	1	－
49- 2		岡山市路面電車整備事業補助金(維持事 業)	－	1
50		岡山市路面電車整備事業補助金(延伸環 状化事業)	－	1
51		御津・建部コミュニティバス運行補助 金	－	1
52		岡山市乗合タクシー運行補助金	1	1
53	都市・交通部 市街地整備課	岡山市市街地再開発事業等補助金	1	2
54	住宅・建築部	住宅・建築物耐震改修等補助金	6	2
55	建築指導課	空家等適正管理支援事業費補助金	10	1
56	住宅・建築部 住宅課	岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業 費補助金	－	2

### 3. 監査の結果（総論）

#### （1）補助金等の終期の設定について【意見1】

交付開始から長期間にわたり継続している補助金等の割合が高いが、制度創設時に想定された行政目的が現在においても妥当であるか、また補助金による効果が十分に発現しているかについて、定期的かつ実質的な検証が行われているとは認められない。

補助金等は、本来、特定の政策目的を達成するための時限的な行政手段であり、社会経済情勢や事業環境の変化を踏まえ、不断に見直されるべきものである。

しかしながら、終期が設定されないまま補助金等が長期間継続されることにより、事業の自立を阻害するとともに、補助金等交付の既得権化や財源配分の硬直化を招くおそれがある。

このため、補助金等の交付に当たっては、原則として終期を設定した上で、当該期間内における成果目標及び評価指標を明確化し、終期到来時には、事業効果を踏まえて継続、見直し又は廃止の判断を行う仕組みの整備を検討されたい。

#### （2）客観的な成果指標の設定について【意見2】

補助金等交付の目的は示されているものの、多くの補助金についてその目的がどの程度達成されたかを測定するための具体的な成果指標が設定されていない。

補助金等は、行政目的の達成状況を客観的に把握し、その有効性や効率性を検証することが求められるが、成果指標が設定されていない場合、補助金等交付の妥当性を検証することが困難となり、結果として補助金が漫然と継続されるおそれがある。

このため、補助金等の交付に当たっては、政策目的に対応した定量的又は定性的な成果指標をあらかじめ設定するとともに、当該指標に基づき、事業実施後の成果を検証し、その結果を次年度以降の交付判断や制度見直しに反映させる仕組みの整備を検討されたい。

#### （3）補助金等に関する全庁的な指針の策定について【意見3】

岡山市における補助金等の制度運用について確認したところ、補助金等に関する規定は、岡山市補助金等交付規則及び補助金等ごとに定められた要綱に限られている。

そのため、各補助金等の交付に関し、各所管課がそれぞれの判断に基づき制度設計及び運用を行っており、補助金等の創設、継続、見直し及び廃止に関する考え方や手続について、全庁的に統一された指針が十分に整備されているとは認められない。

このような状況では、補助金等ごとに制度設計や運用にばらつきが生じやすく、終期が設定されないまま長期間継続する補助金等や、成果指標が明確でない補助金等が多く存在する要因の一つとなっていると考えられる。

補助金等は、多額の公金を支出する制度であることから、その交付に当たっては、透明性、公平性及び説明責任を十分に確保する必要がある。

このため、補助金等については、創設時の検討事項、目的及び効果指標の設定、終期の設定、評価及び見直しの方法等を整理した全庁的な指針を作成し、これに基づき一貫した運用を行う体制の整備を検討されたい。

なお、他の自治体では、大阪市、神戸市、西宮市、堺市、福岡市、福山市等で全庁的な指針が制定されている。

以下に大阪市、神戸市、福山市が制定している補助金についての全庁的な指針等の概要を以下に記載する。是非、参考とされたい。

(大阪市「補助金等のあり方に関するガイドライン」)

補助金等について普段の見直しを進めていくための具体的な仕組みを検討し、取りまとめたものである。

厳しい財政状況を受け、必要性・妥当性・有効性・公平性という4つの視点から、補助金等のあり方を見つめなおすこととしている。

具体的には、補助率の上限設定や、終期設定、公募制の積極的な導入といった具体的な見直し基準を定めている。

さらに、「補助金等見直しチェックシート」を用いた定期的な自己評価や積極的な情報公開を定めている。

(神戸市「補助金見直しガイドライン」)

神戸市の補助金に対する考え方を明確に示し、全市的な見直しの統一基準として作成されたものである。

公益性をはじめとした5つの視点から、市民からの理解を得られる適切な内容であるか検証を行い、適切でない場合は、廃止・整理統合を含め補助金のあり方を検討すべきとしている。

適切な成果指標（アウトカム指標）の設定と随時必要な改善や見直しの実施、団体運営費補助の原則廃止、原則として公募による交付先の選定、5年ごとの継続的な検証等を定めている。

(福山市「福山市補助金適正化ガイドライン」)

補助金を支出の目的や性質によって7つの種類に分類し、それぞれの特性に応じた点検や改善のあり方を示している。

補助金の制度設計として、要綱への記載事項、補助率の上限の原則、公募を原則とすること、終期の設定とサンセット方式の採用等を定めている。

また、補助金の検証・見直しとして、実績報告、成果指標に基づく定期的な検証と見直し、補助金チェックシートを用いたセルフチェックの実施を通じたPDCAサイクルを示している。

#### (4) 岡山市暴力団排除基本条例に基づく対応について【指摘1】

岡山市は岡山市暴力団排除基本条例において、財政的援助の制限として、第10条において「本市は、暴力団の活動における資金源とならないようにするため、暴力団及び暴力団員に対する補助金等の交付、資金の貸与等の財政的援助について、必要な制限を設けることとする。」と定めている。

一方、岡山市補助金等交付規則には暴力団の排除等に関する直接的な定めはない。そのため、暴力団の排除のための対応については、各補助金等の要綱に委ねられているのが現状である。

ここで、「4. 監査の結果（各論）」に記載の通り、各補助金等の要綱について、暴力団の排除に関する定めがないものが散見された。

また、岡山市暴力団排除基本条例 第10条にある「必要な制限」がどのような制限なのか具体的に明記されておらず、必要な対応にばらつきが生じる恐れがある。

そのため、補助金等の交付における暴力団への対応について、岡山市補助金等交付規則への明記や各要綱への記載事項の統一化等、岡山市暴力団等排除基本条例に基づく統一的な対応を整備すべきである。

#### 4. 監査の結果（各論）

##### （1）岡山市自主防災組織等育成事業助成金

###### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市自主防災組織等育成事業助成金		
補助金等の所管課	危機管理室		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市自主防災組織等育成事業助成金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成31年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	未定		
補助金等の目的	自主防災組織等の育成強化を図ること。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>岡山市に自主防災組織結成の届出を行って活動する単位町内会・連合町内会の活動費の一部に対し交付するもの。</p> <p>助成金の種類は次の4種類がある。</p> <p>(1) 避難活動準備助成金：単位町内会が自主防災組織を結成し、地域の防災活動を始めるために要する経費を助成する。</p> <p>(2) 学区（地区）連絡調整助成金：学区（地区）の連合町内会が防災組織を結成し、学区（地区）内の防災に関する連絡調整活動を実施するために要する経費を助成する。</p> <p>(3) 活動運営費助成金：自主防災組織または学区（地区）防災組織が、活動運営を実施するために要する経費を助成する。</p> <p>(4) 地域防災マップ作成助成金：自主防災組織または学区（地区）防災組織が、地域防災マップ作成をするために要する経費を助成する。</p>		
補助金等の交付先	単位町内会、連合町内会		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	256	306	285
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	256	306	285

公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市自主防災組織等育成事業助成金交付要綱別表1参照		
補助金等の支払方法 (完了前or完了後)	完了後、完了前(避難活動準備助成金及び学区(地区)連絡調整助成金において概算払いが可能)		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	33,100千円	32,650千円	26,100千円
	12,661千円	14,977千円	14,404千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市自主防災組織等育成事業助成金交付要綱第9条参照		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	有 自主防災組織の組織率(世帯カバー率) 組織率100%という目標に対して指標は上昇しており、成果が得られていると判断している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	94.20%	94.30%	95.50%
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助金の概要は以下の通りである。(岡山市自主防災組織等育成事業助成金交付要綱別表第1)

別表第1

	避難活動準備助成金			学区(地区) 連絡調整助成金	活動運営費助成金		地域防災マップ 作成助成金
助成対象 事業者	自主防災組織のうち、 岡山市自主防災会防 災資機材及び地域防 災マップ給付事業実施 要綱により、自主防災 会として給付を受けた 単位町内会が結成す るもの		左記以外のもの	学区(地区)防災組 織	自主防災組織又は学区(地区) 防災組織 ただし、第6条第2項第6号に規 定する事業にあつては、自主防 災組織のみを助成対象事業者と する。		自主防災組織又は 学区(地区)防災組 織
助成額 (上限額)	組織 割	—	10万円	30万円	第6条第4項第1号 に該当するもの	2万円	3万円
	世帯 割	世帯数(※1) ×500円	世帯数(※1) ×500円		第6条第4項第2号 に該当するもの	5万円	
					第6条第5項に該当するもの 個別避難計画新規作成 1件あたり 3,000円を加算		
交付回数	上記の助成対象事業者につき 1回			上記の助成対象事 業者につき 1回	年1回	3年に1回	
完了前 交付の 可否	可 ※2			可 ※2	不可	不可	
備考	※1 世帯数は、交付決定を行った日が属する予算年度の前年に調製された冊子「岡山市町内会名簿」に記載の「加入世帯数」とする。 ※2 (第10条関係)事業を実施することに支障がある場合には、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付でき、助成事業の完了前に交付できる額は、交付すべき助成金の交付決定金額の10分の10以内とする。						

なお、助成事業者は、助成事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して20日以内に実績報告を行う必要がある。

### ③ 監査の結果

#### 【指摘2】

岡山市自主防災組織等育成事業助成金交付要綱には、助成対象となる自主防災組織、学区(地区)防災組織等から暴力団及びその関係者を排除するための規定(いわゆる暴力団排除条項)が明記されていない。

本要綱では、単位町内会・連合町内会を基礎とする地域組織を助成対象としているものの、当該組織が反社会的勢力と関係を有しないことを確認する手続や、暴力団関係者が関与した場合の取扱いについて制度上の定めがない状況である。

地域防災力の向上という高い公益性を有する事業において、暴力団排除条項が未整備である場合、自主防災組織や学区(地区)防災組織に反社会的勢力が関与するリスクが制度上排除されず、助成金を通じて反社会的勢力の活動基盤整備に資する結果となるおそれがある

補助金等の交付に関する他制度との整合性や、岡山市暴力団排除基本条例等の趣旨を踏まえ、本要綱においても、助成対象となる自主防災組織・学区(地区)防災組織が暴力団及びその関係者でないことを要件として明文化することや必要に応じ

て、反社会的勢力と関係を有しない旨の誓約書等の提出を求めること、暴力団関係者の関与が判明した場合の助成金交付決定の取消し・返還等の取扱いを規定することなどにより、反社会的勢力排除の仕組みを制度上明確に位置付けることが望まれる。

## (2) 地域の未来づくり推進事業補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	地域の未来づくり推進事業補助金		
補助金等の所管課	政策局 政策部 事業政策課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域の未来づくり推進事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成30年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定められていない。 (理由：持続可能な地域づくりに継続的に取り組む必要があると考えるため。)		
補助金等の目的	岡山市の中山間・周辺地域の持続可能な地域づくりを目指すもの		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	地域の団体が、中山間・周辺地域において、地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスを立ち上げ、自走化を目指す活動に対して補助金を交付するもの。岡山市地域の未来づくり推進事業補助金交付要綱第4条の認定を受けた地域の未来づくり計画に定められた事業。		
補助金等の交付先	地域課題の解決に取り組む地域の団体		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10	10	4
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8	10	4
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有 (ホームページや広報誌等に公募条件を掲載)		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 (岡山市地域の未来づくり推進事業補助金交付要綱第7条)		
補助金等の支払方法 (完了前or完了後)	完了後(完了前に補助金の一部を交付することができる場合がある)		

補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100%		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	172,000千円	172,000千円	151,000千円
	15,266千円	33,385千円	5,748千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	補助事業が完了したとき		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査のみ(必要に応じて現地調査)		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無(持続可能な地域づくりを目指す活動を成果としているため。)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

計画の対象となる事業は、次の各号に掲げる活動を行う事業とする(岡山市地域の未来づくり推進事業補助金交付要綱第4条第4項)。

- (1) 地域産品等の地域資源活用、地域産業や商業の維持等の、地域活力の創出につながる活動
- (2) 地域における支え合いの仕組みづくりや生活支援サービスの維持等の、生活機能やサービスの維持、創出につながる活動
- (3) 前2号に掲げる活動の効果促進を目的とした、交流人口の増加、定住促進等の人口対策の活動(地域密着型団体に限る。)

また、計画の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。(岡山市地域の未来づくり推進事業補助金交付要綱第4条第5項)。

- (1) 地域課題や住民ニーズに対応した事業であるとともに、補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること
- (2) 僱事自体を主目的とする事業でないこと

- (3) 施設整備又は備品の取得のみを目的とする事業でないこと
- (4) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと（高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く）
- (5) 個人への金銭的給付を行うものでないこと
- (6) 他の補助制度の対象となっていない事業であること
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと
- (8) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業でないこと
- (9) その他、市長が適当でないとする事業でないこと

なお、補助金額は、別表第2に掲げる区分に応じ前条（第6条）に定めるソフト経費及びハード経費それぞれの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計とする。ただし、合計する前のそれぞれの算出額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、前条（第6条）第4項の規定により、市長が認める場合は、補助対象経費から控除の必要のない額を除いた当該事業収入を控除した額に、補助率を乗じて得た額とする（岡山市地域の未来づくり推進事業補助金交付要綱第7条）。

別表第2（第5条，第7条関係）

補助率，上限額等

	テーマ型団体	地域密着型団体
法人格なし	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の未来づくり計画期間内における補助金合計の上限額</li> <li>ソフト経費：500万円</li> <li>ハード経費：500万円</li> <li>・補助率</li> <li>ソフト経費：4/5 以下</li> <li>ハード経費：4/5 以下</li> </ul>
法人格あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の未来づくり計画期間内における補助金合計の上限額</li> <li>ソフト経費：1,000万円</li> <li>ハード経費：1,500万円</li> <li>・補助率</li> <li>ソフト経費：2/3 以下</li> <li>ハード経費：2/3 以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の未来づくり計画期間内における補助金合計の上限額</li> <li>ソフト経費：1,000万円</li> <li>ハード経費：1,500万円</li> <li>・補助率</li> <li>ソフト経費：4/5 以下</li> <li>ハード経費：4/5 以下</li> </ul>

③ 監査の結果

### 【指摘3】

補助金交付要綱第18条に、「補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、地域密着型団体に対し、当該事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。」と規定されているが、前金払が必要である理由を明確にするために、地域の未来づくり推進事業補助金交付請求書（様式第20号）に当該理由を記載する項目を追加することが必要である。

### 【意見4】

申請件数が予算編成時に想定していた件数よりも少なく、直近3年度で予算額と決算額に大きな乖離がある（令和6年度：予算151,000千円⇔実績5,748千円）。地域課題を解決するビジネスに興味を持ち、検討したいと考える方々から相談があるものの、地域課題の把握やビジネスアイデアの創出、具体的な事業計画の作成などのハードルにより計画作成に至っておらず、令和6年度の新規申請件数及び新規事業開始件数は0件である。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望まれる。

### 【意見5】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

## (3) 地域おこし協力隊活動補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	地域おこし協力隊活動補助金
補助金等の所管課	政策局 政策部 事業政策課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱
補助金等の創設年度	令和2年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定められていない（国制度に基づいて実施している補助制度であり、国制度に終期が定められていないため。）。
補助金等の目的	地域おこし協力隊の地域協力活動を支援するため。

補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>地域おこし協力隊が従事する、次に掲げる地域協力活動に必要な経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が主体となって活動する地域おこしの支援</li> <li>・地域資源を活用した地域ブランドづくりの支援</li> <li>・地域の産業の活性化に関する仕組みづくりの支援</li> <li>・都市との交流及び移住定住事業の支援</li> <li>・文化・芸術による地域づくりに関する支援</li> <li>・その他市長が必要と認める活動</li> </ul>		
補助金等の交付先	岡山市が委嘱した、地域おこし協力隊の隊員		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	0
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	0
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	<p>補助金の額は、隊員1人につき一の年度あたり200万円を上限に、補助対象経費の10分の10以内とし、補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、その額を切り捨てるものとする。ただし、委嘱期間が12月に満たない場合の上限は、200万円を12で除し、委嘱期間の月数を乗じた額とする。</p> <p>（岡山市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第4条第2項）</p>		
補助金等の支払方法 （完了前or完了後）	完了後（概算払も可能）		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	市100%（国の特別交付税交付対象）		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10,000千円	8,000千円	12,000千円
	833千円	2,000千円	—
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	補助事業が完了したとき（地域おこし協力隊員の解嘱及び退任があったときを含む。）		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提	提出書類審査のみ（必要に応じて実地調査）		

出書類審査及び現地調査)			
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無 (地域協力活動への従事を成果としているため。)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無(現在、募集に向けて準備中)		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助事業は、岡山市地域おこし協力隊設置要綱第4条に定める地域協力活動にかかる経費のうち、次の各号に掲げる経費であって、予算の範囲内で市長が当該補助事業の実施に必要かつ妥当と認めるものとする(岡山市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第4条)。

- (1) 出張等旅費
- (2) 消耗品費等
- (3) 印刷製本費
- (4) 車両用燃料費及び作業機械用等燃料費
- (5) 通信運搬費
- (6) 傷害保険料
- (7) 車両借上料等
- (8) 備品等借上料
- (9) 隊員が居住する住居の家賃
- (10) 隊員が参加する研修会等の参加負担金
- (11) その他市長が必要と認めるもの

## ③ 監査の結果

### 【意見6】

令和6年度に交付実績はなく、予算(12,000千円)が未消化のままとなっている。現在、募集予定の地域の受入団体と調整を行っており、募集開始時期・募集人数等についても、地域の受入団体と検討を行っているが、令和7年9月末時点で申請までには至っていない。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望まれる。

【意見7】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(4) 岡山市移住支援金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市移住支援金		
補助金等の所管課	市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市移住支援金交付要綱		
補助金等の創設年度	令和元年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	最長令和9年度予定(国制度が続く限り)		
補助金等の目的	本市への移住及び定住の促進並びに中小企業における人手不足の解消を図ること。		
補助金等の概要	東京圏内で東京23区内に在住あるいは通勤していた者が、本市へ移住して所定の就業、起業をした場合に支援金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	岡山市移住支援金交付要綱第4条参照		
補助金等の交付先	本市への移住者		
補助金等の申請件数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10	7	9
補助金等の交付先数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10	7	9
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有 ホームページやSNS、チラシ等での周知		
補助金等の額の算出方法	岡山市移住支援金交付要綱第3条参照		

補助金等の支払方法 (完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	県75(うち国50)市25 ※県が主体の事業であるため国からの交付金は県へ交付される。		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	11,300,000円	9,500,000円	11,600,000円
	10,600,000円	9,000,000円	8,700,000円
実績報告の有無	無		
実績報告の時期	—		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	—		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	有 補助金を利用して移住した人数 移住促進事業全体のKPIの一部を担っており、全体の目標数は毎年到達しており、本補助金についても申請者が単身か家族有かで多少の人数の変動はあるものの、順調に推移しており、一定の成果は出ていると判断している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	25人	21人	18人
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

交付対象者となる要件には以下の要件があり、交付要綱第4条に規定されている。

### (ア) 移住等に関する要件

移住元、移住先、その他の要件が設定されている。

### (イ) 就業に関する要件

一般の就業、岡山県が行うプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業の利用、起業の場合、テレワークを利用した移住の場合が設定されている。

### (ウ) 世帯に関する要件(2人以上の世帯として申請する場合のみ)

また支援金の額は交付要綱第3条に記載されており、移住支援金は2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とするが、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、1名につき30万円を加算することとされている。

③ 監査の結果

指摘又は意見として記載すべき事項は識別されなかった。

(5) 岡山市町内会集会所新築等補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市町内会集会所新築等補助金		
補助金等の所管課	市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市町内会集会所新築等補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	昭和51年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めなし。 補助対象が集会所という性質上、恒常的に維持管理が必要であるため。		
補助金等の目的	住民自治の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与すること。		
補助金等の概要	住民自治の振興や地域住民の連帯意識、福祉の向上に寄与するため、町内会が集会所の新築、増築や修繕等をするとき、町内会に対して予算の範囲内で補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	補助対象事業は集会所(町内会が設置、管理、運営し、及び維持管理費を負担し、地域住民が利用する建物で会議及び集会に必要な施設を備えているもの又は町内会が市有建物を借り受け、前記と同様の使用形態で利用しているもので、市長が特に認めたもの)の新築、増築及び修繕等を行うもの。		
補助金等の交付先	岡山市内の町内会、自治会等		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	45	53	57
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	45	53	56

公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有 (毎年度4月1日から1月31日まで申請受付。申請者は各区総務・地域振興課へ申請書を提出。)		
補助金等の額の算出方法	岡山市町内会集会所新築等補助金交付要綱第6条参照		
補助金等の支払方法 (完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国0・県0・市100		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	37,000,000	37,000,000	34,000,000
	19,994,900	19,752,800	17,429,700
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市補助金等交付規則第16条参照		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果)(無の場合はその理由)	無(補助金の目的は住民自治の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与することであり、定量的な指標に馴染まないため。)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金は大きく5つの補助事業が設けられており、その一覧と令和6年度の交付金額は以下の通りである。

- (1) 建物の本体及び建物の本体に附帯する電気施設、給排水施設及び冷暖房施設工事等(以下「建物の本体等」という。)の新築又は増築を行う事業  
: 310万円
- (2) 建物の本体等の修繕を行う事業(バリアフリー化工事及びトイレの新設を行う事業を含む。)

: 1,234 万円

(3) 合併処理浄化槽の設置を行う事業

: なし

(4) (1) 及び(2)の事業に該当しないエアコンの購入設置及び修繕を行う事業

: 198 万円

(5) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手された集会所であって、耐震診断の結果倒壊の危険性がある集会所に対して、耐震基準を満たすための耐震改修工事を行う事業（ただし、岡山県が指定する耐震診断評価機関評価を受けた補強計画に基づく耐震改修工事に限る。

: なし

③ 監査の結果

【意見8】

当該補助金の成果を測定する指標が設けられていない。

当該補助金は昭和51年度に創設され長期間にわたって運用されており、補助金の終期についても定められていない。また当該補助金の成果を測定する指標についての設定もされていない状況である。しかしながら、当該補助金については、今後も継続していくのであれば、その必要性や成果を測定する指標の設定について改めて検討することが望ましい。

(6) 防犯連合会活動費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	防犯連合会活動費補助金
補助金等の所管課	市民協働局 市民生活部 生活安全課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	防犯連合会活動費補助金交付要綱
補助金等の創設年度	昭和56年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	防犯活動の性質上、防犯や非行防止に終期は定められない。
補助金等の目的	住民の防犯意識の高揚、自主防犯体制の確立及び少年の非行防止のため必要な経費について各補助事業者を支援する。
補助金等の概要	防犯連合会の活動に対して補助金を交付

補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯体制の強化及び自主活動の推進</li> <li>・ 風俗環境の浄化</li> <li>・ 少年非行防止活動の推進</li> <li>・ 犯罪防止の啓蒙活動</li> </ul>		
補助金等の交付先	岡山中央防犯連合会、岡山西防犯連合会、岡山南防犯連合会、岡山東防犯連合会、岡山北防犯連合会、赤磐警察署管内防犯連合会		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	6	6
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	6	6
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	防犯連合会活動費補助金交付要綱第5条参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了前		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	12,568,000円	12,568,000円	12,568,000円
	12,568,000円	12,565,000円	12,563,658円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	防犯連合会活動費補助金交付要綱第9条参照		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	無 交付先が補助金等の目的に合致している団体であるため。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—

補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無
-----------------------------------	---

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金は、住民の防犯意識の高揚、自主防犯体制の確立及び少年の非行防止のため必要な経費について補助を行うものであり、具体的には下記の事業を対象とする。

1. 防犯体制の強化及び自主活動の推進
2. 風俗環境の浄化
3. 少年非行防止活動の推進
4. 犯罪防止の啓蒙活動

また、本補助金の交付対象事業者は、市内に設置されている6つの防犯連合会とすることが要綱においても明記されており、防犯連合会に対する運営補助金である。

## ③ 監査の結果

### 【意見9】

補助金の交付額については、過去3年間にわたって予算額は一定であり交付額もほぼ変動がない一方で、最低賃金やエネルギー価格の上昇、その他物価の高騰を受け事業経費は増加しているものと考えられる。しかし、独自の財源に乏しい防犯連合会においては事業費の大部分を本補助金で賄う状態となっていることから、物価の上昇局面にあって補助金の金額に変更がない場合には、事業活動の規模が縮減されることになると考えられる。

したがって、岡山市においても防犯連合会の活動を補助するに十分な金額が交付されているかについての検討を行うことが望まれる。

## (7) 防犯灯設置費補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	防犯灯設置費補助金
補助金等の所管課	市民協働局 市民生活部 生活安全課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市防犯灯設置等補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成23年度

補助金等の終期年度 (定められていない場合、 その理由)	防犯灯の性質上、設置や取替に終期は定められない。		
補助金等の目的	犯罪や交通事故を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯灯を設置又は取り替える町内会を支援する。		
補助金等の概要	犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指して、地域における自主的な防犯活動に対する取組を支援するため、町内会等が設置する防犯灯の費用を補助する。		
補助対象事業の概要	消費電力20W未満のLEDなどの省エネタイプの防犯灯で、他の照明との光源から概ね30m以上の間隔がある、市が管理している道路を照明するために新たに設置または取り替える場合に係る費用を補助。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設：上限1万円/灯</li> <li>・取替：上限1万円/灯</li> <li>・専用柱新設：6万円/灯</li> <li>・新設は年間で10灯以内</li> <li>・故障による取替は灯数制限</li> <li>・経年劣化による取替は現に町内会が維持管理している防犯灯が40灯以上の場合は、全体灯数の10分の1以内とし、その他の町内会は、3灯以内</li> </ul>		
補助金等の交付先	単位町内会又は学区・地区連合町内会（岡山市町内会名簿に登載されている団体）		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	423	377	340
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	247	214	209
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有 市民のひろば、ホームページ、今年度から新任町内会長説明会で説明		
補助金等の額の算出方法	岡山市防犯灯設置等補助金交付要綱第7条第2項参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100		

補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	30,000,000円	30,000,000円	30,000,000円
	3,800,000円	3,970,000円	5,375,300円
実績報告の有無	有 市民のひろば、ホームページ、今年度から新任町内会長説明会で説明		
実績報告の時期	岡山市補助金等交付規則第16条		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	無 防犯灯の性質上、成果の測定が不能なため。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

本補助金は、犯罪や交通事故を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯灯の設置又は取り替える町内会に対して補助金を交付するものである。

補助の対象は岡山市町内会名簿に登録されている町内会・連合町内会となっており、また設置する防犯灯についてもLED灯その他の省エネタイプの防犯灯であって、かつ、消費電力が20ワット未満と一定の要件を満たす必要がある。

具体的な補助金の額、補助率等は要綱の別表において以下の通り定められている。  
別表

設置形態の区分	補助対象経費	補助率	限度額
既存の電柱等に新たに防犯灯を設置するもの	灯具一式費用 設置工事費	10/10	10,000円
新たに専用柱を設置し、当該専用柱に新たに防犯灯を設置するもの	専用柱新設に係る工事費 灯具一式費用 設置工事費	2/3	60,000円

既存の防犯灯を取り替えるもの	灯具一式費用 取替工事費（支柱の取り替えに係る経費は含まない。）	10/10	10,000円
----------------	-------------------------------------	-------	---------

補助金として交付される金額は、設置形態の区分に応じ、補助対象経費に補助率を乗じた金額と限度額を比較しいずれか低い金額とされている。

その他、無秩序に防犯灯の設置が行われないう、設置対象となる道路の種別の指定や設置する際の防犯灯の間隔、同一町内会における同一年度内における設置数の上限を設けるなどの対応が図られている。

### ③ 監査の結果

#### 【意見 10】 補助限度額の見直しについて

本補助金の要綱で定める補助率は 10/10 又は 2/3 となっているものの、閲覧した事例においては、実際に町内会が支出した工事費等に対する補助率は 30% から 40% 程度と要綱に定める補助率と大幅な乖離が生じていた。補助金の交付に際しては、必ずしも要綱に定められた補助率と実際の補助率が近似するものではないものの、補助金を交付する目的に鑑みると、大幅な乖離が生じないように、適時に補助限度額の見直しが行われることが望まれる。

なお、岡山市では令和 7 年度より補助金の上限額を以下のように見直し、改善が図られている。

設置形態の区分	補助対象経費	補助率	限度額
既存の電柱等に新たに防犯灯を設置するもの	灯具一式費用 設置工事費	10/10	20,000円
新たに専用柱を設置し、当該専用柱に新たに防犯灯を設置するもの	専用柱新設に係る工事費 灯具一式費用 設置工事費	2/3	110,000円
既存の防犯灯を取り替えるもの	灯具一式費用 取替工事費（支柱の取り替えに係る経費は含まない。）	10/10	20,000円

## (8) 岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金
---------	-----------------------

補助金等の所管課	保健福祉局 保健福祉部 医療政策推進課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	昭和53年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	救急医療という性質上、半永久的に救急患者の医療確保を行う必要があり、終期を定めるべきではないため。		
補助金等の目的	休日または夜間における重症救急患者の医療の確保を図るため、岡山県南東部圏域の病院群が共同連帯して輪番方式により実施する救急医療の運営事業（病院群輪番制病院運営事業）並びに圏域の人口密度及び病院群輪番制病院までの距離等を考慮し、必要な地域について病院群輪番制病院の補完として当番制により実施される協力病院による救急医療の運営事業（協力病院当番制病院運営事業）の事務処理に協力する岡山市医師会へ交付するもの。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>（病院群輪番制病院運営事業）</p> <p>休日または夜間における重症救急患者の医療の確保を図るため、岡山県南東部圏域の病院群が共同連帯して輪番方式により実施する救急医療の運営事業</p> <p>（協力病院当番制病院運営事業）</p> <p>圏域の人口密度及び病院群輪番制病院までの距離等を考慮し、必要な地域について病院群輪番制病院の補完として当番制により実施される協力病院による救急医療の運営事業</p>		
補助金等の交付先	一般社団法人岡山市医師会		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1件	1件	1件
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1件	1件	1件
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱第5条及び別表参照		
補助金等の支払方法（完了）	（完了前）10月：4～9月分		

前or完了後)	(完了後) 翌年4月：10～3月分		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	一般財源：24,468千円 その他(各市町からの負担金)：11,041千円		
補助金等の予算額・決算額 の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	35,509千円	35,691千円	35,509千円
	35,412千円	35,595千円	35,455千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	3月末		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有：休日または毎日の夜間における重症救急患者の医療確保(輪番又は協力病院として開設)</li> <li>・指標の内容：年間において救急医療体制を確保した日数</li> <li>・成果の評価：良好</li> </ul>		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	365日	366日	365日
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

昭和52年度に国の補助事業として始まり、翌年昭和53年に岡山県が要綱を制定し、さらにその翌年岡山市が本事業を開始した。平成17年に三位一体改革の一環として本事業が一般財源化されたことに伴い、地方自治体への国庫補助が廃止され、同様に岡山県の補助も廃止され、単市(県南東部7市町)の補助事業となったが、現在も岡山県が当初(平成19年度)に設定していた補助単価をもとに単価を設定している。

補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、毎月、市長に月別実施表により報告しなければならない。(岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱第7条)

補助金の交付対象となる経費は、補助事業の運営に必要な経費と補助事業への協力に関して必要な経費がある。

補助事業の運営に必要な経費とは、施設ごとに算出した次に掲げる額のいずれか

少ない額とする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 別表に定める基準額を基に算定した補助基本額に、年末年始(1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日まで)の診療日について補助基本額の算定の基礎となる基準単価に100分の50を乗じて得た額を加算した額

イ 補助事業の運営に必要な対象経費の実支出額

(岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱第5条第2項(1))

別表(第5条関係)

区分	基準額
病院群輪番制病院運営事業	1救急医療圏域当たり 休日及び夜間, 1診療科目につき 35,520円
協力病院当番制病院運営事業	1救急医療圏域1地区当たり 休日及び夜間, 1診療科目につき 13,500円

(出典：岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱から抜粋)

また、補助事業への協力に関して必要な経費とは、岡山市医師会が必要とする役員及び理事への報償金、職員人件費、需用費、役務費等のうち100万円を上限とする額である。(岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱第5条第2項(2))

### ③ 監査の結果

#### 【指摘4】

補助事業への協力に関して必要な経費について、実績報告書には金額(100万円)と内訳の記載はあるものの、根拠資料の提出が求められていない。

実態把握のため、根拠資料(発生日、金額のわかる資料)の提出を求める必要がある。具体的には、執行会議や理事会の議事録、職員の執務記録、その他外部業者からの請求書などである。

#### 【意見11】

岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金交付要綱で設定した単価は平成19年度以降、更新されていない。物価高等、取り巻く経済状況が大きく変化していると思われるため、医療機関や各医師会の意見等を確認しながら協議することが望ましい。

(9) 岡山市敬老会補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市敬老会補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市敬老会補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成17年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	なし (毎年実施する敬老会の開催事業に対する補助金の為。)		
補助金等の目的	広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>高齢者のこれまでの社会への功績をたたえ、その労をねぎらい、敬老の精神を養うとともに高齢者の誇りと生活への意欲を高めることを目的に、岡山市内に居住する在宅の数え年80歳以上の高齢者を対象として実施される敬老会の開催等を地域に推奨し、実施に対して支援を行う。</p> <p>事業の内容は、地域住民が、対象者のこれまでの労をねぎらい、敬老の精神を養うための式典の開催、演芸の実施、記念品の贈呈等である。</p>		
補助金等の交付先	岡山市連合婦人会及びその他の団体で敬老会を適切に開催できる団体		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8	8	10
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8	8	10
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市敬老会補助金交付要綱第7条、第14条参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	選択制		
補助金等の財源構成比	市100		

(国・県・市・その他)			
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	75,312千円	79,921千円	83,000千円
	55,825千円	68,154千円	69,631千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市敬老会補助金交付要綱第13条参照		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無 (老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条第3項の規定及び岡山市敬老会開催等要領の規定に基づき実施される敬老会の開催事業及びこれを支援する事業のため、成果指標の設定はなじまない。)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、次の各号に掲げるものに限る。ただし、補助事業の実施のための経費と認められない経費及び本人負担とすることが適当と認められる経費を除く。

- (1) 報償に係る経費
- (2) 賃金に係る経費
- (3) 需用費に係る経費
- (4) 備品購入費に係る経費
- (5) 役務費に係る経費
- (6) 委託料に係る経費
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) その他経費

## ③ 監査の結果

### 【指摘5】

岡山市敬老会補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。

本要綱には、補助事業者の適格性に関する規定として、市税完納要件や過去の交付取消しに関する規定が設けられているものの、暴力団又は反社会的勢力の排除に関する規定（いわゆる暴力団排除条項）が設けられていない。

近年、国及び多くの地方公共団体において、補助金・委託契約等の公金支出に際しては、反社会的勢力の関与を排除する規定を明文化することが一般的となっている。

しかしながら、本要綱ではこれらの規定が明示されておらず、補助金の交付対象者に暴力団等が関与する事態を事前に排除する仕組みが不十分であると認められた。

本要綱中に暴力団排除条項を明文化する等、適切な対応を講ずることが望まれる。

#### 【意見 12】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本補助金は、地域における高齢者の長寿を祝い、交流機会を確保することを目的として、町内会等が実施する敬老会の開催に対し補助金を交付するものである。しかし、制度の運用において、事業効果を把握するための指標（K P I）が設定されておらず、事務事業評価が実施されていない。

高齢化が進む中、地域での高齢者支援・孤立防止・交流促進は市の重要施策と位置付けられている。本補助金によって、高齢者の参加率、地域の見守り・交流機能の強化、自治会活動への波及効果等がどの程度実現しているのか、一定の指標に基づき評価されることが望ましい。

### (10) 軽費老人ホーム事務費補助金

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	軽費老人ホーム事務費補助金
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスの提供に要する費用補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成16年度
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	なし（これまで継続的に活用実績があり、引き続き対象となる事業者の支援を継続する必要があるため。）
補助金等の目的	ケアハウスを市内に有する経営主体に対して補助金を交付し、ケアハウスの利用者の負担を軽減することを目

	的とする。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	ケアハウスが利用者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した額について補助するもの。岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第78号）に基づくケアハウスの運営事業を対象とする。		
補助金等の交付先	岡山市内で軽費老人ホーム（ケアハウス）を経営する社会福祉法人		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	21施設	21施設	21施設
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	21施設	21施設	21施設
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	サービスの提供に要する費用基準額（実支出額とのいずれか低い額）から、入所者からの実徴収額を控除した額に、処遇改善加算額を加算した額（補助金交付要綱第6条）		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了前（補助金額が補助事業に係る全収入金額の20%以上の割合を占める場合）及び完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	449,370千円	462,940千円	481,000千円
	442,310千円	458,417千円	469,630千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	3月末を基準日として翌会計年度の4月末までに報告。		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無（補助対象の性質が、具体的な指標を定めて成果を測定することに適さないため。）		
成果を測定する指標の直	令和4年度	令和5年度	令和6年度

近3年の推移	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助金の額は以下の計算式により施設ごとに算定する。

- ・ サービス提供費用の対象経費実支出額
- ・ 県基準に定めるサービス提供費用基準額（年間）

上記のうち、いずれか少ない額

上記から、本人負担として徴収した額（又は指針が定める徴収基準額）を控除。

さらに、次のいずれか少ない額（処遇改善加算額）を加算。

- (1) 介護職員の常勤換算人数 × 9,000 円（2024 年 2～5 月は 15,000 円）
- (2) 実際の賃金改善に要した額

※1,000 円未満は切捨て

## ③ 監査の結果

### 【指摘 6】

岡山市軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスの提供に要する費用補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。

本要綱には、補助事業者の適格性に関する規定として、市税完納要件や過去の交付取消しに関する規定が設けられているものの、暴力団又は反社会的勢力の排除に関する規定（いわゆる暴力団排除条項）が設けられていない。

近年、国及び多くの地方公共団体において、補助金・委託契約等の公金支出に際しては、反社会的勢力の関与を排除する規定を明文化することが一般的となっている。

しかしながら、本要綱ではこれらの規定が明示されておらず、補助金の交付対象者に暴力団等が関与する事態を事前に排除する仕組みが不十分であると認められた。

本要綱中に暴力団排除条項を明文化する等、適切な対応を講ずることが望まれる。

### 【意見 13】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本補助金は、軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用者負担を軽減し、高齢者が継続的に安心して生活できる環境を確保することを目的として交付されている。しか

しながら、要綱及び運用において、補助金の効果測定を行うための具体的な指標（K P I）が設定されておらず、事業成果の達成状況を検証するための事務事業評価が実施されていない。

補助金は公金の支出である以上、その支出が目的に照らして適切な効果を生んでいるかを検証する仕組みが不可欠である。特に、軽費老人ホーム事業は利用者の生活基盤確保に直結する福祉事業であることから、利用者負担の軽減効果、サービス提供の質の維持、施設運営の安定性等について、定量的・定性的な観点から評価する体制の整備が必要と考えられる。

#### (11) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)交付要綱		
補助金等の創設年度	平成28年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	なし(申請状況等により、毎年度、制度の見直しや終了について検討することとしているため。)		
補助金等の目的	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、費用の一部を補助すること。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、費用の一部を補助するもの。 特別養護老人ホームの整備や建て替えに伴う備品の導入、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入軽費の一部を補助する。		
補助金等の交付先	社会福祉法人		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	3	2
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3	3 (令和4繰越分)	2(現年分) 3(令和5繰越分)
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		

補助金等の額の算出方法	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)交付要綱別表(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のとおり。		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比(国・県・市・その他)	国100		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	93,002千円	102,003千円	23,856千円
	27,361千円	(現年) 0 (令和4年繰越) 56,575千円	(現年) 22,447千円 (令和5年繰越) 99,384千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了検査後すみやかに		
実績報告の審査の方法(提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無(有の場合はその内容)(無の場合はその理由)	無		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助金の内容は以下のとおりである。

(岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)交付要綱別表(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業より)

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分	補助単価	単位	対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費			
地域密着型特別養護老人ホーム 広域型特別養護老人ホーム	914千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			
定員30名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 養護老人ホーム 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	458千円 ※大規模修繕に要する経費の額の3倍を補助上限とする。	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。)
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	458千円 ※大規模修繕に要する経費の額の3倍を補助上限とする。	定員数	

③ 監査の結果

【指摘7】

岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)交付要綱には暴力団排除条項がない。

本補助金は、介護施設等の整備を促進し、地域医療・介護提供体制の確保を図るために交付されるものであり、事業を実施する法人は施設整備という公共性の高い事業を担う立場にある。しかしながら、本要綱においては、補助事業者が暴力団又はその他の反社会的勢力と関係を有しないことを確認するための「暴力団排除条項」が規定されていない。

国及び他自治体においても、補助金・委託契約・指定管理者制度等において暴力団排除条項を明文化することが一般化している。しかし本要綱では、暴力団排除に関する明示的な条項が存在せず、補助事業者が暴力団等の影響下でないことを事前に確認する仕組みが制度上担保されていない。

施設整備補助は多額の公金支出を伴い、対象者は社会福祉法人等の公共性の高い団体に限られるとはいえ、制度的に暴力団排除を明文化しておくことは、公金支出の透明性と適正性を確保するために不可欠である。

【意見14】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本補助金は、岡山市における介護施設等の整備を推進し、地域における介護提供体制の確保を目的として交付されている。事業内容は施設整備、ユニット化改修、開設準備経費、感染症対策設備の整備など多岐にわたり、地域包括ケアシステムの基盤強化に直結する重要な事業である。

しかしながら、本要綱及び運用において、補助金の成果を把握するための具体的な効果測定指標（K P I）が設定されておらず、補助事業の成果や目的達成状況を検証する事務事業評価も実施されていない。

施設整備補助は支出額が大きく、事業の実施によって

- ・介護サービス利用定員の拡大
- ・待機者の解消状況
- ・基準を満たす設備環境の整備
- ・介護人材の処遇改善・業務効率化効果
- ・感染症対策設備の整備によるリスク低減

等の成果が期待される事業であるが、これらの効果が制度として体系的に検証されていない。

現状では、工事進捗報告や完了報告により事務的な確認は行われているものの、事業目的に照らした成果がどの程度実現したのか、また翌年度以降の計画にどのように反映すべきかを評価する仕組みが構築されていない。

このため、市として補助金の投入効果を客観的に説明することが難しく、また地域医療・介護基盤整備の最適化に向けたP D C Aサイクルが十分に機能していないと考えられる。

よって、補助金の適正執行及び施策効果の最大化の観点から、

- (1) 施設整備に伴う成果指標（例：定員増の実績、整備による機能改善、感染症対策効果等）の設定
- (2) 補助事業の進捗及び成果に関する事務事業評価の導入
- (3) 評価結果を翌年度以降の整備計画や予算措置へ反映する体制の整備が望まれる。

## (12) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱

補助金等の創設年度	令和元年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定められていない(申請状況等により、毎年度、制度の見直しや終了について検討することとしているため。)		
補助金等の目的	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>スプリンクラー設備等の整備、耐震化修繕・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策強化及び倒壊の危険性のあるブロック塀等の整備事業に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>補助対象事業は、スプリンクラー設備等の整備、耐震化修繕・大規模修繕等、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策強化及び倒壊の危険性のあるブロック塀等の整備事業である。</p>		
補助金等の交付先	現に岡山市において高齢者福祉施設等の運営を行っている法人等		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	1	2
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	2(前年繰越1)	0
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱 別表3(第4条関係)のとおり。		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国:1/2、市:1/4(残りは事業者負担)		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	34,186千円	22,885千円	39,137千円
	7,125千円	(現年) 8,343千円 (令和4年繰越) 5,901千円	一千円
実績報告の有無	有		

実績報告の時期	事業を完了した日から起算して1箇月を超えない日又は当該交付金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日まで		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

区分	主な内容	補助率・補助額の考え方
スプリンクラー設備等整備事業(小規模)	スプリンクラー、火災報知設備等の整備	補助率 10/10 (全額)
認知症GH等防災改修等支援	耐震化、防災改修、非常用設備等(小規模中心)	補助率 10/10
非常用自家発電設備整備(広域)	発電設備の整備(総事業費5百万円以上)	国 1/2、市 1/4、事業者 1/4
水害対策強化事業	止水板、排水設備等の水害対策	国 1/2、市 1/4、事業者 1/4
給水設備整備事業	井戸、給水設備等の整備	国 1/2、市 1/4、事業者 1/4 (地域密着型は市長認定額)
安全対策強化事業	防犯・事故防止・安全設備整備	国 1/2、市 1/4、事業者 1/4

## ③ 監査の結果

### 【指摘8】

本補助金の交付申請書に添付された事業計画書を検証したところ、「10 補助金交

付申請額」に記載されている金額について、誤った記載が含まれている事例が発見された。

「補助金交付申請額」は、補助金交付決定額の算定及び審査の基礎となる重要な項目である。当該欄に記載誤りが存在することは、補助金交付決定に係る審査の正確性を損なうおそれがあり、補助金事務の適正な執行の観点から問題がある。

補助金交付申請額の記載誤りが是正されないまま事務処理が進められた場合、

- ・補助金交付額の算定誤り
- ・補助対象経費の認識相違
- ・事後的な修正や確認作業の発生

など、事務の信頼性及び効率性の低下につながるおそれがある。

補助金交付申請に際しては、

- ・事業計画書の「補助金交付申請額」について、算定根拠との整合性を十分に確認すること
- ・誤りが判明した場合には、速やかに修正を求める運用を徹底すること
- ・審査段階におけるチェック体制を強化すること

等により、申請書類の正確性を確保することが望まれる。

#### 【指摘9】

岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。

本補助金は、高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備、防災改修、非常用自家発電設備、水害対策、給水設備、安全対策等の整備を支援することにより、高齢者等の安全確保及び福祉サービス提供体制の強化を図ることを目的としている。事業の性質上、対象となる法人は、地域福祉の中核をなす社会福祉法人等の公共性の高い事業者である。

しかしながら、本要綱においては、補助事業者が暴力団その他の反社会的勢力に該当せず、その支配・影響を受けていないことを確認するための「暴力団排除条項」が規定されていない。

国及び多くの地方公共団体において、補助金・委託契約・指定管理者制度等に暴力団排除条項を明文化することは一般化している。しかし、本要綱では、暴力団排除に関する明示的な規定が存在しないため、補助事業者やその関係者が暴力団等と関係を有していないことを、制度上明確に担保する仕組みが不十分であると認められる。これは、多額の施設整備費に係る公金支出を伴う事業であることに鑑みると、公平性・透明性及び市民からの信頼の観点から望ましい状態とはいえない。

したがって、本補助金制度の適正な運用及び公金支出に対する社会的信頼性の向上の観点から、

- (1) 本要綱に暴力団排除条項を明文化すること

- (2) 補助金申請時に反社会的勢力との関係がない旨を誓約させる書類の提出を求めること
- (3) 岡山市補助金等交付規則及び岡山市暴力団排除基本条例との整合を図ること

等の措置を講ずることが望まれる。

#### 【意見 15】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本補助金は、岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱に基づき、高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備、防災改修、非常用自家発電設備、水害対策強化、給水設備整備、安全対策強化などを支援することにより、利用者の安全性向上及び災害・事故時の事業継続性の確保を図ることを目的としている。

しかしながら、要綱及び運用の実態において、補助金の効果を測定するための具体的な指標（例：スプリンクラー等の整備率、対象施設の安全対策実施率、災害時の事業継続性に関する指標等）が設定されておらず、補助事業の成果や目的達成状況を検証する事務事業評価も実施されていない。

現行制度では、工事の完了報告や事業実績書の提出により、事務的な進捗・完了の確認は行われているものの、補助金投入によりどの程度安全性が向上したのか、施設整備によって災害・事故時のリスクがどの程度低減したのか、どの整備メニューが効果的であったかといった点が、定量的・定性的な観点から体系的に評価されておらず、翌年度以降の事業設計や優先順位付けに十分反映されていない。

この結果、本補助金が地域の高齢者福祉・防災力の向上にどの程度寄与しているのか、市として客観的に説明することが難しく、補助金制度としてのPDCAサイクルが十分に機能していないと認められる。

したがって、公金支出の適正性及び施策効果の最大化の観点から、

- (1) 整備事業ごとに、成果を把握するための効果測定指標（例：整備後の整備率、対象施設数、災害・事故発生時の影響度の変化等）を設定すること
- (2) これらの指標に基づき、補助事業の成果を検証する事務事業評価を実施すること
- (3) 評価結果を次年度以降の予算配分や事業メニューの見直し等に反映させる仕組みを構築すること

等が望まれる。

(13) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費補助金）

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費補助金）		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱		
補助金等の創設年度	平成30年度		
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）の整備計画により実施している。		
補助金等の目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を促進するため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備しようとしている事業者に対し、工事費等の経費について補助する。		
補助金等の交付先	整備しようとする事業者		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	市内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所にメールで募集をかけている。		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）実施要綱に基づき算出。		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	県10／10		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	17,820千円	11,880千円	12,940千円

	－円	－円	－円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了後		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	指標の内容：事業所数 評価結果：補助金の利用はないが、事業所の普及拡大という目標に対して、指標は増加で推移している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	12事業所	13事業所	14事業所
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助金の交付対象とする事業は、下記の通りである(岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分)交付要綱第3条)。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- (3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

このうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費補助金は、(1)地域密着型サービス等整備助成事業に対して、交付される。

補助金の額は、次に掲げる額を限度とし、市長が決定した額とする。この場合において、本補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助単価(6,470千円)に単位の数(施設数)を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額と、事業を実施するために必要な経費の総額(総事業費)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

なお、次に掲げる費用については、別表の対象経費から除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他、本補助金の趣旨に鑑み、適当と認められない費用

別表

事業	区分	補助単価	単位	対象経費
(1)地域 密着型 サービス等 整備 補助成 事業	看護小規模多機能型居宅介護 事業所	36,600 千円	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数	ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(出典：岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分)交付要綱から抜粋)

③ 監査の結果

【意見 16】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)の整備計画において、補助金を交付することでサービス事業開始時の負担が軽減され事業に参入しやすくする効果はあるものの、令和6年度に交付実績はなく、予算(12,940千円)が未消化のままとなっている。なお、令和7年度は応募がなかった。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望まれる。

【意見 17】

補助金の効果測定のための指標として新設の事業所数を設けているが、補助金が活用されていないにも関わらず事業所数が増加していた。

補助金の活用ではない要因でも事業所が増加するのであれば、補助金の活用に絞った別の指標を検討することが望ましい(例えば、補助金を活用した事業所数)。

(14) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助金)

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助金)		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分) 交付要綱		
補助金等の創設年度	平成30年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)の整備計画により実施している。		
補助金等の目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を促進するため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設しようとしている事業者に対し、開設時から安定した質の高いサービス提供するための体制整備等を支援するために必要な需用費等の経費について補助する。		
補助金等の交付先	開設しようとしている事業者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	0
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	0
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	市内の介護保険事業所にメールで募集をかけるとともにホームページで募集をしている。		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)実施要綱に基づき算出。		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	県10/10		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	42,000千円	28,000千円	30,600千円
	14,000千円	5,033千円	－円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了後		

実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	指標の内容：事業所数 評価結果：事業所の普及拡大という目標に対して、指標は増加で推移している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	12事業所	13事業所	14事業所
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助金の交付対象とする事業は、下記の通りである(岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分)交付要綱第3条)。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- (3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

このうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助金は、(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に対して、交付される。

補助金の額は、次に掲げる額を限度とし、市長が決定した額とする。この場合において、本補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助単価(15,300千円)に単位の数(施設数)を乗じて得た額と、対象経費の実支出とを比較して少ない方の額

ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援については、大規模修繕に要する経費の額の3倍を補助上限とし、別表の補助単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

なお、次に掲げる費用については、別表の対象経費から除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他、本補助金の趣旨に鑑み、相当と認められない費用

別表

事業	区分	補助単価	単位	対象経費
(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	看護小規模多機能型居宅介護事業所	914 千円	宿泊定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300 千円	施設数	
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発 0414 第1号・老振発 0414 第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。)
	定員30名以上の広域型施設等			
	介護老人保健施設	458 千円	定員数	
	介護医療院			
定員29名以下の地域密着型施設等				
小規模な介護老人保健施設	458 千円	定員数		
小規模な介護医療院				
認知症高齢者グループホーム				

(出典：岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分)交付要綱から抜粋)

③ 監査の結果

【意見 18】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)の整備計画において、補助金を交付することでサービス事業開始時の負担が軽減され事業に参入しやすくする効果はあるものの、令和6年度に交付実績はなく、予算(30,600千円)が未消化のままとなっている。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望ましい。

なお、令和7年度は1件の応募があり、令和8年1月に交付申請が行われている。

【意見 19】

補助金の効果測定のための指標として新設の事業所数を設けているが、補助金が活用されていないにも関わらず事業所数が増加していた。

補助金の活用ではない要因でも事業所が増加するのであれば、補助金の活用に絞った別の指標を検討することが望ましい(例えば、補助金を活用した事業所数)。

(15) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分)		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分) 交付要綱		
補助金等の創設年度	平成30年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)の整備計画により実施している。		
補助金等の目的	看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進するため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備しようとしている事業者に対し、工事費等の経費について補助する。		
補助金等の交付先	整備しようとする事業者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	市内の小規模多機能型居宅介護事業所にメールで募集をかけている。		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)実施要綱に基づき算出		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	県10/10		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	33,600千円	33,600千円	36,600千円

	－円	－円	－円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了後		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	指標の内容：事業所数 評価結果：補助金の利用はないが、事業所の普及拡大という目標に対して、指標は増加で推移している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5事業所	5事業所	6事業所
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助金の交付対象とする事業は、下記の通りである(岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分)交付要綱第3条)。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- (3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

このうち、看護小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助金は、(1)地域密着型サービス等整備助成事業に対して、交付される。

補助金の額は、次に掲げる額を限度とし、市長が決定した額とする。この場合において、本補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助単価(36,600千円)に単位の数(施設数)を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額と、事業を実施するために必要な経費の総額(総事業費)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

なお、次に掲げる費用については、別表の対象経費から除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他、本補助金の趣旨に鑑み、相当と認められない費用

別表

事業	区分	補助単価	単位	対象経費
(1)地域 密着型 サービス等 整備助成 事業	看護小規模多機能型居宅介護 事業所	36,600 千円	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数	ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(出典：岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分交付要綱から抜粋)

③ 監査の結果

【意見 20】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)の整備計画において、補助金を交付することでサービス事業開始時の負担が軽減され事業に参入しやすくする効果はあるものの、令和6年度に交付実績はなく、予算(36,600千円)が未消化のままとなっている。

本補助金を廃止する予定がないのであれば、補助金の利用状況が向上しない要因を把握することが望まれる。

【意見 21】

補助金の効果測定のための指標として新設の事業所数を設けているが、補助金が活用されていないにも関わらず事業所数が増加していた。

これは、増加した1事業所の建物が賃貸物件であったため補助金の対象外であったことが要因であるが、補助金の活用ではない要因でも事業所が増加するのであれば、補助金の活用に絞った別の指標を検討することが望ましい(例えば、補助金を活用した事業所数)。

(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	令和元年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱(国)に基づく補助金であり、国の終期が未定のため。		
補助金等の目的	高齢者施設等の防災・減災対策を推進する		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。</p> <p>① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業                  ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業                  ③ 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化事業・給水設備整備事業・安全対策強化事業</p>		
補助金等の交付先	高齢者福祉施設等		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	0	9
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	0	7
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無(公募はしていないが、前年度8月ごろに対象サービス事業所に対し、希望調査を行う)		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱(国)に基づき算出		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 (国 10/10、上限額有)		

	② 認知症グループホーム等防災改修等支援事業（国 10 / 10、上限額有） ③ 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化事業・給水設備整備事業・安全対策強化事業（国 1 / 2、市 1 / 4、事業者 1 / 4）		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	16,245千円	19,367千円	96,965千円
	2,045千円	4,459千円	55,860千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了後		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無（防災・減災に推進するための各事業所に対する補助金であり指標設定が困難）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

補助金の交付対象となる事業、基準単価、対象経費、補助率及び補助金額は、別表3に定めるとおりである（岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第4条）。

なお、次に掲げる費用については、交付の対象としない（岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第5条）。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

また、補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない（岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第8条第12項、岡山市地域

介護・福祉空間整備等施設整備工事に係る基準。

別表3（第4条関係）

区分	交付基準単価	単位	補助率			対象経費	補助金額
			国	市	事業者		
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							
延べ床面積が1,000㎡未満の施設であって、スプリンクラー設備を整備する場合	9,710 円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	10/10			<p>既存の小規模高齢者福祉施設等のスプリンクラー設備等整備事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と交付基準単価とを比較して少ない方の額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	
延べ床面積が1,000㎡未満の施設であって、消火ポンプユニット等を設置する場合の加算	2,440千円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと	10/10				
延べ床面積が300㎡未満の施設であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと	10/10				
延べ床面積が500㎡の施設であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと	10/10				
<p>(地域密着型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウス</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul> <p>(広域型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム(ケアハウス・B型)</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>							
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業							
<p>(地域密着型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別介護老人ホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>	総事業費800千円以上(非常用自家発電は除く)の整備かつ15,400千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	10/10			<p>耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電設備整備、水害対策強化事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と交付基準単価とを比較して少ない方の額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	
<p>(地域密着型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)</li> <li>・緊急ショートステイ</li> <li>・施設内保育施設</li> </ul>	総事業費800千円以上(非常用自家発電は除く)の整備かつ7,730千円の範囲内で市長が認めた額		10/10				

別表3 (第4条関係)

区分	交付基準単価	単位	補助率			対象経費	補助金額
			国	市	事業者		
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業							
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	燃料タンクを除く総事業費 5,000 千円以上の整備で市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備、水害対策強化事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と交付基準単価とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
高齢者施設等の水害対策強化事業							
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	総事業費 800 千円以上の整備で市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	高齢者施設等の水害対策強化事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と交付基準単価とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
高齢者施設等の給水設備整備事業							
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	高齢者施設等の給水設備整備事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と交付基準単価とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	総事業費 5,000 千円以上の整備で市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	高齢者施設等の給水設備整備事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と交付基準単価とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表3 (第4条関係)

区分	交付基準単価	単位	補助率			対象経費	補助金額
			国	市	事業者		
高齢者施設等の安全対策強化事業							
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・ケアハウス ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護ステーション ・介護予防拠点 ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	市長が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	高齢者施設等の安全対策強化事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と交付基準単価とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(A型・特A型・B型) ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	市長が認めた額		1/2	1/4	1/4		

(出典：岡山市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱から抜粋)

### ③ 監査の結果

#### 【指摘10】

岡山市が作成した様式のうち、日付の欄がないものがある(以下参照)。他の様式同様に日付の欄を設けることを検討する必要がある。

- ・事業計画書(様式第2号)
- ・事業実績書(様式第7号)

#### 【指摘11】

事業実績書(様式第7号)に記載の添付資料(工事完了を確認するに足る検査済証の写し)を必須のものではないとして入手していない事例もあった。

実績報告書を提出する際に、日付確認をより確実に行うために、添付資料に工事完了日を工事業者が証明する資料を追加することが必要である。

#### 【指摘12】

申請及び実績報告時に、下記の資料について、一部には撮影日が記載されているが、現地確認をしない場合には、現況写真内に日付が印字されていることを要件とする必要がある。

- ・計画箇所の現況写真
- ・完成写真

#### 【指摘 13】

申請及び実績報告時に、下記の資料が添付されていないものがあつた。  
添付資料として不要であれば、削除することを検討する必要がある。

- ・【申請】 工事工程表
- ・【実績報告】 各室の面積表

#### 【指摘 14】

書面上の申請日よりも前の日付で交付申請書及び交付決定前着手届が提出されていた。

時系列を正しくするために申請日及び届出日の訂正を求める運用に変更する必要がある。

#### 【指摘 15】

申請時(令和6年10月15日)に、取得日(平成27年9月24日)が直近ではない全部事項証明書(建物・土地)が提出されていた。

別途覚書等で対応しているが、原則通り直近の証明書を求める運用にする必要がある。

#### 【指摘 16】

実績報告時に添付される工事費項目別内訳書のうち、現場管理費及び一般管理費について、工事総額に占める比率が25%と比較的大きいものにも関わらず、内容を把握していなかった。

具体的用途を把握し、不必要な支出がないか確認する必要がある。

#### 【指摘 17】

実地調査を行う際に、調査時の現場写真撮影や立会人のサイン等の授受が行われていない。

現場にて実績報告通りであるか確認したことを立証するために、実地調査手続に追加する必要がある。

#### 【意見 22】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(17) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱		
補助金等の創設年度	令和4年度		
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	地域医療介護総合確保基金管理運営要領（国）に基づく補助金であり、国の終期が未定のため。		
補助金等の目的	介護施設等において、新型コロナウイルス感染拡大を防止する。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>介護施設等において、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、①②の費用を補助する。</p> <p>① 多床室の個室化 感染が疑われるものが複数人発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費</p> <p>② 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備 各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費、家族面会室の整備等</p>		
補助金等の交付先	介護施設等		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	0	0
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	0	0
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	<p>無 （公募はしていないが、前年度8月ごろに対象サービス事業所に対し、希望調査を行う）</p>		

補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）実施要綱に基づき算出		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比（国・県・市・その他）	県2／3（上限あり）		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,000千円	－千円	42,800千円
	6,820千円	－千円	－千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了後		
実績報告の審査の方法（提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無（有の場合はその内容）（無の場合はその理由）	無 （感染症対策のための補助金であり指標設定が困難。）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	－	－	－
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

補助金の交付対象とする事業は、下記の通りである（岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱第3条）。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- (3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

このうち、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金は、(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に対して、交付される。

補助金の額は、次に掲げる額を限度とし、市長が決定した額とする。この場合において、本補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

なお、次に掲げる費用については、別表の対象経費から除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他、本補助金の趣旨に鑑み、適当と認められない費用

別表

事業	区分	補助単価	単位	対象経費
(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,090 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540 千円	1 か所	
	家族面会室の整備等経費支援	3,820 千円	施設・事業所	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,070 千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	

（出典：岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱から抜粋）

③ 監査の結果

【意見 23】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になり、インフルエンザと同等となったため、令和6年度の補助金等の申請件数はゼロとなった。また、令和7年度においても令和7年9月末時点で申請はなく、令和8年度の要望調査でも要望はなかった。

本補助金の廃止に向けての検討が望まれる。

【意見 24】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析

する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(18) 障害者福祉施設整備費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	障害者福祉施設整備費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 障害・生活福祉部 障害福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成24年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	国の補助事業であり、国と同様の扱いとしているため。		
補助金等の目的	社会福祉施設等入所者の福祉の向上を図るため。		
補助金等の概要	社会福祉施設等の施設整備及び設備整備に要する費用に対し、補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設等の施設であって、令和6年度中に創設、増築、改築、大規模修繕等の整備を行う事業。		
補助金等の交付先	社会福祉法人		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	2	3
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	2	3
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有り (岡山市ホームページや、障害者施設等を運営している市内の社会福祉法人等にメールで情報提供し、募集。)		
補助金等の額の算出方法	対象経費×3/4又は基準単価のいずれか低い方を社会福祉施設等施設整備費補助金として交付する。		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国：2/3、市：1/3		

補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	755,630,000	640,329,000	552,304,000
	534,280,000	281,350,000	357,325,000
実績報告の有無	有り		
実績報告の時期	岡山市補助金等交付規則第16条 完了した日から起算して20日以内 ※岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第6条において、別途実施状況報告が必要 工事着工報告（工事着工の日から7日以内）、工事進捗状況報告（隔年12月末日現在の状況を翌月10日まで）		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	無し （補助採択前に審査会を開催し、申請希望の各施設に対する採点評価を行っているため）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有り		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

本補助金は、国が実施する社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業を受けて実施されるものであり、社会福祉施設等入所者の福祉の向上を図ることを目的として、社会福祉施設等の施設整備及び設備整備に要する費用を補助するためのものである。

具体的には、以下のような事業の推進・整備が目的とされる。

- ・ 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進  
障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。
- ・ 耐震化・防災対策の推進  
障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強

「韌化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

また、国の事業の概要としては、地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図るものであり、具体的な整備区分として以下が定められている。

- ・創設…新たに施設を整備すること。
- ・増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
- ・改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
- ・大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

本補助金は、社会福祉法人等が障害福祉サービス等のための施設等を整備する場合だけでなく、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を行う場合にも対象となるが、改修等の例としては以下が示されている。

- (1) 施設の一部改修
- (2) 附帯設備の改造
- (3) 冷暖房設備の設置等
- (4) 施設の模様替
- (5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修
- (6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修
- (7) 介護用リフト等特殊附帯工事
- (8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等
- (9) 生産設備近代化整備等

岡山市では、上記の国の施策に則って実際の事業を行うものであるが、補助対象となる事業の範囲が広く、また複雑なことから市では事前の相談を行うなど、補助金の活用が進むよう便宜を図っている。

実際の補助金の交付額の算定に際しては、以下の手順により実施される。

- (1) 総事業費から寄付金等の金額を控除した額と補助対象経費の実支出額の合計額を比較し、いずれか低い金額を算定する。
- (2) (1) で算定された金額に3/4を乗じる。
- (3) 本要綱の定めに基づく補助基準額を算定する。
- (4) (2) と(3)のいずれか低い金額を交付額として決定する。

### ③ 監査の結果

【意見 25】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

本補助金の要綱第 11 条では、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないと定められている。

補助事業者において消費税の還付が生じ、岡山市に対する補助金の返還が必要となることも考えられることから、岡山市においても補助事業者が課税対象事業者であるかを事前に把握することが望ましい。

一方で現状の交付申請書類等では、補助事業者が消費税の課税事業者に該当するかといった一定の情報について特段の記載項目を設けていない。したがって、補助金の交付手続がより適切に執行されるよう、申請者の消費税の取扱いについても把握できるよう申請書等の様式の見直しが望まれる。

(19) 障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金
補助金等の所管課	保健福祉局 障害・生活福祉部 障害福祉課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金交付要綱
補助金等の創設年度	令和 4 年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	国の補助事業であり、国と同様の扱いとしているため。
補助金等の目的	障害児通所支援事業所において、置き去り事故の防止等、子どもの安全を守るため。
補助金等の概要	障害児通所支援事業における、送迎用車両の改修や子ども見守りサービス機器導入、登降園管理システムに係る経費を補助する。

補助対象事業の概要	<p>(ア) 障害児通所支援事業の送迎用車両に安全装置（ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置）を設置するために要した費用のうち、工事請負費、役務費、委託料、需用費、備品購入費、リース料及び、支出経費に係る消費税。</p> <p>(イ) ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入するために要した経費のうち、装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用。</p> <p>(ウ) 登降園管理システムを導入するために要した経費のうち、装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用。</p>		
補助金等の交付先	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（送迎用車両の改修のみ）		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	63	0
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	59	0
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	<p>有り （メールにて市内の全障害児通所支援事業所に確認）</p>		
補助金等の額の算出方法	<p>事業所ごとに、補助対象経費の実支出額から寄附金その他収入金を控除した額と別表の補助基準額の欄に定める基準額（（ア）175千円、（イ）200千円、（ウ）200千円（端末購入を行わない場合）700千円（端末購入を行う場合））を比較して、少ない方の額に同表の補助率の欄に定める補助率（（ア）10/10、（イ）4/5、（ウ）4/5）を乗じた額を限度とする。</p> <p>（ア）は1円未満切捨て、（イ）（ウ）は1,000円未満切捨て。</p>		
補助金等の支払方法 （完了前or完了後）	完了前		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	（ア）送迎用バスの改修支援：国 100（1台あたり175千円が上限）		

	(イ) ICTを活用した子どもの見守り支援：国 75、市 25（1事業所あたり 160 千円が上限） (ウ) 登降園管理システム支援事業：国 75、市 25（1事業所あたり 200 千円（端末購入を行わない場合）が上限）、（1事業所あたり 700 千円（端末購入を行う場合）が上限）		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	59,000,000 (令和5年へ繰越)	0	11,955,000
	0	24,840,250	0
実績報告の有無	有り		
実績報告の時期	岡山市補助金等交付規則第16条 完了した日から起算して20日以内		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	無し (86事業者(対象事業者の35%)に対して交付を行っており、交付対象事業者における安全装置等の取り付けについて、完成写真や領収書の確認により成果を把握しているため)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無し		
備考	(ア) (送迎用バスの改修支援事業) について、令和4年度2月補正にて予算を計上(令和5年度に繰越)し、令和5年度に実績あり。(ア) (イ) (ICTを活用した子どもの見守り支援事業) (ウ) (登降園管理システム支援事業) について、(ア) は令和5年度で終了(国庫補助事業終了)し、(イ) (ウ) は市内全事業所に通知するも応募無く、結果実績無し。		

(出典：所管課からの調査票回答)

② 補助金等の概要

本補助金は、園児が送迎バスに置き去りにされた結果死亡した事件を受けて、国が送迎用バスに対する安全装置の装備等を義務付けるとともに、これに要する費用を支援するための事業として発足した。

国の制度発足を受けて、市でも送迎用車両への安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入及び登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、置き去り事故の防止等子どもの安全を守ることを目的として補助事業を開始しており、下記3つの事業が対象となる。

(ア)送迎用バスの改修支援事業

子供の送迎用バスへの安全装置の装備を支援する事業

(イ)ICTを活用した子どもの見守り支援事業

適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理システムの導入に必要な経費を支援する事業

(ウ)登降園管理システム支援事業

ICTを活用した子供見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入に必要な経費を支援する事業

上記のうち、(ア)送迎用バスの改修支援事業については、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備の義務付けの経過措置が令和6年3月31日までとされ、令和5年度中での対応が完了することから、同年度において終了している。一方で、残る2つの事業については令和6年度を対象として補助制度が存続している。

### ③ 監査の結果

**【意見26】**

岡山市障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金交付要綱第5条において、上記(ア)送迎用バスの改修支援事業は令和4年9月5日以降かつ令和6年3月31日までに導入及び支払いを完了したもの、(イ)ICTを活用した子どもの見守り支援事業及び(ウ)登降園管理システム支援事業は令和5年4月1日以降かつ令和6年3月31日までに導入及び支払いを完了したものに係る経費に限る、とされている。

岡山市では、(イ)ICTを活用した子どもの見守り支援事業及び(ウ)登降園管理システム支援事業については令和6年度においても継続事業として本補助制度を継続していることから、補助金の要綱を適切に改正することが望まれる。

(20) 居住生活移行支援事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	居住生活移行支援事業費補助金		
補助金等の所管課	保健福祉局 障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市居住生活移行支援事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	令和2年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	令和6年度		
補助金等の目的	生活困窮者や生活保護受給者が賃貸住宅で安心して暮らせる環境を整えることを目的に、支援団体の居住生活移行支援活動を促進するため。		
補助金等の概要	<p>補助金の交付対象となる経費は、補助事業の実施に必要な以下のものに限る。なお補助金額は、300万円または対象経費の合計額のうち低い方を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門家への報酬（謝礼など）</li> <li>・必要な人件費（一時雇用の賃金含む）</li> <li>・事業に必要な物品購入費（1点30万円未満、税込）</li> <li>・活動広報費</li> </ul>		
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅移行に向けた相談支援</li> <li>・居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援</li> <li>・岡山市内に関する入居しやすい住宅の確保等に向けた取組</li> </ul>		
補助金等の交付先	岡山市内を活動エリアとしている居住支援法人等		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	6	6
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	6	6
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ等のホームページへの掲載</li> </ul>		
補助金等の額の算出方法	補助金額は、300万円または対象経費の合計額のうち低い方を上限とする。		

補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比（国・県・市・その他）	国3 / 4		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円
	18,000,000円	18,000,000円	18,000,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	次年度の4月		
実績報告の審査の方法（提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出審査書類のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無（有の場合はその内容）（無の場合はその理由）	無 ・生活困窮者や生活保護受給者が賃貸住宅で安心して暮らせる環境を整えることを目的とした活動を支援する補助金であるため、数字等の指標では測りづらい。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

賃貸住宅の賃借等に困難を抱えている生活困窮者や生活保護受給者に対して、アパート等の入居支援や定着支援まで一貫した定住支援を行う。例えば物件探しや契約支援等について活動を実施する事業者を補助事業者として選定している。

住まいに関する相談は、コロナ禍により増加傾向にあり、また近年の物価高騰などの影響で住まいを失った又は失うおそれのある者が増加しており、引き続き民間事業者による支援が必要とされている。

本補助金の補助対象となる団体は6団体であり、ここ数年は当該団体が継続して補助事業者とされている。

## ③ 監査の結果

### 【指摘18】

実績報告の際に提出される決算資料について、領収書などの証憑と突合をしてい

ない。

本要綱第 11 条では実績報告にかかる書類の提出を求めているが、岡山市では決算資料と領収書などの証憑について突合を行っておらず経費支出の正確性について検討がなされていない。また人件費については雇用の事実があるかどうかについても判断できる資料がないため、給与明細や賃金台帳等でその実在性を確認するとともに、事業実施に当たって活動状況がわかる資料に担当者名を記載することを求めるなど実際に事業活動に携わっているかについて確認をする必要がある。

#### 【指摘 19】

補助金の交付決定前に補助事業が開始されている。

岡山市補助金等交付規則第 2 条第 3 号では補助事業者は補助金等の交付を受け、補助事業等を行うものをいうと定義されており、交付決定を受ける前は補助事業者ではない。事業報告資料様式第 12 号別紙において、相談実績を閲覧した結果、交付決定日である令和 6 年 4 月 11 日より前の令和 6 年 4 月 1 日から 4 月 10 日の事業についても補助事業として含まれていることが発見された。このことは岡山市補助金等交付規則に定める補助事業者の定義に反するため是正が必要である。

#### 【意見 27】

補助金交付対象となる補助対象経費の消費税の取扱いが明確でない。

補助金等については、消費税まで補助対象としていない場合が通常であるが、本補助金では本要綱に消費税についての取扱いが明記されておらず、補助対象経費中には備品購入費用など消費税の取扱いがある経費が含まれていることから、消費税の取扱いについて本要綱に定めるなどの検討をされたい。

### (21) 岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払
補助金等の所管課	保健福祉局 健康衛生部 保健管理課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱
補助金等の創設年度	平成31年 4 月
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	無 (継続的な補助事業実施の必要性があるため。)
補助金等の目的	妊婦健康診査の受診を勧奨するため。

補助金等の概要・補助対象事業の概要	妊婦一般健康診査及び産婦健康診査の対象者のうち、里帰り出産等の理由により、岡山県外で妊婦健康診査又は産婦健康診査を受診する者について、費用の全額又は費用の一部を助成することにより、健康診査の受診を勧奨し、対象者の疾病等の早期発見、早期治療に努めることを目的とする。県外の医師又は助産所の助産師により行われる妊婦又は産婦に対する健康診査で、それぞれ別に定める健康診査種別に応じた検査等を実施したものに對して償還払いを行う。		
補助金等の交付先	岡山市に住所を有する妊婦及び産婦で、県外医療機関等で第4条に定める健康診査を受診した者とする(岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱第3条)。なお、助成対象とする健康診査は、日本国内の医師又は助産所の助産師により行われる妊婦又は産婦に対する健康診査で、それぞれ別表1、別表2の健康診査種別に応じた検査等を実施したものとする(岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱第4条)。		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	413	359	301
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	413	359	301
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 (岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱第5条)。		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100(一部 国50、市50)		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	21,553千円	20,309千円	20,309千円
	14,450千円	12,803千円	11,374千円
実績報告の有無	無		

実績報告の時期	—		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	—		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) 無の場合はその理由)	無(補助対象の性質が、具体的な指標を定めて成果を測定することに適さないため。)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助対象経費の範囲は健康保険対象外の健診に関するものであり、文書関係や物品等は対象外である。また、保険対象の検査も対象外である。公費助成限度額は、岡山県の妊婦健診の参考単価(通知)を元にしており、診療報酬の改定に伴い、岡山県が見直し・変更を行っている。

ホームページでの周知している他、妊娠届時に窓口で説明するだけでなく、妊娠届出時に渡す「子育てプラン」という書面にも記載し周知している。また、アプリ(母子モ)のプッシュ通知でも案内を送っている。

公費助成限度額は、以下の通りである。

別表1（第4条，第5条関係）医療機関

健康診査種別	検査内容	公費助成限度額
妊婦一般健康診査 (第1回)	問診及び診察，尿化学検査，保健指導，血液検査（A B O式血液型，R h血液型），梅毒血清反応検査，H I V抗体価検査，風疹ウイルス抗体価検査，末梢血液一般検査，B型肝炎抗原検査，C型肝炎抗体検査，グルコース検査，H T L V - 1抗体価検査，子宮頸がん検診（細胞診），不規則抗体検査，その他医師が必要と認める検査	22,920円
妊婦一般健康診査 (第2回～第14回)	問診及び診察，尿化学検査，保健指導 その他医師が必要と認める検査	5,760円
妊婦一般健康診査 (多胎妊婦：第1回～第5回)	問診及び診察，尿化学検査，保健指導 その他医師が必要と認める検査	5,760円
妊婦超音波検査 (第1回～第4回)	超音波検査	1,500円
妊婦血液検査 (第1回)	末梢血液一般検査，グルコース検査	1,830円
妊婦血液検査 (第2回)	末梢血液一般検査	1,830円
妊婦クラミジア抗原検査	クラミジア抗原検査	2,330円
妊婦B群溶血性レンサ球菌（G B S）検査	B群溶血性レンサ球菌（G B S）検査	3,700円
産婦健康診査 (第1回～第2回)	問診，診察，体重・血圧測定，尿検査，エジンバラ産後うつ病質問票	5,000円

（出典：岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱から抜粋）

### ③ 監査の結果

#### 【指摘20】

令和6年度に公費助成限度額が変更となっているが、令和6年度の岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱は公費助成限度額が更新されていない。

適時に修正する必要がある。

**【指摘 21】**

申請内容を検討する際、医療機関の発行した領収書や明細書から各検査項目の実費がわからない場合、追加で実費を把握する手続きを行っていないため、実際には実費が限度額未満であるにも関わらず限度額で支給する場合、過大支給の可能性はある。

各検査項目の実費は確実に把握する必要がある。

**【指摘 22】**

申請内容を検討する際、各検査項目の実費と限度額を個別に比較し支給額を合計すべきところ、申請書の岡山市記入欄では各検査項目の実費の合計と限度額の合計を比較して支給額を決定しているため、限度額を超える実費と超えない実費が混在する場合、過大支給となっている。

(ケース 1)

検査項目	限度額	実費	支給額	あるべき 支給額
妊婦	5,760円	5,000円	-	5,000円
超音波	1,500円	2,310円	-	1,500円
合計	7,260円	7,310円	7,260円	6,500円

→760 円の過大支給となっている。

(ケース 2)

検査項目	限度額	実費	支給額	あるべき 支給額
妊婦	5,780円	5,150円	-	5,150円
GBS	3,800円	4,470円	-	3,800円
合計	9,580円	9,620円	9,580円	8,950円

→630 円の過大支給となっている。

各検査項目の実費と限度額を個別に比較して支給額を算定できるように申請書の岡山市記入欄を変更するか、もしくは別の計算シートを用いて算定するかなど、正しく算定する工夫が必要である。

**【指摘 23】**

岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払実施要綱には暴力団排除条

項がない。

追加する必要がある。

【意見 28】

受診者の配偶者が申請する場合、申請受付時に住基情報を確認し、対象者本人との続柄を確認しているが、申請者の本人確認の書類（運転免許証・健康保険証等）の提示を求めている。また、申請書の岡山市記入欄に申請者や続柄を確認したことを記入する欄がない。

申請書の岡山市記入欄に申請者や続柄を確認したことを記入する欄も設け、確実に申請者の本人確認や続柄確認をした痕跡を残すことが望ましい。

【意見 29】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(22) 岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援金
補助金等の所管課	保健福祉局 健康衛生部 保健管理課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業実施要綱
補助金等の創設年度	令和5年3月
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	令和6年度(子ども・子育て支援法の法定事業となったため)
補助金等の目的	子育て世帯への経済的支援
補助金等の概要・補助対象事業の概要	妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援。出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体的支援として

	交付するもの。		
補助金等の交付先	<p>① 妊婦届出時に支給される出産応援金は下記の妊婦を対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始日(令和5年3月1日)以降に妊娠の届出をした妊婦【支給妊婦】</li> <li>・令和4年4月1日から令和5年2月28日に出生した児童の母(妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。)で、令和5年2月28日時点で岡山市内に住所を有する者【遡及支給妊婦】</li> <li>・令和4年4月1日から令和5年2月28日に妊娠の届出をした妊婦で、令和5年2月28日時点で岡山市内に住所を有する者【遡及支給妊婦】</li> </ul> <p>② 出生届出時に支給される子育て応援金は下記の児童を対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始日(令和5年3月1日)以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有し、岡山市に居住する者【支給養育者】</li> <li>・令和4年4月1日から令和5年2月28日に出生した児童であって、令和5年2月28日時点で岡山市内に住所を有する者【遡及支給養育者】</li> </ul> <p>(岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業実施要綱第6条)</p>		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,177	15,480	9,505
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,171	15,467	9,504
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	① 出産応援金 支給対象者の妊娠1回につき、5万円の現金を支給する。		

	② 子育て応援金 対象児童1人につき、5万円の現金を支給する。 (出産・子育て応援交付金交付要綱第6条)		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国66.6 県16.7 市16.7		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	900,000千円	600,000千円	530,000千円
	358,550千円	773,350千円	475,200千円
実績報告の有無	無		
実績報告の時期	—		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	—		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無(補助対象の性質が、具体的な指標を定めて成果を測定することに適さないため。)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

転入前の自治体で申請できる期間があった人はすべて、転入前の自治体に申請状況や支給状況を確認し、他の市町村で出産応援金、もしくは同一の対象児童に係る子育て応援金の支給を受けていないかの検証をしている。

## ③ 監査の結果

### 【指摘24】

岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業実施要綱には暴力団排除条項がない。追加する必要がある。

【意見 30】

妊婦の配偶者や親族が申請する場合、申請受付時に住基情報を確認し、対象者本人との続柄を確認しているが、申請書に申請者や続柄を確認したことを記入する欄がない。

申請書の岡山市記入欄に申請者や続柄を確認したことを記入する欄も設け、確実に申請者の本人確認や続柄確認をした痕跡を残すことが望ましい。

【意見 31】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(23) 定期予防接種助成金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	定期予防接種助成金
補助金等の所管課	保健福祉局 保健所 感染症対策課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱
補助金等の創設年度	平成27年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	無 (継続的な補助事業実施の必要性があるため。)
補助金等の目的	感染の恐れがある疾病のまん延を予防するため予防接種を実施し、公衆衛生の向上と福祉の増進に寄与すること。
補助金等の概要・補助対象事業の概要	予防接種法 (昭和23年法律第68号) に基づく定期予防接種の対象者が、やむを得ない理由により、岡山県外で定期予防接種を受けた場合又は本市と予防接種に係る委託契約を締結している岡山県内の医療機関以外で定期予防接種を受けた場合等における接種費用の全部又は一部を償還払いするもの。 予防接種法に基づく A 類疾病の定期予防接種 【対象疾病】 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ) 、破傷

	風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、HPV、水痘、B型肝炎、ロタ		
補助金等の交付先	<p>助成金の交付の対象となる者は、岡山市長から依頼書の発行を受けた者で、定期予防接種の接種時に、本市に住民登録がある定期予防接種の対象者又はその保護者等（保護者が岡山市に住民登録があるかは問わない。保護者から予防接種の同意に係る委任を受けた者を含む。）</p> <p>（岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱第2条）</p>		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	149	147	245
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	149	147	243
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 （岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱第4条）		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8,073千円	8,073千円	14,423千円
	6,770千円	7,450千円	12,013千円
実績報告の有無	無		
実績報告の時期	－		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	－		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無（補助対象の性質が、具体的な指標を定めて成果を測定することに適さないため。）		
成果を測定する指標の直	令和4年度	令和5年度	令和6年度

近3年の推移	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

助成限度額は下記の考え方にに基づき、市独自で算定している。また、薬剤料については、毎年複数の卸売販売業者へ価格の調査を行った上で決定している。

予防接種料金 = {(診察料 + 手技料) × 10 + 薬剤料 + ワクチン保管料 + 事務費} × 1.10

ホームページでの周知している他、出生時に交付する予防接種手帳に資料を同封し、周知している。

なお、助成限度額は下記の通りである。

別表（第4条関係）

A類

種別	項目	1件あたり金額
五種混合予防接種	接種料	20,460円
四種混合予防接種	接種料	11,550円
三種混合予防接種	接種料	6,060円
二種混合予防接種 I・II期	接種料	5,390円
ポリオ(IPV)予防接種	接種料	10,390円
麻しん及び風しん予防接種I・II期 (麻しん風しん混合ワクチン)	接種料	12,150円
麻しん予防接種 I・II期	接種料	8,580円
風しん予防接種 I・II期	接種料	8,590円
日本脳炎予防接種 I・II期 (乾燥細胞培養ワクチン)	接種料	7,600円
BCG接種	接種料	13,360円
子宮頸がん(HPV) 予防接種	サーバリックス ガーダシル	接種料 16,560円
	シルガード	接種料 27,180円
ヒブ(インフルエンザ菌b型)予防接種	接種料	9,240円
小児用肺炎球菌予防接種	接種料	12,320円
水痘予防接種	接種料	11,160円
B型肝炎予防接種	接種料	7,130円
ロタウイルス感染症	ロタリックス	接種料 15,070円
	ロタテック	接種料 9,430円
麻しん及び風しん予防接種V期 (麻しん風しん混合ワクチン)	接種料	10,615円
風しん予防接種 V期	接種料	7,051円

B類

インフルエンザ予防接種	接種料	5,720円
高齢者用肺炎球菌予防接種	接種料	8,680円
新型コロナウイルス 感染症予防接種	コミナティ スパイクバックス ダイチロナ ヌバキソビッド	接種料 16,060円
	コスタイベ	接種料 14,850円

(出典：岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱から抜粋)

③ 監査の結果

【指摘 25】 暴力団排除条項

岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱には暴力団排除条項がない。  
追加する必要がある。

【意見 32】

岡山市定期予防接種費用助成事業実施要綱第7条第2項では、接種日から1年以内に岡山市定期予防接種費用に係る助成金償還払い申請書（様式第2号）により助成金の交付申請をする必要があるが、申請書には接種日を記載する欄がない。

接種日から1年以内に申請されていることがわかるように、申請書に接種日を記載する欄を設けることが望ましい。

【意見 33】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(24) 児童家庭支援センター運営費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	児童家庭支援センター運営費補助金
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 子育て支援部 こども福祉課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成30年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	無 (地域における児童虐待防止対策、社会的養育の一層の普及促進を図るため継続した交付が必要であるため。)
補助金等の目的	地域の児童及び家庭の福祉向上を図ること。
補助金等の概要	地域の児童及び家庭の福祉向上を図ることを目的として、児童家庭支援センターの運営者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助対象事業の概要	<p>○児童家庭支援センター設置運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。</li> <li>・児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。</li> <li>・こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。</li> <li>・こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を促進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。</li> </ul>		
補助金等の交付先	児童家庭支援センター		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱第3条参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後（ただし完了前に補助金の一部を交付）		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国50 市50		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	17,528,000円	16,058,000円	16,042,000円
	14,248,000円	14,572,000円	13,841,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱第8条参照		

実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	有 指標の内容：①心理療法等を担当する職員の配置(常勤か非常勤か)及び②相談件数 成果の評価結果：①心理療法を担当する常勤職員の配置と②相談件数の実績報告を受け、成果が得られたと判断している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※()の数値は厚生労働省が求める方法で算出した相談延件数	相談延件数 1,340件(1,532件)	相談延件数 1,481件(1,652件)	相談延件数 1,154件(1,311件)
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

交付要綱の第2条では、補助対象事業等を別表に定める記載があり、その内容は以下の通りである。

補助対象事業	補助基準額	対象経費	補助率
児童家庭支援センター運営等事業	児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について(令和5年10月27日付けこ支虐第170号)別紙「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」別表中児童家庭支援センター運営事業に係る基準額以内で、予算の範囲内とする。	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	10/10

## ③ 監査の結果

【意見34】

補助金の積算について、職員の常勤もしくは非常勤であるかなどについて、事業計画書をもって判断をしており、実態の調査がないままに補助金の交付が行われている。

補助対象経費は、交付要綱別表において定められている通りであるが、補助基準額の算定に当たっては、心理療法等を担当する職員が常勤・非常勤によって補助額が変わるものである。しかしながら常勤・非常勤については事業計画書を閲覧するのみで実際の雇用契約書との突合を実施していない状況である。

悪意を持ってすれば非常勤職員を常勤職員として申請することも可能であり、またその場合に岡山市は審査が十分でなく補助金の交付を行う可能性が高いことは改善する必要があるものと考えられる。

例えば就労の実績がわかる書類として、賃金台帳などを徴収するなど実際の勤務体系と事業計画書が整合しているかの検討を行うことなどが考えられる。

#### 【意見 35】

運営費の補助金については、その内容などを十分に検討し、補助事業として継続するか、委託事業とするか改めて整理することも検討されたい。

本補助金は、児童家庭支援センターの運営についての補助金であり、補助金の対象となる経費は給与や共済費、旅費など幅広く、また、補助率についても10/10とされている。

岡山市では岡山市が認可した1者のみに本補助金を交付しており、また公募も実施されておらず継続的に補助金の交付がなされている状況である。他の自治体を調査すると、岡山市同様に補助事業としている事例と委託事業としてプロポーザル方式による事業者の選定を行っているなどの事例があった。

本補助金は終期が設定されておらず、事業の性質から重要性や必要性が相当高いことも理解できる。そのため、事業の実施主体となるべき団体を改めて整理することで、補助事業として継続していく事業であるか、又は、他の自治体のように委託事業として広く公募をかけて実施すべき事業であるかについて改めて検討されたい。

### (25) 子どもの居場所づくり等促進事業補助金

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	子どもの居場所づくり等促進事業補助金
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 子育て支援部 こども福祉課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	子どもの居場所づくり等促進事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	令和3年度

補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	無 (補助は単年度のものである。また、子どもの居場所を市全域に広げ、安定的に継続し、必要な家庭の利用を促進していくことを目的に補助しているものであり、現時点での終期設定は考えていない。)		
補助金等の目的	食事の提供や学習支援等を行う子どもの居場所づくり等の支援活動を促進することで、貧困等の困難を抱える子どもの社会的孤立と貧困の連鎖を防ぎ、全ての子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境整備を図る。		
補助金等の概要	岡山市社会福祉協議会が実施する子どもの居場所づくり促進事業に対して交付する。		
補助対象事業の概要	① 子どもの居場所づくり相談窓口事業 ② 子どもの居場所等支援活動立上げ助成事業 ③ 子どもの居場所づくりアドバイザー派遣事業 ④ 情報ステーション事業 (おかやま親子応援メール運営事業) ⑤ 体験活動等支援活動サポート事業 ⑥ 困難を抱える子どもと家庭を地域で支える仕組みづくりを推進する総合調整事業		
補助金等の交付先	社会福祉法人岡山市社会福祉協議会		
補助金等の申請件数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1
補助金等の交付先数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	子どもの居場所づくり等促進事業補助金交付要綱第3条及び令和6年度子どもの居場所づくり等促進事業実施要項3(1)(2)参照		
補助金等の支払方法 (完了前or完了後)	補助金決定額の75%を概算払、事業完了後確定額から交付済額を差し引いた残額を交付		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国 50.8% 市 49.2% (令和6年度)		
補助金等の予算額・決算額	令和4年度	令和5年度	令和6年度

の推移（直近3年）	14,300,000円	14,300,000円	14,300,000円
	12,287,851円	10,938,629円	11,526,828円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	子どもの居場所づくり等促進事業補助金交付要綱第8条参照		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	有 子どもの居場所の登録数 概ね順調に子どもの居場所数は増加している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	55団体	60団体	63団体
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

補助交付先は岡山市6福社区において、「子どもの居場所づくり相談窓口」を常設する社会福祉法人岡山市社会福祉協議会1社のみである。

子どもの居場所づくりについては、補助交付先のホームページにて相談窓口のページが常設されており、子どもの居場所一覧や子どもの居場所づくりガイドブック、また子どもの居場所等支援活動立ち上げ助成事業などについて詳細が掲載されている。

子どもの居場所登録団体は一覧化され、福社区、分野などが取りまとめられている。

## ③ 監査の結果

### 【意見36】

補助金交付先が消費税課税事業者の場合の取扱いについて、要綱で定められておらず、消費税相当額についても補助金の対象となっている。

本要綱では、補助対象経費として「事業に要した対象経費」として定めているが、消費税の取扱いについては特段の定めを行っていない。

交付決定先が消費税の課税事業者である場合には経費にかかる消費税は納付する消費税から差し引くものであるため消費税相当までを補助金の交付とすることは適正であるとは言えない。他の補助金では、要綱において、消費税の取扱いについて定められているものもあることから、消費税課税事業者が補助事業者に含まれる当補助金についても本要綱に定めることを検討されたい。

【意見 37】

補助対象となる経費が「事業に要した対象経費」とされており、また補助割合が10/10となっていることから、委託事業としての検討が必要である。

本補助金は食事の提供や学習支援等を行う子どもの居場所づくり等の支援活動を促進することで、貧困等の困難を抱える子どもの社会的孤立と貧困の連鎖を防ぎ、全ての子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境整備を図るためことが目的とされており、交付先は1団体のみが継続している状況である。また補助対象経費についても事業に要する経費とされ明確でない。

岡山市として必要な事業であるのであれば委託事業とすることも検討されたい。

(26) 岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 子育て支援部 こども福祉課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成25年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	無 (社会的養育を必要とする子どもたちが暮らしていく上で、環境を整備することは永続的に必要であるため。)
補助金等の目的	児童養護施設等の入所児童等の生活向上を図ること
補助金等の概要	岡山市が所管している民間の児童養護施設等に対し、施設整備や備品購入に係る経費等を交付するもの。 (各施設、1事業につき1回限り申請可)
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所児童等の生活環境改善事業</li> <li>・ ファミリーホーム等開設支援事業</li> <li>・ 児童家庭支援センター開設支援事業</li> <li>・ 耐震物件への移転支援事業</li> </ul>

補助金等の交付先	児童養護施設等		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	1	8
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	1	8
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金交付要綱第7条参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国50・市50		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18,700,000円	18,700,000円	14,506,000円
	1,908,000円	847,000円	10,027,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金交付要綱第11条参照		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査（補助事業者が里親の場合は提出書類審査のみ）		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	一部有 指標 市町村整備計画 成果の評価結果 児童自立生活援助事業所I型について、市の目標設置数を達成		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	（児童自立生活援助事業所I型） 4施設	（児童自立生活援助事業所I型） 4施設	（児童自立生活援助事業所I型） 5施設
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

（出典：所管課からの調査票回答）

補助金等の名称	岡山市児童相談所等におけるICT化推進事業費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市児童相談所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	令和6年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	令和7年度		
補助金等の目的	児童養護施設等の業務負担軽減を図り、児童虐待防止対策及び社会的養育の一層の推進を図ること		
補助金等の概要	岡山市が所管している民間の児童養護施設等に対し、ICT化の推進に資する機器等の整備に係る経費を補助するもの(各施設、1回限り申請可)		
補助対象事業の概要	ICT化の推進に資する機器等を導入・整備事業		
補助金等の交付先	児童養護施設等		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市児童相談所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱第7条参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国50・市25・事業者25		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	1,500,000円
	—	—	1,500,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市児童相談所等におけるICT化推進事業費補助		

	金交付要綱第11条参照		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	有 指標 ①残業時間の縮減 ②職員同士の話し合いの時間の増 ③こどもや家庭への対応時間の増 成果の評価結果 ①、②について一定の効果があつたと聴取しており、成果が得られたと判断している		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	数値化はできない
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

(出典：所管課からの調査票回答)

上記のほかに3つの補助メニューがあるが、サンプル検証外のため省略する。

## ② 補助金等の概要

5つの補助メニューがありその内容は以下の通りである。

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金：岡山市が所管している民間の児童養護施設等に対し、施設整備や備品購入に係る経費等を交付する事業。

岡山市児童相談所等におけるICT化推進事業費補助金：岡山市が所管している民間の児童養護施設等に対し、ICT化の推進に資する機器等の整備に係る経費を補助する事業。

岡山市児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業：岡山市が所管している施設において、各施設種別又は職種別に行われる研修への参加や研修実施、人材確保に要する経費に対し補助する事業。

社会的養護自立支援事業：児童養護施設等に自立支援コーディネーターを配置し、必要に応じて関係機関と連携のうえ、個々の状況に応じて、支援上の課題や具体的な支援内容・方法などを定めた継続支援計画を作成するとともに、関係機関と連携のうえ、措置解除後も必要な支援を計画的に行う事業。

乳児院等多機能化推進事業：乳児院における保護者等への支援のため、育児指導機能の充実を図る者に対して補助する事業。

## ③ 監査の結果

**【指摘 26】**

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金について、本要綱第 11 条に定められている実績報告書の提出期限を超過しているものが発見された。

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金についてサンプルベースで補助金にかかる書類一式を閲覧したところ、A社の実績報告書について、事業完了日が令和 6 年 11 月 8 日、提出日が令和 6 年 12 月 9 日となっているものが発見された。本要綱第 11 条では市長が別に定める日までに提出を求めているものであるが、特段市長が別に定める日を設定しているものではないため、岡山市補助金等交付規則第 16 条に定められている事業完了日から 20 日以内に報告することが求められる。しかしながら事業完了日から 20 日を経過した後に提出がなされることは同規則に反しており改善が求められる。なお、当該案件については、事前に提出が遅れる旨の連絡があったため受理したとのことであるが、このような対応についてもあらかじめルールが必要である。

**【指摘 27】**

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金交付要綱第 12 条に定める消費税の取扱いについて、確認が十分に実施されていない。

本要綱第 12 条では以下の通り定められている。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告) 第 12 条

補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

補助金の交付先として対象となる社会福祉法人等については近年、事業も多様化してきており、またインボイス制度の開始などにより消費税の課税事業者となっている可能性もあることから、交付決定先が消費税の課税事業者であるかどうかについての確認を行うように報告書等の様式を定めるなどの対応が必要である。

**【意見 38】**

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金について、事業実績報告書に添付する書類に契約書の写しが含まれているにもかかわらず、その提出を求めていることが発見された。

岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金について事業実績報告書において、見積書や領収書が添付されているが契約書について入手されていなかったことからその必要性について質問したところ、令和 6 年度事業分から「施設の改修にかかる工事請負契約と賃貸借契約等をした場合に限り、契約書の写しを提出することと運用を変更した」との回答であったが、当該事案については契約書の写しが提出されて

いないまま補助金の交付がなされていた。運用の変更にあわせて速やかに要綱を改正することが望ましい。

(27) 私立認定こども園特別運営費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	私立認定こども園特別運営費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育て局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市私立認定こども園特別運営費補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成28年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めなし(園の安定した運営を維持するため)		
補助金等の目的	私立認定こども園の安定した運営の確保及び利用児童の処遇の維持向上		
補助金等の概要	私立認定こども園の安定した運営を確保し、利用児童の処遇の維持向上を図るため、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額(以下「公定価格」という。)の水準を超えて、特定教育・保育に要する経費を負担する私立認定こども園に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公定価格の水準を超えて特定教育・保育を実施する事業</li> <li>・安定的な乳児保育を実施するため、公定価格の基本分単価に含まれる保育教諭等の配置基準を超えて、乳児保育に従事する保育教諭等を年度当初から配置し、年度途中入所の需要に対応する事業</li> </ul>		
補助金等の交付先	私立認定こども園の設置者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	38	39	48
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	38	39	48
公募の有無 (公募している場合は募)	無		

集手段の内容)			
補助金等の額の算出方法	岡山市私立認定こども園特別運営費補助金交付要綱第6条及び別表参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了前		
補助金等の財源構成比(国・県・市・その他)	単市		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	332,000,000	345,000,000	444,000,000
	332,656,200	339,967,230	418,791,190
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	当年度の3月31日		
実績報告の審査の方法(提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無(有の場合は指標の内容と成果の評価結果)(無の場合はその理由)	無 (公私間格差の是正のために実施する補助事業であるが、補助金額は受入児童数に左右されるため、定量的な成果指標を設定していない)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	補助金交付要綱を市ホームページに掲載		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金は、岡山市内に設置された私立認定こども園の安定した運営を確保し、入園児童の処遇の維持向上を図るため、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額の水準を超えて特定教育・保育に要する経費を負担する私立認定こども園に対し、予算の範囲内において、交付されるものである。

本補助金に関しては、岡山市私立認定こども園特別運営費補助金交付要綱で定め

られた下記別表に基づき各施設に対して交付される補助金の額が算定される。

別表

(1) 基本事業（1施設当たり）

子ども・子育て支援法第19条各号による区分	補助年齢区分	児童1名当たりの基準額 (月額)
1号認定子ども	満3歳児以上	1,740円
2・3号認定子ども	0歳児	9,610円
	1・2歳児	6,740円
	3歳以上児	4,810円

(2) 乳児保育促進事業

1施設当たり 588,000円（年額）

なお、上記別表に記載されている事業の概要は以下のとおりである。

(1) 基本事業

公定価格の水準を超えて施設が負担する特定教育・保育の提供に係る経常活動をいう。

(2) 乳児保育促進事業

安定的な乳児保育を実施するために、公定価格の基本分単価における必要保育教諭等の数を超えて、乳児保育に従事する保育教諭等を年度当初から配置し、年度途中入園の需要に対応する事業をいう。

③ 監査の結果

【意見 39】 補助金交付額の算定について

岡山市私立認定こども園特別運営費補助金交付要綱第1条では、「子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額の水準を超えて特定教育・保育に要する経費を負担する私立認定こども園」に対し補助金を交付するとされており、補助金交付に際しては一定の要件が設けられている。同要綱第3条においても同様に、補助金の対象となる事業として、人件費や経費に関して「公定価格の水準を超えて」特定教育・保育を実施する事業と定められている。

一方で、包括外部監査の手續実施過程において市が本補助金の交付決定等において徴収している資料を閲覧したところ、要綱で定める「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているか否かの検討過程が不明瞭であった。

ここで市が実施している当補助金の交付に関して徴収している資料の一部について内容を要約すると以下のようにになっている。

<申請時>

(1) 年間入園児童数計画書

各施設が計画している年間の園児数を支援法第 19 条各号による区分ごとに集計した資料

(2) 補助金等交付申請書

上記(1)で算定された各区分の年間延べ児童数に別表の対応する単価を乗じて補助金の概算額を算定した資料

(3) 特別運営費補助事業収支予算書

上記(2)で算定された補助金収入に対応する事業経費を記載した資料

<実績報告時>

補助事業の実績報告時には、(1)年間入園児童数実績報告書、(2)補助事業実績報告書、(3)特別運営費補助事業収支決算書を徴収しているが、これらは交付申請時に計画あるいは予算に基づき記載されていた児童数及び補助金の額を実績ベースに置き換えたものであり、交付申請時に徴収したものと内容は同様である。

上述の提出書類に基づく補助金の交付決定及び確定額の算定では、児童数に補助単価を乗じた額が交付決定額になる結果となっており、「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているか否かの判断課程が明記されていない。したがって、本要綱の定めに基づき事務を行う場合には、「公定価格の水準を超えて」事業が行われているかの判断課程を明らかにすべきである。

一方で、本補助金の目的が「私立認定こども園の安定した運営の確保及び利用児童の処遇の維持向上」とされており、これを重視する場合には「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているかどうかの判断基準は必ずしも補助金の支給要件として求められるものではない。実際に、他の自治体において類似の補助金を交付する場合に、特段の要件を定めず当該自治体に設置された私立のこども園等を全て対象としている事例も見受けられる。

以上より、補助金の要綱と実際に補助金の交付手続に関して齟齬が生じないように、手続あるいは要綱の定めについて見直すことが望ましい。

**【意見 40】 補助対象経費の記載内容について**

要綱第 6 条では、補助金の額は、別表に定める補助基準額に基づき算出した補助金の交付額と補助対象経費の実支出額（該当がある場合には、徴収金、寄附金その他の収入額を控除した額）を比較して、いずれか少ない方の額とすると定められて

いる。

一方で、各施設から徴収された特別運営費補助事業収支予算書及び特別運営費補助事業収支決算書では、補助金による収入額と補助対象事業に係る費用総額が同一となるよう記載されており、実質的に補助金の交付金額と補助対象経費の実支出額とが比較されているものとは見受けられない。

したがって、補助金の要綱と実際に補助金の交付手続に関して齟齬が生じないよう、手続あるいは要綱の定めについて見直すことが望ましい。

## (28) 私立保育所特別運営費補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	私立保育所特別運営費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市私立保育所特別運営費補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	令和6年度（令和5年度までは委託料で支出）		
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	定めなし（園の安定した運営を維持するため）		
補助金等の目的	私立保育所の安定した運営の確保及び利用児童の処遇の維持向上		
補助金等の概要	私立保育所の安定した運営を確保し、利用児童の処遇の維持向上を図るため、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額（以下「公定価格」という。）の水準を超えて、特定教育・保育に要する経費を負担する私立保育所に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公定価格の水準を超えて特定教育・保育を実施する事業</li> <li>・ 安定的な乳児保育を実施するため、公定価格の基本分単価に含まれる保育士の配置基準を超えて、乳児保育に従事する保育士を年度当初から配置し、年度途中入所の需要に対応する事業</li> </ul>		
補助金等の交付先	私立保育所の設置者		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	61（分園含む）

補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	61（分園含む）
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市私立保育所特別運営費補助金交付要綱第6条及び別表参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了前		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	単市		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	586,000,000
	—	—	569,820,920
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	当年度の3月31日		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	無 （公私間格差の是正のために実施する補助事業であるが、補助金額は受入児童数に左右されるため、定量的な成果指標を設定していない）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	補助金交付要綱を市ホームページに掲載		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

本補助金は、岡山市内に設置された私立保育所の安定した運営を確保し、入園児童の処遇の維持向上を図るために設けられた補助金であり、実質的には私立認定こども園特別運営費補助金と同様の補助金である。

## 別表

### (1) 基本事業（1施設当たり）

	補助年齢区分	児童1名当たりの基準額 (月額)
支援法第19条に 定める2・3号認 定子ども	0歳児	9,610円
	1・2歳児	6,740円
	3歳以上児	4,810円

### (2) 乳児保育促進事業

1施設当たり 588,000円（年額）

なお、上記別表に記載されている事業の概要は以下のとおりである。

#### (1) 基本事業

公定価格の水準を超えて施設が負担する特定教育・保育の提供に係る経常活動をいう。

#### (2) 乳児保育促進事業

安定的な乳児保育を実施するために、公定価格の基本分単価における必要保育教諭等の数を超えて、乳児保育に従事する保育教諭等を年度当初から配置し、年度途中入園の需要に対応する事業をいう。

## ③ 監査の結果

### 【意見41】 補助金交付額の算定について

私立保育特別運営費補助金交付要綱第1条では、「子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額の水準を超えて特定教育・保育に要する経費を負担する私立保育所」に対し補助金を交付するとされており、補助金交付に際しては一定の要件が設けられている。同要綱第3条においても同様に、補助金の対象となる事業として、人件費や経費に関して「公定価格の水準を超えて」特定教育・保育を実施する事業と定められている。

一方で、包括外部監査の手続実施過程において市が本補助金の交付決定等において徴収している資料を閲覧したところ、要綱で定める「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているか否かの検討過程が不明瞭であった。

ここで市が実施している当補助金の交付に関して徴収している資料の一部について内容を要約すると以下のようになっている。

#### <申請時>

##### (1) 年間入園児童数計画書

各施設が計画している年間の園児数を支援法第19条各号による区分ご

とに集計した資料

(2) 補助金等交付申請書

上記（１）で算定された各区分の年間延べ児童数に別表の対応する単価を乗じて補助金の概算額を算定した資料

(3) 特別運営費補助事業収支予算書

上記（２）で算定された補助金収入に対応する事業経費を記載した資料

<実績報告時>

補助事業の実績報告時には、（１）年間入園児童数実績報告書、（２）補助事業実績報告書、（３）特別運営費補助事業収支決算書を徴集しているが、これらは交付申請時に計画あるいは予算に基づき記載されていた児童数及び補助金の額を実績ベースに置き換えたものであり、交付申請時に徴収したものと内容は同様である。

上述の提出書類に基づく補助金の交付決定及び確定額の算定では、児童数に補助単価を乗じた額が交付決定額になる結果となっており、「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているか否かの判断課程が明記されていない。したがって、本要綱の定めに基づき事務を行う場合には、「公定価格の水準を超えて」事業が行われているかの判断課程を明らかにすべきである。

一方で、本補助金の目的が「私立保育所の安定した運営の確保及び利用児童の処遇の維持向上」とされており、これを重視する場合には「公定価格の水準を超えて」事業が実施されているかどうかの判断基準は必ずしも補助金の支給要件として求められるものではない。実際に、他の自治体において類似の補助金を交付する場合に、特段の要件を定めず当該自治体に設置された私立のこども園等を全て対象としている事例も見受けられる。

以上より、補助金の要綱と実際の補助金の交付手続に関して齟齬が生じないように、手続あるいは要綱の定めについて見直すことが望ましい。

**【意見 42】 補助対象経費の記載内容について**

要綱第 6 条では、補助金の額は、別表に定める補助基準額に基づき算出した補助金の交付額と補助対象経費の実支出額（該当がある場合には、徴収金、寄附金その他の収入額を控除した額）を比較して、いずれか少ない方の額とすると定められている。

一方で、各施設から徴収された特別運営費補助事業収支予算書及び特別運営費補助事業収支決算書では、補助金による収入額と補助対象事業に係る費用総額が同一となるよう記載されており、実質的に補助金の交付金額と補助対象経費の実支出額とが比較されているものとは見受けられない。

したがって、補助金の要綱と実際に補助金の交付手続に関して齟齬が生じないよう、手続あるいは要綱の定めについて見直すことが望ましい。

(29) 看護師等加配助成事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	看護師等加配助成事業補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市私立保育所等看護師等加配助成事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成27年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めなし(一定の利用実績があるため)		
補助金等の目的	看護師等の配置による乳児保育の充実		
補助金等の概要	多様化する利用者の需要に対応し、良好な乳児保育の環境整備に資するため、定められた基準を上回り看護師等を配置する私立保育所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの		
補助対象事業の概要	私立保育所等で看護師等を配置する事業		
補助金等の交付先	私立保育所、認定こども園の設置者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	59	58	63
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	59	58	63
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市私立保育所等看護師等加配助成事業補助金交付要綱第6条参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	単市		
補助金等の予算額・決算額	令和4年度	令和5年度	令和6年度

の推移（直近3年）	57,000,000	76,000,000	60,000,000
	47,506,000	54,945,000	56,973,000
実績報告の有無	精算額で交付決定を行うため実績報告なし（交付申請は当年度3月31日付け）		
実績報告の時期	－		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	有 補助事業活用園数（公私間格差の是正のために実施する補助事業であり、目標値は設定していない）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	59	58	63
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	補助金交付要綱を市ホームページに掲載		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

多様化する利用者の需要に対応し、良好な乳児保育の環境整備に資するため、定められた基準を上回り看護師等を配置する私立保育所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものであり、私立保育所、認定こども園等においても市立の施設と同様の保育環境の確保を実現することを目的として設置されているものである。

補助の対象となる経費は同要綱第5条において、看護師等の雇用に係る次の経費とされており、具体的な金額については別表において定めが設けられている。

- (1) 看護師等の賞与、諸手当を含む給与、賃金に相当する額
- (2) 前号の支出に係り補助事業者が負担する法定福利費の事業主負担に相当する額
- (3) 看護師等の配置に係り人材派遣業者等に支払う委託経費のうち、仲介手数料等を除く前各号に相当する額

表1（一施設当たり年額）

看護師等の勤務状況による区分	基準額
----------------	-----

月当たり120時間以上勤務する看護師等	1,481,000円
月当たり80時間以上勤務する看護師等	987,000円
月当たり80時間未満勤務する看護師等	493,000円

(出典：岡山市私立保育所等看護師等加配助成事業補助金交付要綱)

表2 (一施設当たり月額)

看護師等の勤務状況による区分	基準額
月当たり120時間以上勤務する看護師等	123,000円
月当たり80時間以上勤務する看護師等	82,000円
月当たり80時間未満勤務する看護師等	41,000円

(出典：岡山市私立保育所等看護師等加配助成事業補助金交付要綱)

なお、補助事業を補助対象年度開始月から実施しており、かつ、年度を通じて各表に定めた勤務状況による区分に異動がない場合は、表1により、補助対象年度内における事業の開始や廃止、勤務状況の変動がある場合等は別表2の月額に対象月数を乗じて補助金の額が決定される。

また、本事業の交付対象となった事業所を年間補助金額により集計すると以下の状況となる。

基準額	交付対象施設数
1,481,000円	29園
987,000円	13園
493,000円	10園

### ③ 監査の結果

#### 【意見 43】 補助金交付対象について

要綱では、岡山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等に定める職員配置基準を上回り、当該施設に看護師等を配置するとされているが、当該条例等において看護師の具体的な設置基準は明文で定められていない。そのため、実質的には看護師が配置されている保育所等が交付金の補助対象となっている。

ただし、本補助事業の目的は、保育所等の公私間格差の是正にあり、岡山市が設置する保育所等と同様に看護師の設置を私立保育所等においても促進することを目的に補助事業として実施されているものである。したがって、補助金の交付については妥当と認められるものの、要綱の記載内容については見直すことが望まれる。

#### 【意見 44】 補助金の交付金額について

本補助金では、看護師の月当たりの勤務時間を基準として交付金額が決定されて

いるため、対象となる看護師の勤務時間の変動により交付される補助金の額に大きく影響が生じる可能性がある。具体的な例として、月 80 時間以上 120 時間未満勤務する場合の交付額を月 80 時間未満勤務する場合の補助金の交付額と比較すると交付額は概ね 2 倍となっており、勤務時間の僅かな違いにより交付額に大きな影響を及ぼす可能性がある。

他の補助金の交付額の決定においては、補助事業として認められた事業に係る経費に一定割合を乗じた額と要綱等において定められた補助上限額とを比較していずれか低い方を交付額とする等の方法が採られているものもある。

本補助金においても同様の交付額の算定方法によることで、わずかな勤務時間の違いによる交付金額の変動が生じないようにすることが可能であることから、交付額の算定に関して現状の方法で問題がないか見直すことが望まれる。

### (30) 民間保育士等処遇改善事業補助金

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	民間保育士等処遇改善事業補助金
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市民間保育士等処遇改善事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成29年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めなし（保育士確保事業のひとつであるため、毎年財政課と協議を行い継続を検討）
補助金等の目的	保育士等の賃金改善
補助金等の概要	私立保育所等が、保育士等の処遇の改善を図るとともに、当該施設等へ定着させるため、上乘せして給与を支給した場合、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助対象事業の概要	保育士等へ上乘せして給与を支給する事業（次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすもの） (1) 保育士等へ通常支払われるべき給与（基本給、手当、賞与、一時金等）及び公定価格上の保育士等の処遇改善を目的とした加算（処遇改善等加算）によって支払われる給与とは別に上乘せして給与が支給されていること。 (2) 補助事業によって上乘せ支給された給与以外の給与水準を低下させていないこと。

補助金等の交付先	私立保育所、認定こども園の設置者、小規模事業所、事業所内保育事業所を運営する事業者		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	136	136	142
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	136	135	142
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市民間保育士等処遇改善事業補助金交付要綱第7条参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了前		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	単市		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	340,000,000	232,000,000	232,000,000
	317,899,000	219,771,000	234,405,000
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	当年度の3月31日		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	無 （原則として市内全ての私立園が補助金交付を受けることを想定しているため、成果指標は設定していない）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱を市ホームページに掲載</li> <li>・保育士確保事業として市ホームページ等で広報</li> </ul>		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

本補助金は、私立保育所等が、保育士等の処遇の改善を図るとともに、当該施設等へ定着させるため、上乘せして給与を支給した場合に交付するものである。

具体的には、保育士等へ通常支払われるべき給与、保育士等の処遇改善を目的とした加算によって支払われる給与とは別に、上乘せして給与が支給されており、かつ補助事業によって上乘せ支給された給与以外の給与水準を低下させていないことが要件とされている。

施設当たりの補助金の額は、別表左欄に掲げる職員1人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、それぞれ別表右欄に定める単価に当該職員1人当たりの平均勤続年数の算定対象となった職員の人数を乗じて得た額と補助対象経費を比較し、いずれか少ない方の金額として算定される。

保育士等1人当たりに配分される補助金の額については、上限を95,000円、下限を52,800円とすることが要綱において定められており、実際の保育士等1人当たりの金額は各施設により決定される。

(別表)

職員1人当たりの平均勤続年数	単価
1年未満	66,000円
1年以上2年未満	66,700円
2年以上3年未満	67,400円
3年以上4年未満	68,000円
4年以上5年未満	68,700円
5年以上6年未満	69,300円
6年以上7年未満	70,000円
7年以上8年未満	70,700円
8年以上9年未満	71,300円
9年以上10年未満	72,000円
10年以上11年未満	72,600円
11年以上12年未満	73,300円
12年以上13年未満	74,000円
13年以上14年未満	74,600円
14年以上15年未満	75,300円
15年以上16年未満	75,900円
16年以上17年未満	76,600円
17年以上18年未満	77,300円
18年以上19年未満	77,900円
19年以上20年未満	78,600円

20年以上	79,200円
-------	---------

(出典：岡山市民間保育士等処遇改善事業補助金交付要綱)

本補助金に関しては、当年の9月末日までに申請を行い、事業完了前に補助金の交付決定及び支払が行われ、事業完了後の実績報告に基づき補助金の額が確定する。補助金の確定に際しては、交付決定された額と実際に乗せして支給された金額との比較が行われ、いずれか低い金額で確定する。

### ③ 監査の結果

指摘又は意見として記載すべき事項は識別されなかった。

## (31) 保育支援者配置助成事業費補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	保育支援者配置助成事業費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市保育支援者配置助成事業費補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成29年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めなし(一定の利用実績があるため)		
補助金等の目的	保育士の負担軽減及び児童の安全管理		
補助金等の概要	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的に、保育支援者やスポット支援員を配置する保育所等に予算の範囲内において補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	私立保育所等で保育支援者を配置する事業		
補助金等の交付先	私立保育所、認定こども園の設置者、小規模事業所、事業所内保育事業所を運営する事業者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	51	67	70
補助金等の交付先数の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度

移（直近3年）	51	67	70
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市保育支援者配置助成事業費補助金交付要綱第5条参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国1/2 県1/4 市1/4		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	69,000,000	150,000,000	142,000,000
	61,692,815	83,173,005	92,882,071
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	当年度の3月31日		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	有 補助事業活用園数（保育士負担軽減策のひとつとして実施しており、本事業のみの目標値は設定していない）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	51	67	70
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	補助金交付要綱を市ホームページに掲載		

## ② 補助金等の概要

本補助金は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的に、保育支援者やスポット支援員を配置する施設を対象に交付されるものである。

対象となる事業は、主に下記3つの内容となっている。

- ・保育支援者の配置  
以下の保育に係る次の周辺業務を行うもの  
ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃  
イ 給食の配膳・あとかたづけ  
ウ 寝具の用意・あとかたづけ  
エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳  
オ 児童の園外活動時の見守り等  
カ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- ・児童の園外活動時の見守り等  
散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うもの
- ・スポット支援員の配置  
登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援員を配置し、安全な保育体制の強化を行うもの

補助金の額については、以下の通り定められている。

補助基準額	対象施設	補助対象経費
1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000 円	保育所、幼保連携型認定こども園	保育支援者配置助成事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
2. 児童の園外活動の見守り等 1か所当たり月額 45,000 円	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園型認定こども園	
3. スポット支援員の配置 1か所当たり月額 45,000 円	保育所、幼保連携型認定こども園	

(出典：岡山市保育支援者配置助成事業費補助金交付要綱)

### ③ 監査の結果

#### 【意見 45】 補助事業者における労働条件について

補助事業の実施事業者が提出した資料を閲覧した結果、支援員の労働条件のうち処遇改善加算を除いた時給の金額が岡山県の定める最低賃金を下回る事例が認められた。

最低賃金の計算においては、各種手当も含まれることから処遇改善加算を含んだ時給が最低賃金を上回っている場合には法令等に抵触するものではないと考えられる一方で、処遇改善加算が行われる趣旨に鑑みると、少なくとも最低賃金に上乘せして支給されることが期待されているものと解される。

したがって、補助事業者の選定時における適切な指導が行われることが望まれ

る。

(32) アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金		
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市アレルギー児対応調理員等加配助成事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成30年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めなし(一定の利用実績があるため)		
補助金等の目的	自園調理により給食を提供する特定教育・保育施設等が、食物アレルギーの児童を安全に保育すること		
補助金等の概要	非常勤調理員等を加配した場合、予算の範囲内において補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	非常勤調理員等を加配し、食物アレルギーに対応する事業		
補助金等の交付先	私立保育所、認定こども園、幼稚園の設置者、小規模事業所、事業所内保育事業所を運営する事業者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	23	21	18
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18	18	17
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市アレルギー児対応調理員等加配助成事業補助金交付要綱第7条参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	単市		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	14,000,000	14,000,000	14,000,000

	12,244,000	11,366,000	11,163,000
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	当年度の3月31日		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	有 補助事業活用園数(公私間格差の是正のために実施する補助事業であり、目標値は設定していない)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18	18	17
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	補助金交付要綱を市ホームページに掲載		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金は、自園調理により給食を提供する特定教育・保育施設等が、食物アレルギーの児童を安全に保育するため、非常勤調理員等を加配した場合に交付するものである。

補助事業の対象となるためには、非常勤調理員等を加配し、食物アレルギーに対応する事業とし、次の各要件のいずれをも満たすものと定められている。

- (1) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第4に定める公定価格における充足すべき職員数に加え、非常勤調理員等を配置していること。
- (2) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、食物アレルギーへ対応するためのマニュアルを作成していること。
- (3) 年度中のいずれかの月の初日において、ガイドラインに提示される「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出した児童が8人以上(利用定員が19人以下の場合は4人以上)在籍していること

上記要件を満たし、補助事業として認められた場合には、年間で732,000円の補助金が交付される。

### ③ 監査の結果

#### 【意見 46】 非常勤調理員等の定義について

本要綱において、「非常勤調理員等」に該当する要件の一つとして、1日当たり所定勤務時間が午前8時から午後3時までの間の3時間以上であることが定められている。

一方で、補助金交付申請の添付書類のうち雇用条件を定めた資料を閲覧したところ、勤務時間が1か月単位の変形労働制とされ始業及び終業時間が不明な事例や始業時間が7時半、8時、8時半のいずれかであり始業時間から9時間後の16時半、17時、17時半に終業（内1時間は休憩）となっている事例が認められた。

一般的に、所定勤務時間とは、社内規程や労働契約により定められた始業時間と終業時間から休憩時間を控除したものと解されることから、これら2つの事例について前者は要件を満たすか不明であり、後者については要件を満たさないものと考えられる。

ただし、別途閲覧した本補助金の予算の積算資料では、補助要件として午前8時から午後3時までの間に3時間以上調理業務に従事していることと記載されており、実際の補助金の交付に係る一連の事務手続に関しては、こちらが優先されているものと解される。

補助金の交付に関しては、対象となる事業や経費の内容が明確になるよう要綱が適宜見直されるべきであり、本要綱に関しても実際の事務手続の内容と整合するよう見直すことが望まれる。

### (33) 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成31年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めなし（保育士確保事業のひとつであるため、毎年財政課と協議を行い継続を検討）
補助金等の目的	保育士等の確保及び離職防止

補助金等の概要	<p>私立保育所等を設置するものが、保育士等の人材確保や離職防止を目的として、保育士等の宿舎借上げを実施するための経費（賃借料、共益費、管理費）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するもの。</p>		
補助対象事業の概要	<p>補助事業者が直接借り上げている宿舎に、雇用から3年を経過していない常勤保育士等を入居させる事業</p>		
補助金等の交付先	<p>私立保育所、認定こども園、幼稚園の設置者、小規模事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設、特認登録保育施設を運営する事業者</p>		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	21	25	23
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	21	25	23
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	<p>無</p>		
補助金等の額の算出方法	<p>岡山市保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第6条参照</p>		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	<p>完了後</p>		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	<p>幼稚園及び特認登録保育施設は市3/4、事業者1/4。それ以外の施設は国1/2、市1/4、事業者1/4。</p>		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	25,000,000	30,000,000	24,000,000
	18,772,000	21,836,000	21,694,000
実績報告の有無	<p>有</p>		
実績報告の時期	<p>当年度の3月31日</p>		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	<p>提出書類審査のみ</p>		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容）	<p>有 補助事業活用園数（保育士確保事業のひとつとして実施しており、本事業のみの目標値は設定していない。）</p>		

と成果の評価結果) (無の場合はその理由)			
成果を測定する指標の直 近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	21	25	23
補助制度の内容や目的等 について、岡山市ホームペ ージ等での公開の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱を市ホームページに掲載</li> <li>・保育士確保事業として市ホームページ等で広報</li> </ul>		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

私立保育所等の設置者が、保育士等の人材確保や離職防止を目的として、保育士等の宿舍借り上げを実施するための経費（賃借料、共益費、管理費）を補助する場合において、設置者に対して市等が補助金を交付するものである。

本補助金に関しては、事業者に関する要件だけではなく、物件及び入居する保育士等についても要件が定められている。

具体的には、物件については下記の要件を満たすことが必要である。

- (1) 補助事業者が直接借り上げている物件であること。
- (2) 原則として、市内に所在する物件であること。
- (3) 補助事業者又は補助事業者である法人の役員、職員その他の利害関係者が所有する物件でないこと。

上記に加えて、入居する保育士に係る要件として下記が定められている。

- (1) 平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに補助事業者  
に雇用され、雇用から3年(36月)を経過していないこと。
- (2) 前号の雇用の日から起算して過去1年間以内に他の私立保育所等での勤務  
実績がないこと。
- (3) 所定の労働時間が月140時間以上であること。
- (4) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。

上記要件に合致した場合には、補助対象保育士等1人につき、賃借料、共益費、管理費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した月ごとの額と56,000円とを比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じて算定された額が補助金額として交付される。

## ③ 監査の結果

【意見47】 補助金申請時の添付書類について

本補助金の交付申請に際しては、以下の添付書類の提出が求められている。

- (1) 補助対象保育士等一覧表
- (2) 補助対象保育士等の住民票の写し（補助対象施設に居住していることを証明するもので、申請日から3か月以内のものに限る。）
- (3) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 岡山市保育士等宿舍借り上げ支援事業に係る確認書
- (5) 補助対象保育士等の保育士証（幼稚園教諭の場合は、幼稚園教諭免許）の写し
- (6) 補助対象保育士等の職歴証明書
- (7) 補助事業者が市税を滞納していないことを証明する書類

初回申請時における上記提出書類のうち(6)補助対象保育士等の職歴証明書について添付書類を閲覧したところ、①職歴証明書のみ、②雇用証明書のみ、③職歴証明書と雇用証明書両方が提出されている事例が認められた。

また、継続して申請が行われる保育士等については、雇用証明書のみが提出されていた。

岡山市では本補助金の申請及び交付に係る手続において、申請者の状況に応じた必要書類を実際の添付書類として提出を求めているものであるが、要綱で明記された添付書類と実際の提出書類に齟齬が生じていることから、要綱の記載内容について見直し等が行われることが望まれる。

(34) 岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（民営化推進事業費）

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（民営化推進事業費）
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 こども園推進課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱</li> <li>・ 岡山市私立保育所緊急整備事業等補助金交付要綱</li> <li>・ 岡山市補助金等交付規則</li> </ul>
補助金等の創設年度	平成29年度
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	定められていない（国の補助金を活用した補助事業であるため。※国が終期を示していない）
補助金等の目的	子どもを安心して育てることができる環境を整備する

	ため、保育所等のこども園移行に伴う施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	公立園の民営化に際し、私立幼保連携型認定こども園への移行に必要な施設整備（新築、改修）に対し、補助金を交付するもの。（国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用）		
補助金等の交付先	補助対象事業者（社会福祉法人及び学校法人）		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1園	4園	3園
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1園	4園	3園
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	有（岡山市ホームページにて公募）		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 （就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱第8項、別表）		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国1／2、市1／4、事業者1／4 （嵩上げ時：国2／3、市1／12、事業者1／4） （就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表8－1）		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	49,600千円	1,465,800千円	552,906千円
	4,229千円	1,365,621千円	417,863千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	4月上旬		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	現地調査（中間検査及び完了検査）実施後、提出書類審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有</li> <li>・指標の内容：公立園の民営化事業による民営化園開園数</li> <li>・成果の評価結果：概ね順調</li> </ul>		
成果を測定する指標の直	令和4年度	令和5年度	令和6年度

近3年の推移	0園	0園	4園
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	民営化事業者の公募の際に岡山市ホームページにて募集要項等を掲載		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助金創設(平成29年度)以後、民営化した施設数の年度別推移は、以下の通りである。なお、公立園の民営化事業は、地元と協議のうえ、合意が得られた地区から着手することとなっており、民営化の予定が確定しているのは令和10年4月開園予定までで、現時点では1地区と協議中である。

民営化した施設数の年度別推移 ※ ()内は民営化園開園園数

平成30年度	幼稚園2園(2園)
令和元年度	幼稚園1園(1園)
令和2年度	幼稚園1園(1園)
令和3年度	幼稚園3園(3園)
令和4年度	なし
令和5年度	なし
令和6年度	幼稚園4園、保育園5園(4園)
令和7年度	幼稚園2園(2園)

(出典：所管課作成の民営化した施設及び今後予定の施設一覧)

着工時に事業者より着工届(※1)の提出を求めること、補助事業の進捗確認として工事の中間検査、完了検査(※2)を実施することから、内容が重複するものを省略しているため、着手届及び完了届は免除としている。

(※1) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱第16条(状況報告)にて、市より国へ工事着工を報告。

(※2) 岡山市岡山っ子育成局の所管する補助金交付要綱による民間社会福祉施設等整備工事に係る基準の5.(整備工事の検査)に基づく。

就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づき、交付金の額は、工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額としている。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育を実施する部分(以下、「保育所部分」という。)及び教育を実施する部分(以下、「教育部分」という。)について、工事請負契約等を締結

する単位ごとに、別表1-1、別表2-1、別表2-2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。

### ③ 監査の結果

#### 【指摘28】

岡山市私立保育所緊急整備事業等補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。追加する必要がある。

### (35) 岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（子ども・子育て推進事業（特））

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（子ども・子育て推進事業（特））
補助金等の所管課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 こども園推進課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱</li> <li>・岡山市私立保育所緊急整備事業等補助金交付要綱</li> <li>・岡山市補助金等交付規則</li> </ul>
補助金等の創設年度	平成29年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めていない（国の補助金を活用した補助事業であるため。※国が終期を示していない。）。
補助金等の目的	子どもを安心して育てることができる環境を整備するため、保育所等の施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>利用児童の安全確保のため、施設の耐震化及び老朽化対策等を計画する岡山市内の認可保育所等の運営事業者に対し費用の一部の補助を行うもの。（国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立保育所等の未耐震施設の耐震化、老朽化対策にかかる改築（一部改築を含む）</li> <li>・未耐震施設の耐震化、防災・減災にかかる改修にかか</li> </ul>

	る大規模修繕		
補助金等の交付先	補助対象事業者（社会福祉法人及び学校法人）		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	2
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	2
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	有（岡山市ホームページにて募集）		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 （就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱第8項、別表）		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国1／2、市1／4、事業者1／4 （嵩上げ時：国2／3、市1／12、事業者1／4） （就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表8－1）		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	79,460千円	394,000千円	346,200千円
	18,640千円	380,939千円	272,648千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	4月上旬		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	現地調査（中間検査及び完了検査）実施後、提出書類審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無（事業者からの申請により補助を行う事業であるため）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	－	－	－

補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有（例年6月頃に岡山市ホームページにて募集をしている）
-----------------------------------	-----------------------------

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

着工時に事業者より着工届（※1）の提出を求めること、補助事業の進捗確認として工事の中間検査、完了検査（※2）を実施することから、内容が重複するものを省略しているため、着手届及び完了届は免除としている。

（※1）「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」第16条（状況報告）にて、市より国へ工事着工を報告。

（※2）「岡山市岡山っ子育成局の所管する補助金交付要綱による民間社会福祉施設等整備工事に係る基準」の5.（整備工事の検査）に基づく。

就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づき、交付金の額は、工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額としている。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-2、別表2-5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

## ③ 監査の結果

### 【指摘29】

補助金交付申請書に添付される書類間に不整合があるにも関わらず、申請の決裁手続がなされている案件があった。具体的には、延床面積の合計が事業計画書では759.47㎡と記載されていた一方、部屋別面積調書では763.70㎡と記載されていた。なお、正しい面積は763.70㎡である。

決裁時には起案者以外が書類の整合性を今一度確認することが求められる。

### 【指摘30】

補助金交付申請書に添付されている書類（見積書）の作成日（令和6年10月20日）が申請日（令和6年10月18日）よりも後日付となっている案件があった。

添付書類に不備があり再提出を求めたとのことであるが、申請書類管理の観点から補助金交付申請書についても日付を更新し、再度提出を求める必要がある。

**【指摘 31】**

岡山市私立保育所緊急整備事業等補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。追加する必要がある。

**【意見 48】**

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。

(36) 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金
補助金等の所管課	環境局 環境部 環境保全課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	昭和63年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	未定（国の地方創生推進交付金を活用した事業であり、国の動向によるため。）
補助金等の目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため。
補助金等の概要・補助対象事業の概要	合併処理浄化槽(*)を設置する者に対し交付する。下水道の整備計画がない区域、または7年以上の整備予定がない区域で一定の条件を満たす場合、専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する個人に、設置費用の一部を補助する。設置費用の補助に加え、汲み取り便所からの設置替えは、「宅内配管工事費・便槽撤去工事費」を、単独処理浄化槽からの設置替えは、「宅内配管工事費」を補助する。

	(*) 合併処理浄化槽 生活排水処理施設のうち、し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽		
補助金等の交付先	専用住宅に処理対象人員50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する個人		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	782	668	695
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	782	668	695
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 （岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条）		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国33 市67		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	352,943千円	374,566千円	374,566千円
	286,740千円	253,392千円	270,739千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して14日以内又は当該年度の3月15日（閉庁日の場合は、以降の直近開庁日）のいずれか早い日 （岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条）		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容）	有 （汚水処理人口普及率向上をKPI（事業の実施状況に関する客観的な指標）として設定している。汚水処理人		

(無の場合はその理由)	口普及率85.7%という目標に対して、令和6年度末時点の指標は86.0%であり、成果が得られていると判断している。)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	85.0%	85.5%	86.0%
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

対象となる専用住宅は、主に居住の用に供するもので、小規模な店舗を併設したものが含まれる。なお、岡山市合併処理浄化槽補助金交付実施要領にて、「小規模な店舗を併設したもの」とは、「延べ床面積の2分の1以上の部分を自己の居住の用に供する併用住宅」と定義されている。

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額（消費税及び地方消費税の額を含まずに、千円未満は切り捨てる。）とし、次の表（※1）の人槽区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表補助金額の欄に定める額を限度とする。（岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条第1項）

また、建替を伴わずに単独転換（※2）又は汲取り転換（※3）が行われる場合には、前項による補助金の額に、宅内配管工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税の額を含まずに30万円を限度とし、千円未満は切り捨てる。）を加えた額とする。ただし、家屋の構造を変えることにより宅内配管工事もその増改築工事の一環として行い、家屋の新築と同等とみなされる場合を除く。（岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条第2項）

なお、汲取り転換が行われる場合には、第1項又は第2項による補助金の額に、汲取り便槽の撤去工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税の額を含まずに9万円を限度とし、千円未満は切り捨てる。）を加えた額とする。ただし、汲取り便槽を全て掘り起こして処分する場合に限る。（岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条第3項）

### （※1）人槽区分別の補助金額一覧

人 槽 区 分	補 助 金 額
5 人 槽	3 3 2, 0 0 0 円
6～7 人 槽	4 1 4, 0 0 0 円
8～10 人 槽	5 4 8, 0 0 0 円
11～20 人 槽	9 3 9, 0 0 0 円
21～30 人 槽	1, 4 7 2, 0 0 0 円
31～50 人 槽	2, 0 3 7, 0 0 0 円

(※2) 単独転換

既存の専用住宅において同一敷地内に設置されている既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えすること

(※3) 汲取り転換

既存の専用住宅において同一敷地内に設置されている汲取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えすること

③ 監査の結果

**【指摘 32】**

補助金交付申請書には、設置浄化槽の人槽や浄化槽設備士及び免状（修了）番号を記載する箇所があるが、補助金交付申請書審査チェック表を用いて補助金交付申請の審査をする際には、設置浄化槽の人槽の妥当性や浄化槽設備士及び免状（修了）番号の正確性について検討する欄が設けられていない。

どちらとも補助金交付において重要な審査項目であるため補助金交付申請書審査チェック表に追加する必要がある。

**【指摘 33】**

実績報告に基づき実地調査を行う際に、調査シートの記入や担当者の押印等はあるが、調査時の現場写真撮影や立会人のサイン等の授受が行われていない。

現場にて実績報告通りであるか確認したことを立証するために、現場写真撮影や立会人のサイン等の授受を実地調査手続に追加する必要がある。

**【指摘 34】**

岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱には暴力団排除条項がない。追加する必要がある。

(37) スマートエネルギー導入促進事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	スマートエネルギー導入促進事業補助金
補助金等の所管課	環境局 環境部 ゼロカーボン推進課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱、岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金（面的Z E H）交付要綱、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金（Z E B）交付要綱
補助金等の創設年度	平成27年度
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	未定（2050年温室効果ガス排出実質ゼロの目標達成に向け、継続的に脱炭素化を推進していく必要があるため。）
補助金等の目的	地球温暖化の抑制に向け、温室効果ガスの排出削減を図ること。
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>市内の住宅や事業所等に、スマートエネルギー化※に資する機器及び環境性能に特に優れた自動車等を導入した個人や事業者に対し、経費の一部を助成するもの。</p> <p>（※ エネルギーを創って・ためて・賢く使うことによる、エネルギー利用の最適化・効率化）</p> <p>補助対象事業は、市内の住宅や事業所等に、以下の機器等※を導入する事業。</p> <p>（※ 令和6年度の補助対象機器。対象となる機器等や補助の内容は年度によって異なる）</p> <p><b>【住宅用】</b> 太陽光発電設備、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池（エネファーム）、蓄電池、HEMS、窓断熱（窓、ガラス）、電気自動車等、燃料電池自動車、V2H、面的Z E H</p> <p><b>【事業所用】</b> 太陽光発電設備、ガスコージェネレーションシステム、LED照明器具、高効率空調機器、太陽熱利用システム、蓄電池、エネルギー管理システム、電気自動車等、燃料電池自動車、電気自動車等用充電設備、Z E B</p>
補助金等の交付先	市民、事業者

補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,397	2,324	1,615
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,403 （令和3年度の繰越6件を含む）	2,324	1,615
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	有（岡山市ホームページ）		
補助金等の額の算出方法	岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱第6条、第7条、 岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱第6条、第7条、 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金（面的ZEH）交付要綱第6条、 岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金（ZEB）交付要綱第5条、第6条 上記参照。		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	市85 県15（令和6年度）		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	293,334千円	422,000千円	290,000千円
	293,051千円	388,581千円	215,648千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱第8条、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱第13条、岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金（面的ZEH）交付要綱第7条、 岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金（ZEB）交付要綱第12条を参照		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類を元に審査		

補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	市域の温室効果ガス排出量及び太陽光発電設備設置容量		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	温室効果ガス排出量： 5,310千t-CO2 (R2確定値) 太陽光発電設備設置容量： 337kW	温室効果ガス排出量： 5,241千t-CO2 (R3確定値) 太陽光発電設備設置容量： 359kW	温室効果ガス排出量： 5,312千t-CO2 (R4暫定値) 太陽光発電設備設置容量： 420kW -
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助事業者は、本補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は交付決定の日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金実績報告書を市長に報告しなければならない。

## ③ 監査の結果

### 【指摘35】 実績報告の遅延

スマートエネルギー導入促進事業補助金において、補助事業完了後の実績報告書が提出期限を超過して提出された案件が識別された。

当該案件では、

事業完了日：令和6年8月9日

実績報告書提出日：令和6年10月3日

となっており、要綱第13条で定められた「完了日から20日以内」の提出期限を大幅に超過している。

要綱に定められたルールを逸脱した運用は、補助金事務全体の透明性やガバナンスの低下につながるなどの問題を生じさせるおそれがある。要綱において実績報告書の提出期限を事業完了日から20日以内に設定した目的・理由と提出期限の超過によるリスクを改めて確認するとともに、提出補助事業者に対し、実績報告書提出

期限の明確な周知、期限前の提出督促・フォロー体制の整備、期限を遵守できなかった場合の対応方針（理由書提出等）の明確化などを講じ、提出期限の厳守を徹底する必要がある。

(38) 商工会議所商工会経営改善事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	商工会議所商工会経営改善事業補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	商工会議所、商工会補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	昭和53年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	商工団体の健全な育成及び発展並びに商工業推進のために、継続した支援が必要		
補助金等の目的	商工業の総合的な改善、発達を図るため。		
補助金等の概要	市内の商工会議所法に規定する商工会議所又は商工会法に規定する商工会が、その地区内における商工業の総合的な改善、発達を図るために行う事業に対し、予算の範囲において補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善普及事業 商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業</li> <li>・地域総合振興事業 商工業者の全般的な育成、地域商工業の振興、社会一般の福祉の増進に資することを目的とした事業</li> </ul>		
補助金等の交付先	岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5件	5件	5件
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5件	5件	5件
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		

補助金等の額の算出方法	補助事業の実施に際し支出される経費から補助事業に対して交付される国・県の補助金の額を控除した額を限度額とし、市長が定めた額		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	—		
補助金等の財源構成比(国・県・市・その他)	市費		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	65,200	65,200	65,200
	65,200	65,200	65,200
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	—		
実績報告の審査の方法(提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無(有の場合はその内容)(無の場合はその理由)	無 成果指標は設けていないが、商工会議所、商工会と共同で国に申請している経営発達支援計画の評価委員会に出席し、取組内容について各委員と評価を行っている。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	—		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金は、岡山市に存する5つの商工会議所・商工会に対しての補助金であり、直近3か年はいずれの団体に対しての補助金も同額での交付となっている。

## ③ 監査の結果

### 【指摘36】

補助事業の着手について、交付決定前の期間についても補助対象となっている。交付規則第2条第3項では補助事業者について、補助金等の交付の決定を受け、補助事業等を行う者をいうと規定されている。

本補助金の交付申請・決定の状況について書類を閲覧したところ、岡山商工会議

所では令和6年5月2日に補助金等交付申請書が提出され、令和6年5月17日に補助金等交付決定通知書が交付されているが、補助事業は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとされている。このように交付決定前の期間についても補助対象として含めることは交付規則に反しており、是正する必要がある。

しかしながら、補助事業の性質上、年間を通しての事業であり、また年度初めの4月1日に申請・決定を行うことは実務上困難を伴うものであることから交付要綱において補助対象となる期間を定めるなどの対応について検討すべきである。

#### 【意見 49】

本補助金の補助対象経費には消費税相当が含まれており、他の補助金との公平性を考慮し、見直しを図ることを検討されたい。

本補助金の補助対象経費については、商工会議所、商工会補助金交付要綱に定められていないため、消費税の取扱いについても特段その定めがない。補助対象経費については、商工会議所、商工会補助金交付要綱第4条に定めのある補助事業に関連する費用が対象となるものと推測されるが、補助金の性質上、その定めがないことについては検討の余地がある。

また消費税の取扱いについて担当課へ質問したところ、商工会議所法に規定する商工会議所及び商工会法に規定する商工会という公共性の高い団体が、地域内の商工業の発展のために行っている事業であるため、事業に必要となる経費については、消費税を含めて補助対象経費としているのと回答を得た。公共性の高い事業であることは理解できるが、他の補助金等では一般的に事業者が納める消費税についてはその対象から除外することが多い。他の補助金との公平性を考慮すると公共性の有無により補助対象とすることは問題であり、見直しを検討されたい。また消費税まで含めて補助金の対象とするのであれば、消費税の計算上、仕入控除税額についてはその返還を求めることとするのを要綱へ含めることも併せて検討されたい。

#### 【意見 50】

本補助金の交付による効果測定が行われていない。

本補助金の効果を図るための指標が設定されておらず、補助金交付による目的の達成については効果測定が十分に行えない状況である。

補助事業については、経営改善普及事業と地域総合振興事業という2つの事業を中小企業振興施策として取り組むものであることから、一部の取組を取り上げて効果測定を行うということは実施していないとのことであるが、補助金の目的に照らして、十分に効果が発揮されているかなどについては検討の必要があり、例えば経営改善計画の作成件数などの指標により効果を測定することも検討されたい。

(39) 岡山市中小企業支援事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市中小企業支援事業補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市中小企業支援事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成27年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	令和6年度		
補助金等の目的	中小企業の生産性の向上及び競争力の強化による経済の活性化		
補助金等の概要	本市内における中小企業の生産性の向上及び競争力の強化を図り、本市の経済を活性化するため、予算の範囲内において岡山市中小企業支援事業補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常枠、小規模企業者枠 生産性向上及び競争力強化に必要な機械設備費、システム等購入・構築費</li> <li>・グリーン枠 CO<sub>2</sub>排出量削減及び生産性向上及び競争力強化に必要な機械設備費</li> </ul>		
補助金等の交付先	市内中小・小規模事業者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	60件	55件	47件
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	62件	56件	48件
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	ホームページ掲載、広報連絡 商工団体からの周知		
補助金等の額の算出方法	岡山市中小企業支援事業補助金交付要綱第6条による		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後払い		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市費		

補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	100,000	100,000	90,000
	94,468	65,828	83,661
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	事業完了後		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	無		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

補助事業として大きく3つの支援枠を設けており、交付要綱にて別表1として以下の通り取りまとめられている。

支援枠	補助事業名	補助率	補助金交付限度額
通常枠	中小企業機械設備等投資事業	1 / 2	300万円
小規模企業者枠	小規模企業機械設備等投資事業	1 / 2	100万円
グリーン枠	機械設備投資事業	1 / 2	500万円

令和6年度については小規模企業者枠・グリーン枠について採択となる企業数が少なくなるなどの状況であり、通常枠へ振り替えるなどの対応を行っている。

## ③ 監査の結果

### 【意見 51】

補助金等の成果を測定する指標が設けられていない。

本補助金の目的は中小企業の生産性の向上及び競争力の強化による経済の活性化

を図ることである。

しかしながらその補助金の支出の効果を測定する指標が設けられていないため、実際に補助金支出の効果があつたかどうかについては不透明である。本補助金は、主に機械装置などの購入のために使用されるものであり、生産性向上や競争力の強化につなげるものであることから、交付後において例えば売上高が増加したかどうかなどのモニタリングを実施するなど本補助金の効果が十分に発揮されているかを検討することが望ましい。

#### (40) 岡山市商店街振興対策事業補助金

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市商店街振興対策事業補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	不明		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	申請状況等により、毎年度、制度の見直しや終了について検討することとしているため。		
補助金等の目的	商業の振興を図るため。		
補助金等の概要	商店会等が商業の健全な発展基礎を確保するために行う事業に対し、補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街活性化計画策定・調査事業</li> <li>・ 商店街空き店舗対策事業</li> <li>・ 商店街基盤整備事業</li> <li>・ 商店街まちづくりリニューアル支援事業</li> <li>・ 商店街賑わいづくり支援事業</li> <li>・ 商店街個性創出事業</li> <li>・ 商店街サポートアイデア協働事業</li> </ul>		
補助金等の交付先	商店会等		
補助金等の申請件数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	17	35	36
補助金等の交付先数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	17	34	36

公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱第5条		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	24,235,000円	84,340,000円	78,000,000円
	14,144,000円	75,803,000円	34,764,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市補助金等交付規則第16条		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	無 商店街ごとの多様な実情や課題に対応し、商店街が自主的に取り組むことを支援する制度であるため、一律の成果指標は定めていない		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金
補助金等の所管課	産業振興課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成29年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、)	申請状況等により、毎年度、制度の見直しや終了について検討することとしているため

その理由)			
補助金等の目的	地域経済の活性化及び商業の発展・振興を図るため。		
補助金等の概要	地域経済の活性化及び商業の発展・振興を図り、商業者の売上向上に繋げていくことを目的として、商業イベントの開催やオリジナル商品等の開発・宣伝などの取組を行う商業グループに補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	地域の特長を活かして売上増加に繋げていく取組		
補助金等の交付先	商業グループ		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3	3	4
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3	3	4
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有 広報連絡、市ホームページ		
補助金等の額の算出方法	岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金交付要綱第5条		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5,500,000円	5,400,000円	4,000,000円
	1,092,000円	846,000円	1,181,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市補助金等交付規則第16条		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	無 地域の多様な実情や課題に対応し、商業者が柔軟に取り組むことを支援する制度であるため、一律の成果指標は定めていない		
成果を測定する指標の直	令和4年度	令和5年度	令和6年度

近3年の推移	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金では大きく2つのメニューがありそれぞれについて交付要綱などが設定されている。

岡山市商店街振興対策事業補助金では、交付要綱別表にて補助事業名、補助対象となる事業、補助対象経費、補助率などが記載されておりそれぞれについて必要な内容で補助交付先が事業計画書など作成される。令和6年度は商店街のアーケードの塗装仕上げによる改修工事などが実施されている。

岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金においても交付要綱別表にて補助対象となる事業が掲載されており、内容としては地域の特徴を活かして売上増加に繋げて取り組みに対して最大3年間にわたって補助金を交付するものである。1社のみで行う者ではなく3社以上のグループで実施することが求められている。

## ③ 監査の結果

(岡山市商店街振興対策事業補助金)

### 【意見 52】

交付要綱第7条に別に定める審査基準という記載があるが、審査基準を明文化したものは実際にはない。

岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱第7条では審査基準を別に定めるとの記載があることから、その定めについて担当課へ内容を確認したところ、明文化したものはないとのことであった。担当課では事業目的や採択要件に合致するかどうかについての形式審査を行うとのことである。

しかしながら岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱で定める審査基準を別に定めていないことは要綱と実務において差が生じている。よって岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱において審査基準を明文化することが望ましい。

### 【意見 53】

本補助金を支出したことについてその効果を測定する指標が設けられていない。

本補助金の目的は、商業の振興を図るために商店街ごとの多様な実情や課題に対応し、商店街が自主的に取り組むことを支援することとのものである。当該目的が、本補助金の支出により達成されているかについては指標等を用いて検証が必要と考

えられる。

(岡山市地域商業グループ活動支援事業補助金)

【意見 54】

補助対象経費の支出について、本補助金の交付先のグループに所属する事業者への経費が含まれており、金額の正当性・妥当性の検討が十分でない。

本補助金の交付先である地域商業グループは複数の事業者で構成されている。そのため多種多様な業種によって構成されることが多く、補助対象経費についてもそのグループ内の事業者において発注・納品・サービスの提供を行うことができることが想定される。

補助対象経費について、証憑等を閲覧したところ、グループに所属する事業者へ発注し、納品・サービスの提供を受けている事案が発見された。このことが即座に問題となるとは言えないが、金額や提供する内容が適切であるか、一般と比べて過大な請求となっていないかなどについて慎重な審査が求められ、例えばグループとは関係のない第三者からの相見積りを取得するなど金額やその内容が適切であるかについて検討することが必要と考えられる。

【意見 55】

予算額に対して、決算額が3か年度連続で50%を下回っている状況が続いており、補助金の見直しを図ることが必要である。

予算額は毎年度、補助金交付先を見積り議会の承認を得ることで執行がなされるものであるが、本補助金については令和4年度から6年度にかけて予算額に対して執行率は50%を下回るものである。

このこと自体が違法・違反しているわけではないが、予算の有効活用が十分でないことは補助事業による効果も十分に発揮されないことにもつながりかねない。補助金自体の目的や要件・補助対象経費などについて随時見直しを図り、より効果的な補助金が交付されるような取組が必要である。

(41) I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費補助金
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課

補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市 I T 利活用支援補助金交付要綱 岡山市 I T 利活用支援補助金交付要綱取扱要領 岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金交付要綱 岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金交付要綱取扱要領 岡山市補助金等交付規則
補助金等の創設年度	令和 2 年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めなし 事業目的を達成するまで継続予定
補助金等の目的	○岡山市 I T 利活用支援補助金 市内企業への I T 利活用支援により、労働生産性向上・競争力強化を図り、本市の経済を活性化する ○岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金 市内企業への I o T、A I、ロボット等先端技術導入支援により、労働生産性向上・競争力強化・デジタル化を図り、本市の経済を活性化すること
補助金等の概要	○岡山市 I T 利活用支援補助金 補助対象となる事業の取組にかかる経費の補助 ・ I T ツール・情報システム等導入事業 補助率 2 / 3 交付限度額100万円 ○岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金 補助対象となる事業の取組にかかる経費の補助 ・ 導入コンサルティング・事前検証事業 補助率 1 / 2 交付限度額150万円 ・ 検証済み先端技術導入事業 補助率 1 / 3 交付限度額1, 000万円

補助対象事業の概要	<p>○岡山市 I T 利活用支援補助金 補助金交付の対象となる事業は、下記の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性向上を目的として、I T 利活用支援業務(委託事業)で検討・協議した I T ツールや情報システムの導入・改修、クラウドサービス利用等を新たに行う取組</li> </ul> <p>○岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金 補助金交付の対象となる事業は、下記の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の労働生産性向上が見込まれる I o T ・ A I ・ ロボット等の先端技術を選ぶために、コンサルティングの依頼や事前検証を行う取組</li> <li>・導入コンサルティングや事前検証を行った事業者が、労働生産性向上のために、選定した先端技術を本格的に導入する取組</li> </ul>		
補助金等の交付先	市内中小企業		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	16	16	16
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	16	16	16
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有 広報連絡、ホームページ、メール、メルマガ等を活用		
補助金等の額の算出方法	岡山市 I T 利活用支援補助金交付要綱第6条参照 岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金交付要綱第6条参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	61,500千円	61,500千円	61,500千円
	40,006千円	51,464千円	50,240千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市 I T 利活用支援補助金交付要綱第12条参照 岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金交付要綱第12条参照		

実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	有 各企業の満足度 企業からの施策評価を満足度として収集 ※満足度の他にもいくつかの項目に分けて企業からアンケート調査を実施しており、施策の改善に用いている。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	4.7%	4.6%	収集予定
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	<a href="https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-7-15-6-15-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-7-15-6-15-0-0-0-0-0-0.html</a>		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金の補助対象者は交付要綱第4条にて定められており、特に業種を「製造業」「ソフトウェア業」「建設業」を営むものとして限定している。

## ③ 監査の結果

### 【意見 56】

実績報告書の提出を受け、当初目標値の達成状況についての確認が行われているが、明らかに低い達成率である場合には補助金の効果が十分であるかどうかを検討することが望ましい。

実績報告書の添付書類として「様式C 「I o T/A I等先端技術の導入による労働生産性向上の目標」の内訳書」の提出を受け、その達成状況について毎年確認が実施されている。

しかしながら、その確認のみにとどまっており、補助金支出の効果が十分に発揮されているかどうかについての検討まで実施されていない。

補助金の効果を客観的に測定できる指標の設定とその分析を通じて、補助金の交付目的が達成できているかどうかをモニタリングする仕組みを整えることが望ましい。

### 【意見 57】

本補助金の効果を測定する指標として、アンケート結果を用いているとのことであるが、岡山市の意図する補助金の目的と補助事業者の満足度が一致していないケースもあるなど、効果測定の指標の見直しを検討されたい。

岡山市では本補助金の効果を測定する指標として、補助事業者からの満足度調査を実施している。

満足度調査では、以下の7つの点について質問が行われ、総じて満足度がいくらかであったかを回答内容によって点数化している。

- ・補助金が今回の取り組み（ITツールの導入）を進めるきっかけとなりましたか
- ・補助金での取組によって労働生産性向上や競争力強化につながりましたか
- ・補助上限額について
- ・補助率について
- ・申請手続き（量）について
- ・申請手続き（難度）について
- ・補助金は他企業にとっても有効だと思いますか

満足度調査結果を閲覧したところ、満足度が高い回答が多くみられたものの、本補助金の当初の目的である労働生産性向上や競争力強化に繋がったかという問いに対して「繋がっていない」とする意見が4件の回答のうち1件確認された。補助金の交付先の決定する過程において補助事業計画書の策定がされ、審査がなされているにもかかわらず本補助金の目的に対して否定的な回答があることは、補助金の目的が十分に達成されていないのではないかと感じられ、また労働生産性の向上が図られたか、また競争力の向上に寄与したか数字などを用いたデータを客観的に分析することも必要であり、単なる設備投資への補助とならないような工夫も必要であると考える。

そのため、満足度調査だけでなく、補助金交付後、複数年にわたって指標の提出を求めるなどその設備投資による効果が発揮されているかについて効果測定を行う方法も検討されたい。

#### (42) 岡山市再投資・拠点強化促進奨励金

##### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市再投資・拠点強化促進奨励金
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱、岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱運用方針

補助金等の創設年度	平成29年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	終期年度は定めていない 理由：これまで継続的に活用実績があり、引き続き対象となる事業者の支援を継続する必要があるため。
補助金等の目的	製造工場又は研究所のうち、岡山市内において長期にわたり事業を継続している者の戦略的再投資、拠点強化及び生産性向上・職場環境改善型投資を支援することにより、市内での事業継続を図り、工場等の流出を防止するとともに、雇用の維持又は創出並びに地域経済の活性化に資すること
補助金等の概要	○建物補助金、機械設備補助金 ・建物固定資産評価額×9%＋償却資産固定資産取得価額×3% ・限度額3億円 ※生産性向上・職場環境改善型投資の場合、補助率、限度額ともに1/2 ○人材確保奨励金 ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり60万円(障害者は1人あたり120万円) ※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者
補助対象事業の概要	<b>【対象】</b> 事業開始後10年以上経過した製造工場、研究所で行う戦略的再投資、拠点強化及び生産性向上・職場環境改善型投資 <b>【敷地面積】</b> ・公的団地用地 1,000㎡以上 ・民有地 3,000㎡(研究所2,000㎡)以上 <b>【固定資産投資額】</b> ・製造工場 5億円(中小企業2億円)以上 ・研究所 2億円(中小企業1億円)以上 <b>【その他要件】</b> ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、10年以上事業継続すること

補助金等の交付先	補助対象事業を実施する法人		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3件	2件	1件
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2件	3件	2件
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱、岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱運用方針による		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	市 100%		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	69,500,000	374,400,000	184,000,000
	41,448,000	359,533,000	47,753,000
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	交付申請時		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	有 ・岡山市第6次総合計画後期中期計画において、企業立地・再投資件数（本補助金を含む合計件数）を成果指標として掲げており、目標値（R7）に向けて順調に件数が推移している		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

補助金の認定から交付までの流れは次の通りである。

補助対象事業の認定を受けようとするものは、原則として工場等を建設する場合にあつては建設工事に着手する日の前日まで、既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合にあつては機械設備の設置に着手する日の前日までに認定申請書及び必要書類を岡山市に提出する。

岡山市は、認定申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助対象事業の認定の決定を行い、認定申請を行った者に対し認定通知書により通知を行う。

補助対象事業を行う者は、認定工場等において事業を開始した日から1年6か月を経過する日までの間に奨励金交付申請書及び必要書類を岡山市に提出する。

岡山市は、奨励金交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、補助事業者に対し奨励金交付決定及び額の決定通知書により通知を行う。

工場の建設等であることから期間は長期に及ぶことが通常であり、認定から交付決定までに複数年の時間を要するものである。

### ③ 監査の結果

#### 【意見 58】

補助金交付後、継続的なモニタリングの実施についてその定めをすることが望ましい。

交付要綱第17条第1号では事業開始後10年以内に操業もしくは事業の中止などの場合、交付の取消しを行うことができることとなっている。この背景としては、補助金の目的から製造工場又は研究所など大規模な事業を長期にわたり継続してもらうことで、市内での事業継続を図り、工場等の流出を防止するとともに、雇用の維持又は創出並びに地域経済の活性化に資するなどの目的に合致するように短期間でなく長期間での事業の継続を求める必要性があるからと推測される。

担当課に交付後のモニタリング（報告書等の提出・確認）の実施状況について確認したところ、担当者が継続的に企業と連絡を取っていることから報告書の提出などは求めているとの回答であった。

しかしながら、担当者の異動による変更などにより同一の担当者による継続的な、補助事業へのモニタリングが困難な場合も想定され、また担当者によってはそのモニタリングにばらつきが生じることも考えられる。

よって、報告書などあらかじめ様式を準備するなど、補助金の目的が達成されているかどうかについて継続的なモニタリングを実施するとともに、本補助金はその目的を果たすために十分であるかの見直しにも役立てることが望ましい。

(43) 岡山市物流施設誘致促進奨励金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市物流施設誘致促進奨励金
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱、岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱運用方針
補助金等の創設年度	平成14年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	終期年度は定めていない。 理由：これまで継続的に活用実績があり、引き続き対象となる事業者の支援を継続する必要があるため。
補助金等の目的	市の強みである中四国への交通アクセスの良さや自然災害の少なさ、人材の豊富さなどを活かして、物流施設の誘致を促進し、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図ること。
補助金等の概要	○土地補助金、建物補助金、機械設備補助金 ・土地固定資産評価額×3%＋建物固定資産評価額×9%＋償却資産固定資産取得価額×3% (限度額3億円) ※増設の場合、土地補助金なし、建物補助金・機械設備補助金の補助率・限度額ともに1/2 ○人材確保奨励金 ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり60万円 (障害者は1人あたり120万円) ※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者

補助対象事業の概要	<p><b>【対象】</b> 物流施設を建設して行う事業</p> <p><b>【敷地面積】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的団地用地 1,000㎡以上</li> <li>・ 民有地 3,000㎡以上</li> </ul> <p>※民有地の場合は、市街化調整区域内において、物流総合効率化法、産業振興型地区計画、産業拠点周辺での開発許可または地域未来投資促進法の手続きを経たもの等に限る。</p> <p><b>【固定資産投資額】</b> 5億円（中小企業2億円）以上</p> <p><b>【その他要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに用地を取得し、3年以内に建設に着手</li> </ul> <p>※増設の場合、物流施設を新設するために用地を取得した日から10年以内に建設着手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること</li> <li>・ 営利法人であること</li> <li>・ 対象事業の開始後、10年以上事業継続すること</li> </ul>		
補助金等の交付先	補助対象事業を実施する法人		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0件	3件	1件
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1件	2件	1件
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱、岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱運用方針による		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	市 100%		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	55,250,000	165,200,000	52,900,000
	55,149,000	109,479,000	29,593,000

実績報告の有無	有		
実績報告の時期	交付申請時		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	有 ・岡山市第6次総合計画後期中期計画において、企業立地・再投資件数(本補助金を含む合計件数)を成果指標として掲げており、目標値(R7)に向けて順調に件数が推移している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金では物流施設の新設又は増設が必要な事業であることから主に物流会社による申請が多い。

補助金の認定から交付までの流れは次の通りである。

補助対象事業の認定を受けようとするものは、原則として物流施設の建設工事に着手する日の前日までに認定申請書及び必要書類を岡山市に提出する。

岡山市では、認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助対象事業の認定の決定を行い、認定通知書により通知を行う。

補助対象事業を行う者は、認定物流施設において操業又は事業を開始した日から1年6か月を経過する日までの間に奨励金交付申請書及び必要書類を岡山市に提出する。

岡山市は、奨励金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、補助事業者に対し奨励金交付決定及び額の確定通知書により通知を行う。

## ③ 監査の結果

### 【意見 59】

奨励金の補助メニューにおいて、「雇用期間が反復更新されるもの」であることの確認がヒアリングにとどまっている。

奨励金のメニューでは、一人当たり 20 万円の補助金が支給されることとなっているが、岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱第 2 条第 13 号イでは雇用期間の定めのないことが要件とされているため、これらについて確認を行うために、提出資料中の雇用保険資格取得通知を閲覧したところ、有期雇用契約者となっている人員が多数確認された。

雇用期間の定めがないことについての確認方法を担当課へ質問したところ、全ての有期雇用者について、雇用が反復更新されていること又は反復更新する前提での雇用であること、また雇用契約の更新が形式的な確認にとどまることを補助事業者である企業にヒアリングで確認しているとのことであった。

雇用期間に定めのないことについての確認について、補助対象となる企業へのヒアリングのみで完結していることは、十分ではなく、例えば雇用契約書・労働条件通知書等を確認することや、それら前提を雇用者へ提示していることを確かめなければ、実際に反復更新されるものかどうかについて判断が十分にできないと思われる。

よって、その確認方法についてはヒアリングのみにとどめず、他の方法も検討することが望ましい。

#### 【意見 60】

補助金交付後、継続的なモニタリングの実施についてその定めをすることが望ましい。

本要綱第 17 条第 1 号では事業開始後 10 年以内に操業もしくは事業の中止などの場合、交付の取消しを行うことができることとなっている。この背景としては、補助金の目的から製造工場又は研究所など大規模な事業を長期にわたり継続してもらうことで、市内での事業継続を図り、工場等の流出を防止するとともに、雇用の維持又は創出並びに地域経済の活性化に資するなどの目的に合致するように短期間でなく長期間での事業の継続を求める必要性があるからと推測される。

担当課に交付後のモニタリング（報告書等の提出・確認）の実施状況について確認したところ、担当者が継続的に企業と連絡を取っていることから報告書の提出などは求めているとの回答であった。しかしながら、担当者の異動による変更などにより同一の担当者による継続的な、補助事業へのモニタリングが困難な場合も想定され、また担当者によってはそのモニタリングにばらつきが生じることも考えられる。

よって、報告書などあらかじめ様式を準備するなど、補助金の目的が達成されているかどうかについて継続的なモニタリングを実施するとともに、本補助金はその目的を果たすために十分であるかの見直しにも役立てることが望ましい。

(44) 岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金
補助金等の所管課	産業観光局 商工部 産業振興課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱、岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱運用方針
補助金等の創設年度	令和 2 年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	終期年度は定めていない。 理由：これまで継続的に活用実績があり、引き続き対象となる事業者の支援を継続する必要があるため。
補助金等の目的	本市の強みである中四国への交通アクセスの良さや自然災害の少なさ、人材の豊富さなどを活かして、I T ・デジタルコンテンツ産業等の立地を推進し、専門的技術を持つ人材や若年層が働く場の創出、中心市街地の賑わいづくり及び地域経済の活性化を図ること。
補助金等の概要	<p>○設備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所整備費（施設整備費、事務機器購入費）× 1 / 2</li> <li>・限度額 I T ・デジタルコンテンツ産業 500万円</li> </ul> <p>※新規常用雇用者 3 人以上 5 人未満のサテライトオフィスの場合 300万円 バックオフィス 300万円</p> <p>○賃料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所年間賃料及び共益費× 1 / 4 × 3 年間分</li> <li>・限度額 300万円／年</li> </ul> <p>○人材確保奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する新規常用雇用者 1 人あたり 60万円（障害者は 1 人あたり 120万円）</li> </ul>

補助対象事業の概要	<p><b>【対象】</b>  IT・デジタルコンテンツ産業の事業所、バックオフィスを建設、賃借又は購入して行う事業  ※IT・デジタルコンテンツ産業…ソフトウェア業、インターネット附随サービス業、映画・ビデオ制作業、アニメーション制作業、デザイン業のうちデジタル技術を用いて製品の製造またはサービスの提供を行うもの</p> <p><b>【新規常用雇用者】</b>  ・IT・デジタルコンテンツ産業 5人以上  (サテライトオフィス(県外に本社を設置していて、県内に既存の事業所を設置していない企業の事業所であって、IT・デジタルコンテンツ産業を主たる事業として行うもの)の場合 3人以上)  ・バックオフィス 10人以上</p> <p>※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者</p> <p><b>【その他要件】</b>  ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること  ・営利法人であること  ・対象事業の開始後、5年以上事業継続すること</p>		
補助金等の交付先	補助対象事業を実施する法人		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5件	2件	2件
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0件	1件	2件
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱、岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱運用方針による		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比(国・県・市・その他)	市 100%		

補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	225,500,000	25,600,000
	0	8,400,000	25,000,000
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	交付申請時		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	有 ・岡山市第6次総合計画後期中期計画において、企業立地・再投資件数（本補助金を含む合計件数）を成果指標として掲げており、目標値（R7）に向けて順調に件数が推移している。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

補助金の認定から交付までの流れは次の通りである。

補助対象事業の認定を受けようとするものは、原則として賃貸借契約日、建物売買契約日又は事業所の建設工事に着手する日の前日までに、認定申請書及び必要書類を岡山市に提出する。

岡山市は認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助対象事業の認定の決定を行い、認定通知書により通知を行う。

補助対象事業を行う者は認定事業所の開設日の属する年の翌年度以降であって、開設日から起算して1年から1年6か月を経過する日以降に補助金交付申請書及び必要書類を岡山市へ提出する。（賃料補助金を交付する場合は複数回）

岡山市は、補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助事業者に対し補助金交付決定及び額の確定通知書により通知を行う。

## ③ 監査の結果

【意見 61】

人材確保奨励金について、雇用期間の定めのないことの確認が不十分である。

岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱第2条では第10号及び第11号において常用雇用者と新規常用雇用者について規定がなされており、第10号常用雇用者においては、イ雇用期間の定めのないことという要件がある。対象となる人員について雇用保険資格証明書を閲覧したところ、有期雇用契約書が複数名確認された。

雇用期間の定めがないことについての確認方法を担当課へ質問したところ、全ての有期雇用者について、雇用が反復更新されていること又は反復更新する前提での雇用であること、また雇用契約の更新が形式的な確認にとどまることを補助事業者である企業にヒアリングで確認しているとのことであった。

雇用期間に定めのないことについての確認について、補助対象となる企業へのヒアリングのみで完結していることは、十分ではなく、例えば雇用契約書・労働条件通知書等を確認することや、それら前提を雇用者へ提示していることを確かめなければ、実際に反復更新されるものかどうかについて判断が十分にできないと思われる。

よって、その確認方法についてはヒアリングのみにとどめず、他の方法も検討することが望ましい。

#### 【意見 62】

補助対象となる経費について相見積りの実施など、金額の適切性について確認方法を見直すことが望ましい。

補助対象となる経費については、その内容・金額について適切であるかどうかについての検討は、担当者によるインターネットを活用した同等製品との比較や補助対象者へのヒアリングによって確認をしているとのことである。

インターネットによる同等製品との比較は実際の納入金額と相違があることが想定されること、またヒアリングによる場合には正確な情報を担当者が入手できるか否かが不透明であることから、第3者による情報として相見積りなどによる金額の合理性を検討することが望ましい。

また現在の方法では、大量の補助対象経費が発生した場合、特にインターネットを活用した調査では担当者の調査に係る時間が多くなることが想定される。このことから第3者からの相見積りなどによるほうが効果的かつ効率的な調査が実施できると考えるため確認方法の見直しを検討されたい。

(45) 狩猟による捕獲促進事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	狩猟による捕獲促進事業費補助金		
補助金等の所管課	産業観光局 農林水産部 農林水産課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱		
補助金等の創設年度	平成26年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定められていない(継続的な支援が必要なため)。		
補助金等の目的	狩猟捕獲による農林水産物の被害防止		
補助金等の概要	猟期(11月15日～2月15日 イノシシ、ニホンジカは3月15日まで)期間に、捕獲した有害鳥獣に対し、捕獲頭数に応じて奨励金を支給するもの。		
補助対象事業の概要	岡山市鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣(イノシシ等)の狩猟による捕獲。1頭につき、以下の単価で奨励金を支給。 イノシシ、ニホンジカ 6,000円 ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ 1,000円 カワウ、カラス、カモ 800円		
補助金等の交付先	狩猟者(個人または団体)		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	87	92	124
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	87	92	124
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱第7条の捕獲促進奨励金を参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市のみ		

補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10,500,000円	10,000,000円	10,500,000円
	7,176,400円	8,046,000円	8,618,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	実施年度の年度末		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無 捕獲頭数と農作物被害との直接的な相関関係がなく、効果を測ることができないため。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

本補助金等の根拠法令・交付要綱である岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱は、狩猟による捕獲促進事業だけでなく、有害獣の捕獲による農作物等の被害防止のための捕獲柵購入費に対する補助事業、市在住者の狩猟免許取得費用の補助事業等を含むものであり、狩猟捕獲による農林水産物の被害防止のための包括的な事業を対象として定められたものである。

狩猟による捕獲促進事業費補助金は、本要綱の別表において定められている捕獲促進奨励金に該当するものであり、奨励金の額は補助の対象となる有害鳥獣の種類に応じて、同要綱第7条で以下の通り定められている。

鳥獣名	捕獲促進奨励金
	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、ニホンジカ	6,000
ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ	1,000
カワウ、カラス、カモ	800

③ 監査の結果

【意見 63】 補助事業実施者の資格の確認について

狩猟による捕獲促進事業費補助金の交付対象者となるには、同要綱の別表において、「市内において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく適法捕獲者であること」が求められている。一方で、同要綱における添付書類には、適法捕獲者であることを証する書類の提出が明記されていない。

したがって、補助金の申請者が適法捕獲者に該当することを確認できる書類についても要綱に明記することが望まれる。

(46) 新規就農者確保事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	新規就農者確保事業費補助金
補助金等の所管課	産業観光局 農林水産部 農林水産課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	農業次世代人材投資事業実施要綱（国）、岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱、農業次世代人材投資事業の運用について、岡山市農業次世代人材投資資金交付要綱
補助金等の創設年度	平成29年度
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	令和 4 年度から新規就農者育成総合対策事業として組み替えられたため、新規就農者確保事業補助金の新規採択はなくなったが、継続交付者あり。
補助金等の目的	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付する。
補助金等の概要	50歳未満の独立・自営就農者（経営基盤等を本人名義で取得しているなど）が対象となっており、最長 5 年間の給付期間中、所得が350万円（令和 3 年度採択者は世帯所得600万円）を超えた場合の給付停止措置のほか、正当な理由なく経営を中止した際に返還義務が課せられるなどの措置がある。年間最大150万円を最長 5 年間交付。 令和 4 年度から新規就農者育成総合対策事業として組み替えられ、次世代人材投資事業として新規採択はなくなった。

補助対象事業の概要	次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付する事業（用途は限定しない）。		
補助金等の交付先	交付対象経営体（夫婦型受給者の場合は2名で1経営体）		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	22経営体	20経営体	12経営体
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	22経営体	20経営体	12経営体
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	有 ホームページ掲載や、各区にて要望調査を実施		
補助金等の額の算出方法	前年の所得に応じ、交付金額を変動。前年の所得が100万円未満→交付金額150万円 前年の所得が100万円以上350万円未満→交付金額は変動 交付金額＝（350万円－前年の所得）×3／5 令和3年度採択者：経営開始後1～3年目は150万円、4・5年目は120万円。		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	就農後、交付要件を満たし、内報がおりた直近の9月または3月に初回を支払い、以後年に2回交付する。		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	全額国費		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	29,000,000円	30,900,000円	19,500,000円
	33,750,000円	29,700,000円	14,550,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	3月		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	無（国事業であるため）		

成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

本補助金は、国が定める農業政策の一環として実施されるものであり、その趣旨は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱において、「農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。このため、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者への資金の交付、法人雇用就農の促進の取組を行い、農政新時代に必要な人材力の強化を図る。」とされている。

具体的な制度の概要としては、就農直後は経験や知識、技術が未熟であるため収入が不安定となることから、新規就農者の定着と経営安定を図るため、経営を開始してから最長5年間、年間150万円を交付する制度である。経営基盤等を本人名義で取得している等の要件を満たす50歳未満の独立・自営就農者が対象となっており、最長5年間の補助金が交付される。また、給付期間中に所得が350万円（令和3年度採択者は世帯所得600万円）を超えた場合の給付停止、正当な理由なく経営を中止した場合の返還義務が課せられるなどの措置が設けられている。

なお、令和4年度において国の政策に変更があり新規就農者育成総合対策として組み替えられたことから、農業次世代人材投資事業としての新規採択は令和3年度までであり、令和4年度からは継続交付のみとなっている。

補助事業の概要をまとめると以下のとおりである。

補助金の名称	補助金の対象となる事業	経費	補助率(額)	軽易な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業次世代人材投資事業費補助金	農業次世代人材投資事業経営開始型	「農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け経営第3543号）」に基づいて令和3年度までに市町村から承	定額 年間最大150万円	次のものを除く変更とする。 金総額の増又は30%を超	次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者の変更

		認を受けた次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して市町村が交付する資金に要する経費		える減	2. 事業の中止又は廃止
--	--	--	--	-----	--------------

### ③ 監査の結果

#### 【指摘 37】 決算書（確定申告書）の写しの添付について

本補助金では、補助金の交付対象者から年に2回「就農状況報告」等の提出を受けており、そのうち確定申告後の提出時には決算書（確定申告書）の写しが添付書類として定められているが、税務署への提出前の申告書等の写しが添付されている事例が認められた。

決算書（確定申告書）については税務署に提出されたものであることが分かるものの写しを添付することが必要である。

### (47) 新規就農者育成総合対策助成金

#### ① 補助金等の内容

本補助事業に関しては、1つの補助金の中に下記2つの助成金等が含まれる。

- 1) 経営発展支援事業助成金
- 2) 経営開始資金

上記の各事業別の内容を以下に示す。

#### 1) 経営発展支援事業助成金

補助金等の名称	新規就農者育成総合対策助成金
補助金等の所管課	産業観光局 農林水産部 農林水産課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	新規就農者育成総合対策実施要綱（国）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（国）、岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱、新規就農者育成総合対策事業等の運用について、岡山市経営発展支援事業助成金交付要綱
補助金等の創設年度	令和4年度

補助金等の終期年度 (定められていない場合、 その理由)	事業の実施年度又は前年度に農業経営を開始している 独立・自営就農者に交付		
補助金等の目的	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就 農後の経営発展のための取組を支援する。		
補助金等の概要	50歳未満の独立・自営就農者（経営基盤等を本人名義で 取得しているなど）が対象となっており、支援額は国費 補助上限500万円（補助対象事業費上限1,000万円）。経 営開始資金の交付対象者は国費補助上限250万円（補助 対象事業費上限500万円）。		
補助対象事業の概要	就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入費等		
補助金等の交付先	交付対象経営体（夫婦型受給者の場合は2名で1経営 体）		
補助金等の申請件数の推 移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5経営体	4経営体	5経営体
補助金等の交付先数の推 移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5経営体	2経営体	0経営体
公募の有無 (公募している場合は募 集手段の内容)	有 ホームページ掲載や、各区にて要望調査を実施		
補助金等の額の算出方法	都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1 / 2） （国1 / 2 県1 / 4 本人1 / 4）		
補助金等の支払方法（完了 前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国1 / 2 県1 / 4		
補助金等の予算額・決算額 の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8,022,000円	40,000,000円	31,000,000円
	17,190,000円	6,552,000円	0円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了次第報告		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提 出書類審査及び現地調査)	提出書類審査及び現地調査		

補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無 (国事業であるため)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## 2) 経営開始資金

補助金等の名称	新規就農者育成総合対策助成金
補助金等の所管課	農林水産課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	新規就農者育成総合対策実施要綱(国)、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(国)、岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱、新規就農者育成総合対策事業等の運用について、岡山市経営開始資金交付要綱
補助金等の創設年度	令和4年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	補助金交付期間は経営を開始してから最長3年間
補助金等の目的	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、安定した営農実現のため、就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付する。
補助金等の概要	50歳未満の独立・自営就農者(経営基盤等を本人名義で取得しているなど)が対象となっており、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき150万円)を最長3年間交付する。交付期間中、世帯所得が600万円を超えた場合の給付停止措置のほか、正当な理由なく経営を中止した際に返還義務が課せられるなどの措置がある。
補助対象事業の概要	次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金(用途は限定しない)を交付する。
補助金等の交付先	交付対象経営体(夫婦型受給者の場合は2名で1経営体)

補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7経営体	11経営体	12経営体
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7経営体	11経営体	12経営体
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	有 ホームページ掲載や、各区にて要望調査を実施		
補助金等の額の算出方法	交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	就農後、交付要件を満たし、内報がおりた直近の9月または3月に初回を支払い、以後年に2回交付する。		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	全額国費		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	39,000,000円	34,500,000円	30,000,000円
	6,000,000円	1,2750,000円	18,000,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	3月		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合は指標の内容と成果の評価結果） （無の場合はその理由）	無（国事業であるため）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

本補助金は、国が行っていた農業人材力強化総合支援事業に代わる政策として令和4年度から実施されているものであり、その趣旨は「農業従事者が減少する中、

持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。このため、地方と連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る」ものとされ、従前の制度よりも、より幅の広い補助事業が対象となっている。

具体的には、上記の目的を達成するため、下記の施策が実施されている。

(1) 経営発展への支援

- ① 就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合に県支援分の2倍を国が助成する

(2) 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対する資金の助成
- ② 研修期間中の研修生に対する資金の助成
- ③ 雇用元の農業法人等に対する資金の助成

(3) サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート
- ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化支援
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保の支援

上記各施策については、施策別に県や市の執行する事務が分かれているため、実際に岡山市が補助金に係る事務を執行する事業は以下の2つである。

分類	項目	関連する要綱	補助金額
(1) 経営発展への支援	① 就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合に県支援分の2倍を国が助成する。	岡山市経営発展支援事業助成金交付要綱	上限1,000万円。 ただし下記経営開始資金の交付対象者の場合は上限500万円。 (国1/2、県1/4、本人1/4)

(2) 資金面の支援	① 新たに経営を開始する者に対する資金の助成	岡山市経営開始資金交付要綱	月額12.5万円 (年間150万円) 最長3年間 (全額国庫負担)
------------	------------------------	---------------	--

上表の「経営発展への支援」については、制度の変更により新たに拡充された助成であり、「資金面の支援」については、従前の制度と基本的に同様の助成となっている。

### ③ 監査の結果

#### 【指摘 38】 決算書（確定申告書）の写しの添付について

本補助金では、補助金の交付対象者から年に2回「就農状況報告」等の提出を受けており、そのうち確定申告後の提出時には決算書（確定申告書）の写しが添付書類として定められているが、税務署への提出前の申告書等の写しが添付されている事例が認められた。

決算書（確定申告書）については税務署に提出されたものであることが分かるものの写しを添付することが必要である。

#### 【意見 64】 助成制度の利用促進について

岡山市経営発展支援事業助成金について、令和6年度では申請が5件あったものの、審査の結果等により交付が0件となっている。助成金自体の趣旨は、新規就農者に対する初期投資資金の負担軽減であるが、その根幹には農業従事者が減少する中で持続可能な力強い農業を実現するという国の方針がある。

したがって、より本補助金の活用により新規就農者が増加することで、持続可能な農業への貢献が図れるよう補助対象者が増加する施策の実施が望まれる。

#### 【意見 65】 就農状況報告の記載項目について

岡山市経営開始資金では、毎年2回の就農状況報告が行われており、助成金の交付要件である全世帯の前年の所得についても確認する項目が設けられているが、世帯に属する者の氏名等の記載がない。

添付されている所得証明の合計金額と就農状況報告に記載された金額は一致しており手続上の問題はない。ただし、全世帯の所得金額は助成金交付の継続要件であることから、世帯に含まれる者の氏名を就農状況報告においても明確になるよう記載することが望まれる。

## (48) 浚渫藻刈交付金

## ① 補助金等の内容

補助金等の名称	浚渫藻刈交付金		
補助金等の所管課	産業観光局 農林水産部 農村整備課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市水路浚渫等交付金交付要綱、岡山市補助金等交付規則		
補助金等の創設年度	平成18年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定められていない。 (農業用排水路の長期的かつ円滑な通水を確保するため)		
補助金等の目的	農業用排水路の円滑な通水を確保するため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	<p>岡山市が管理する農業用排水路の円滑な通水の確保を図るため、予算の範囲内において岡山市水路浚渫等交付金を交付する。</p> <p>交付金の交付対象事業は、水路浚渫、藻刈及び清掃等に関する事業とする。交付の対象となる事業者は、農業土木水利組合、用水組合、農家組合、町内会、その他地元関係団体で、交付金の交付回数は、同一の対象事業者について、原則として1年度につき1回とする。</p>		
補助金等の交付先	三幡地区浚渫班、他371事業者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	364	371	372
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	364	371	372
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	<p>対象事業の実施区域の面積1平方メートル当たり＝岡山県算定農業土木工事に使用する軽作業員労務単価×<math>0.0034 \times 1 / 2</math></p> <p>※100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。</p>		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100		

補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	44,400千円	43,390千円	44,400千円
	40,437千円	42,526千円	44,598千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	随時		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類を元に審査。		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無 （市民団体が行う活動に対する交付金であり、成果の評価を行う等の性質にそぐわないものであるため。）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

本制度は、岡山市が管理する農業用排水路の円滑な通水を確保することを目的として、予算の範囲内で水路浚渫・藻刈・清掃等に要する費用の一部を補助するものである。交付に当たっては本要綱のほか岡山市補助金等交付規則による。水路の浚渫、藻刈、清掃等、水路機能の維持に資する事業が対象となる。

（対象事業者）

以下の地元団体が対象となる。

- ・ 農業土木水利組合
- ・ 用水組合
- ・ 農家組合
- ・ 町内会
- ・ その他地元関係団体

（交付制限）

- ・ 同一事業者への交付は原則年1回。
- ・ 他の補助制度の対象となるものは交付対象外となる。

### ③ 監査の結果

#### 【指摘 39】

岡山市水路浚渫等交付金交付要綱には暴力団排除条項がない。

本要綱には、事業者の適格性に関する規定として、市税完納要件や過去の交付取消しに関する規定が設けられているものの、暴力団又は反社会的勢力の排除に関する規定（いわゆる暴力団排除条項）が設けられていない。

近年、国及び多くの地方公共団体において、補助金・委託契約等の公金支出に際しては、反社会的勢力の関与を排除する規定を明文化することが一般的となっている。

しかしながら、本要綱ではこれらの規定が明示されておらず、補助金の交付対象者に暴力団等が関与する事態を事前に排除する仕組みが不十分であると認められた。

要綱中に暴力団排除条項を明文化する等、適切な対応を講ずることが望まれる。

#### 【指摘 40】

補助事業に係る実績報告書について、事業完了日から相当期間を経過した後に提出されている案件が確認された。

当該案件における事業完了日及び実績報告書の提出状況は、次のとおりである。

事業完了日：令和6年6月5日

実績報告書提出日：令和6年11月11日

事業完了日から実績報告書提出日まで、約5か月を要している。

本要綱第10条においては、

「補助事業者は、事業完了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。」と規定されている。要綱では具体的な日数は明示されていないものの、「速やかに」との規定趣旨からすれば、事業完了後相当期間が経過した後の提出は、当該規定の趣旨に沿うものとは言い難い。

実績報告書の提出が遅延した場合、

- ・ 補助事業の完了確認や内容検証が適時に行えない
- ・ 補助金交付事務の遅延や事務管理上の不備につながる

など、補助金執行の適正性・透明性の確保に支障を来すおそれがある。

補助事業者に対し、実績報告書は事業完了後「速やかに」提出すべきものであることを改めて周知するとともに、

- ・ 提出期限の目安を明確に示すこと
- ・ 提出状況を定期的に確認し、遅延が見込まれる場合には早期に督促を行うこと

など、実績報告書の適時提出を確保するための運用改善を図ることが望まれる。

【意見 66】

交付金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

本交付金は、農業用排水路の通水機能確保を目的として、地元団体等による水路浚渫・藻刈・清掃等の取組を支援するものである。しかしながら、要綱及び運用実態において、補助金の効果を評価するための指標（K P I）が設定されておらず、事業成果の達成状況を検証する事務事業評価も実施されていない。水路の通水機能確保は地域農業活動の基盤整備に直結する重要な事業であり、補助金の投入が、通水障害の解消状況、施工延長や実施面積の推移、地域団体の維持管理能力の向上等に対してどの程度寄与したのかを定量・定性両面で把握するのが望ましい。

(49-1) 岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金 交付要綱
補助金等の創設年度	平成31年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めていない。 (総車両数の約25%をユニバーサルデザインタクシーとする国の目標値があるが、令和6年時点で岡山市は12.4%であるため。)
補助金等の目的	ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、もって誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進するため。
補助金等の概要・補助対象事業の概要	ユニバーサルデザインタクシーを導入した場合、1台あたり30万円を補助するもの。(令和4年度までは10万円) タクシー事業者が当該運送事業を行う上で使用するユニバーサルデザインタクシーを購入する事業 ※補助事業者はユニバーサルデザインタクシーを配置する営業所を岡山市内に有し、及び岡山市内を営業区域とするタクシー事業者、又はこのタクシー事業者に当該運送事業の用に供する車両を貸与する事業者とする。

補助金等の交付先	タクシー関連事業者		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	22	45
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	4	6
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	有（市ホームページで募集）		
補助金等の額の算出方法	車両1台あたり30万円		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比（国・県・市・その他）	国（1台あたり40万円～80万円）・市（1台あたり30万円）		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,000千円	15,000千円	15,000千円
	600千円	6,600千円	13,500千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	車両を導入した年度内		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	有 （内容：市内のユニバーサルデザインタクシー導入率） （評価：順調に導入率は上昇しており、引き続きユニバーサルデザインタクシーの普及を促進したい）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5.8%	9.2%	12.4%
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有 ( <a href="https://www.city.okayama.jp/0000044066.html">https://www.city.okayama.jp/0000044066.html</a> )		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

（補助事業者）

次の要件を満たす者：ユニバーサルデザインタクシーを配置する営業所が岡山市内にある岡山市内を営業区域とするタクシー事業者

又は、当該事業者ユニバーサルデザインタクシーを貸与する事業者

※ 市税完納が必須（未納があれば対象外）

（補助対象経費）

ユニバーサルデザインタクシーの購入費用に限定

### ③ 監査の結果

#### 【指摘 41】

岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付要綱には、補助金の交付対象者から暴力団及び暴力団関係者を排除するための規定（いわゆる「暴力団排除条項」）が明記されていない。補助事業者の要件として「市税を完納している者であること」は規定されているものの、暴力団排除に関する確認措置は制度上位置付けられておらず、反社会的勢力の関与防止に係る十分な歯止めが確保されていない状況である。

公共性の高い補助制度において暴力団排除条項が設けられていない場合、反社会勢力が補助金事業に関与するリスクが理論上排除されず、行政執行の信頼性や補助金の適正な運用に支障を及ぼすおそれがある。

補助金等に関する各制度では、岡山市暴力団排除基本条例等の趣旨に沿い、補助事業者が暴力団又はその関係者でないことを要件として明文化し、必要に応じて誓約書等の提出を求めることが望ましい。本制度においても、補助事業者の適格性を担保する観点から、他制度と同様に暴力団排除条項を整備するよう改善が望まれる。

### (49-2) 岡山市路面電車整備事業補助金（維持事業）

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市路面電車整備事業補助金（維持事業）
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市路面電車整備事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成25年度
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	岡山市路面電車整備維持事業は、終期が未定であるため。
補助金等の目的	岡山市総合交通計画に定めた、都心内公共交通の利便性・快適性の向上

補助金等の概要・補助対象事業の概要	路面電車の整備を実施する事業者に対し、予算の範囲内において岡山市路面電車整備事業補助金を交付するもの。 既存の運行区間における安全性、快適性を確保、維持するための事業。		
補助金等の交付先	岡山電気軌道株式会社		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市路面電車整備事業補助金交付要綱第4条参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後（前払いの請求があった場合は、交付決定額の4割以内を概算払い可能）		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国1／3 市1／4 事業者5／12		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	15,250千円	20,000千円	13,250千円
	15,230千円	10,583千円	13,250千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市路面電車整備事業補助金交付要綱第8条参照		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無 （維持事業が実施され、既存の運行区間の走行が確保されているため、成果が得られていると判断する。）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

（出典：所管課からの調査票回答）

② 補助金等の概要

補助金額は、市の予算の範囲内において、以下のとおりとなっている。

(維持事業)

国が交付する補助金に対する補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内

※1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

③ 監査の結果

【意見 67】

岡山市路面電車整備事業補助金には、補助金の投入効果を把握するための具体的な成果指標（KPI）が明示されておらず、また、補助事業の成果を継続的に検証するための事務事業評価の仕組みも制度として位置付けられていない。

本補助制度は「都心内公共交通の利便性・快適性の向上」という政策目的に基づき実施されているものの、目的の達成状況を測定する手段が明確化されていない。政策目的との整合性を高め、補助金の効果を客観的に検証するため、次のような定量的・定性的な効果指標の設定が望まれる。

例：路面電車の利用者数の増加率

公共交通分担率の改善

安全対策実施による事故件数の減少

快適性向上に関する利用者満足度

併せて、これらの成果指標に基づき、補助金が政策目的に適切に寄与しているかを定期的に評価する事務事業評価の仕組みを整備することが望ましい。

(50) 岡山市路面電車整備事業補助金（延伸環状化事業）

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市路面電車整備事業補助金（延伸環状化事業）
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市路面電車整備事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	令和元年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	無 (延伸環状化事業の終期が未定のため)
補助金等の目的	岡山市総合交通計画に定めた、都心内公共交通の利便性・快適性の向上

補助金等の概要・補助対象事業の概要	路面電車の整備を実施する事業者に対し、予算の範囲内において岡山市路面電車整備事業補助金を交付するもの。 新たに軌道を敷設し、延伸・環状化する事業。		
補助金等の交付先	岡山電気軌道株式会社		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	1	1
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	1	1
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市路面電車整備事業補助金交付要綱第4条参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後（前払いの請求があった場合は、交付決定額の9割以内を概算払い可能）		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国1/3 市1/3 事業者1/3		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	70,000千円	96,056千円
	—	57,924千円	86,374千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市路面電車整備事業補助金交付要綱第8条参照		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類を元に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無 （延伸環状化工事が進捗しているため、成果が得られていると判断する。）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	無		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

補助金の額は、市の予算の範囲内において、以下のとおりとなっている。

(延伸環状化事業)

国が交付する補助金に対する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内。

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

## ③ 監査の結果

### 【意見 68】

当該事業では、「延伸環状化工事が進捗しているため、成果が得られている」との説明がなされている。しかしながら、工事の進捗はあくまで事業のプロセスの進行状況を示す指標に過ぎず、政策目的の達成度（アウトカム）を示すものではない。

一方で、要綱及び関連資料には、事業成果を客観的に検証するための具体的な成果指標（KPI）が設定されておらず、政策目的である「都心内公共交通の利便性・快適性向上」に対する寄与度を測定する仕組みが構築されていない状況である。

工事の進捗そのものを成果とみなしてしまうと、

- ・利便性の向上、快適性の向上といった本来の政策目的が実現しているのか評価できない。
- ・事業が完了したとしても、その効果が適正に検証されない。
- ・将来の投資判断や事業継続の妥当性が評価できず、説明責任が十分に果たされない。

といった問題が生じる。

政策目的に照らして、次のような成果指標の設定が求められる。

例：路面電車利用者数の増減率

利便性・快適性に関する利用者満足度の変化

延伸区間における乗降客数の推移

このような指標を設定し、事業の成果を工事の進捗と切り分けて評価する仕組みを整備することにより、補助金支出が政策目的に適切に寄与しているか検証できる体制が構築できると考えられる。

## (51) 御津・建部コミュニティバス運行補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	御津・建部コミュニティバス運行補助金
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課

補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	御津・建部コミュニティバス運行補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成24年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めていない。 (御津・建部地域において、日常生活に必要不可欠な交通手段を将来にわたって確保するため。)		
補助金等の目的	御津・建部地域において、日常生活に必要不可欠な交通手段を確保するため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	御津・建部コミュニティバスを運行する事業者に対し、運行経費から運賃収入を控除した額を交付するもの。 対象事業は、御津・建部地域において、日常生活に必要不可欠な交通手段を確保するために運行する、御津・建部コミュニティバス運行事業。		
補助金等の交付先	中鉄バス株式会社		
補助金等の申請件数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1
補助金等の交付先数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	運行経費(人件費、燃料油脂費及び車両修繕費、公租公課費、車両減価償却費、諸経費)から運賃収入を控除して算出		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了前最大3回(6月、9月、12月)、完了後1回		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	52,640千円	53,753千円	60,800千円
	52,194千円	53,752千円	60,493千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	年度内		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提	提出書類審査のみ		

出書類審査及び現地調査)			
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無 (御津・建部地域において、日常生活に必要不可欠な交通手段を確保することが目的であるため。)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助対象経費は以下の通り（御津・建部コミュニティバス運行補助金交付要綱第6条及び7条）。

補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとされている。

- (1) 人件費
- (2) 燃料油脂費及び車両修繕費
- (3) 公租公課費
- (4) 車両減価償却費
- (5) 諸経費

なお、補助金額は、補助対象経費から運賃収入を控除した額以内で市長が定める額とされている。

## ③ 監査の結果

### 【意見 69】

本補助金には、補助金の政策目的である「地域住民の移動手段の確保」がどの程度実現しているかを検証するための具体的な効果指標（KPI）が定められていない。また、毎月の運行状況、乗車人数、運賃収入等のデータは収集されているものの、これらの情報を活用して事業効果を分析する事務事業評価の仕組みが制度上位置付けられていない。

効果指標が未整備であることにより、

- ・補助金が地域公共交通の維持にどの程度寄与したか評価できない

- ・運行の見直し（便数、ルート、効率化等）に必要なエビデンスが蓄積されない

- ・利用者減少時の改善措置や財政負担の適正性判断ができない
- ・将来の制度見直しや撤退基準の設定が困難になる

など、継続的な行政判断に必要な基盤が不足することとなる。

政策目的に照らし、次のような具体的な成果指標を設定することが望まれる。

例：・利用実績に関する指標

（利用者数、1便あたりの平均乗車人数、延べ利用者数／人口（地域住民のうちどの程度が利用しているか））

- ・アンケート調査（高齢者の通院・買い物支援の実績（利用目的調査）、地域住民の満足度調査結果）

など。

これらの指標に基づき、毎月収集している運行データを活用した事務事業評価（成果分析・改善検討）を行うことにより、補助金支出の妥当性と透明性が一層高まると考えられる。

## (52) 岡山市乗合タクシー運行補助金

### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市乗合タクシー運行補助金
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 交通政策課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市乗合タクシー運行補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成28年度
補助金等の終期年度 （定められていない場合、その理由）	定めていない。 （公共交通利用が不便な地域において、日常生活に必要な不可欠な交通手段を将来にわたって確保するため。）
補助金等の目的	公共交通利用が不便な地域において、日常生活に必要な不可欠な交通手段を確保するため。
補助金等の概要・補助対象事業の概要	乗合タクシーを運行する地元運営組織に対し、運行経費の最大8割を限度として、運行経費から利用料金を控除した額を交付するもの。 対象事業は、公共交通利用が不便な地域において、日常生活に必要な不可欠な交通手段を確保するために運行する、乗合タクシー運行事業。
補助金等の交付先	朝日地区生活交通を考える会、モモタク運営協議会、上

	道駅周辺への生活交通を考える会、角山乗合タクシーの会、牧山地区生活交通を考える会、馬屋上・野谷の生活交通を考える会、迫川地区生活交通を考える会、幸タクの会		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	8	8
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	8	8
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市乗合タクシー運行補助金交付要綱第6条参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了前最大11回、完了後1回		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	市100		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18,000千円	22,530千円	23,850千円
	15,127千円	18,015千円	20,773千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	年度内（完了前交付を受ける場合はその都度）		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	無 （公共交通利用が不便な地域において、日常生活に必要な不可欠な交通手段を確保することが目的であるため。） （導入地区数と利用者が増加しており、当該補助金により公共交通利用が不便な地域は減少している。）		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有 <a href="https://www.city.okayama.jp/shisei/0000018683.htm">https://www.city.okayama.jp/shisei/0000018683.htm</a> 1		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

補助金の額は以下の通りとする(岡山市乗合タクシー運行補助金交付要綱第6条及び別表)。

[別表2 (第6条関係)]

補助金額	軽減率	補助率
補助対象経費×{軽減率×補助率+(1-軽減率)}	別表3	4/5

※利用料金総額が(補助対象経費×軽減率)の1/5を超える場合、補助金額は(補助対象経費-利用料金総額)とする。

[別表3 (第6条関係)]

対象	区分	軽減率
当該地域の人口密度(人/km <sup>2</sup> )	125以上	1.0
	100以上125未満	0.9
	100未満	0.8

補助対象経費については、以下の通り定められている(岡山市乗合タクシー運行補助金交付要綱第5条)。

補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、乗合タクシー1便当たりの運行対価に実際の運行回数に乗じた額とする。

当該年度における補助対象経費となる運行回数の上限は1,564便とする。ただし、別表1に定める平均乗車人数及び人口密度による補正後の収支率の要件をともに満たす場合は、2,080便を限度に、補助事業者が策定した運行計画の計画便数を補助上限とする。

[別表1 (第5条関係)]

項目	計算式	要件
平均乗車人数	延べ利用者数/稼働便数	2.0人以上
人口密度による補正後の収支率	利用料金総額/(補助対象経費×別表3に定める軽減率)	20.0%以上

※稼働便数は、増車分を含まないものとする。増車とは、予約状況により1台での運行が困難な場合に、1便に2台目以降の車両を配車することをいう。

## ③ 監査の結果

### 【指摘42】

岡山市乗合タクシー運行補助金交付要綱には、補助事業者(地域運営組織)及び

運行事業者に対し、暴力団又は暴力団関係者を排除するための規定（暴力団排除条項）が明記されていない。補助事業者の適格性として地域運営組織の定義は定められているものの、反社会的勢力と関係を有しないことを確認する仕組みが制度上位置付けられておらず、補助金交付の安全性確保に係るリスク管理が不十分である。

補助金の適正な執行を確保するため、

- ・補助事業者・運行事業者が暴力団及びその関係者でないことを明記する条文の追加
- ・必要に応じて誓約書、反社会的勢力排除に関する確認書類の提出など、暴力団排除の仕組みを整備すべきである。

#### 【意見 70】

補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

乗合タクシー運行補助金については、要綱上、補助金の目的である「日常生活に必要な移動手段の確保」がどの程度達成されているかを検証するための具体的な効果指標（K P I）が明示されていない。

毎月、運行状況・乗車人数・収支実績等の詳細なデータは収集されているものの、これらを用いて補助金の効果を評価する事務事業評価の仕組みが整備されていない状況にある。

効果指標が存在しないことにより、

- ・地域交通として必要性を満たしているかどうかを客観的に判断できない。
- ・利用が低迷した場合の改善策・見直し基準が明確でない。
- ・財政負担が継続的に適正であるかどうか検証できない。

といった課題が生じる可能性がある。

政策目的を踏まえ、次のような効果指標の設定が望まれる。

例：高齢者等移動困難者の利用割合

利便性に関する地域住民アンケートの満足度

導入地区数

利用者数

など。

また、これらの指標に基づき、毎月提出されている運行実績データを活用した事務事業評価（モニタリング・改善提案）を行うことで、補助金の適正性と透明性の向上が期待される。

(53) 岡山市市街地再開発事業等補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市市街地再開発事業等補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 都市・交通部 市街地整備課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成25年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	定めていない。 (本市のまちづくりにおいて、下記の目的を今後も継続して実現していくため。)		
補助金等の目的	本市における土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与すること。		
補助金等の概要	各地区の市街地再開発組合等が施行する市街地再開発事業等に対して、補助を行うもの。		
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査設計計画に要する費用</li> <li>・ 土地整備に要する費用</li> <li>・ 共同施設整備に要する費用</li> <li>・ 建設工事費</li> </ul>		
補助金等の交付先	各地区の再開発組合		
補助金等の申請件数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6	5	4
補助金等の交付先数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5	6	4
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱 別表第2 補助率欄参照		
補助金等の支払方法 (完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国50 県0 市50 (防災・省エネまちづくり緊急促進事業分については国100 県0 市0)		
補助金等の予算額・決算額の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,399,200,000円	4,272,600,000円	4,677,340,000円

	5,357,514,000円	3,725,823,000円	2,620,137,000円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱第15条参照		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	原則、提出書類審査によるが、解体工事、建設工事については現地調査も行う。		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合は指標の内容と成果の評価結果) (無の場合はその理由)	【無】 複数年にわたる補助事業であるため。		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

補助金の交付の対象となる事業は本要綱別表第1に定められており、対象地域は、岡山市中心市街地活性化基本計画に基づく、重点整備エリア及び西大寺地域とされている。また施行区域や施設建築物等の整備要件も詳細に定められている。

岡山市中心市街地活性化基本計画は平成13年3月に時点修正版として更新されたものが最新のものとして岡山市ホームページに掲載されている。

これまでに本補助金の交付を行い補助事業が完了している地区の一覧は以下の通りである。また現在事業中の地区は6地区ある。

市街地再開発事業・優良建築物等整備事業完了地区一覧表(令和6年12月現在)

再開発事業地区名 (ビルの愛称)	区分	施行者	地区面積 (ha)	総事業費 (百万円)	規模	事業進捗状況			主要用途	
						都市計画決定	工事着工	工事完了		
岡山駅前 (ドレミの街)	a	組合	0.75	10,147	地下2階 地上7階	昭和50年10月	昭和51年12月	昭和53年10月	店舗 事務所	
岡山駅前本町 (桃太郎プラザ)	a	組合	0.35	3,595	地下1階 地上12階	昭和58年3月	昭和62年2月	昭和63年4月	ホテル 店舗	
岡山本町3番東 (イトーピア岡山本町ビル)	b	地権者	0.07	1,618	地上9階	-	平成2年2月	平成3年5月	事務所	
岡山市表町一丁目 (岡山シンフォニービル)	a	組合	0.96	18,131	地下2階 地上12階	昭和60年5月	平成元年1月	平成3年9月	音楽ホール 店舗 事務所	
岡山市平和町5番 (アミティー・西川)	a	組合	0.25	4,432	地下1階 地上13階	平成7年12月	平成9年7月	平成10年10月	ホテル 店舗	
岡山市表町三丁目14番 (アークスクエア表町)	b	地権者	0.19	3,003	地下1階 地上14階	-	平成8年10月	平成10年6月	住宅 事務所	
岡山市駅元町	第1工区 (フォーラムシティビル)	a	岡山市	1.0	17,510	地下2階 地上21階	平成6年3月	平成10年6月	平成13年3月	コンベンションセンター 住宅
	第2工区 (リットシティビル)	a	岡山市	1.4	28,490	地下2階 地上19階	平成6年3月	平成14年12月	平成17年6月	住宅 ホテル 店舗 事務所 放送局 博物館
岡山市本町4番 (コア本町)	b	地権者	0.21	4,515	地下1階 地上23階	-	平成13年3月	平成15年3月	住宅 店舗	
岡山市野田屋町一丁目11番 (グレースタワー)	b	民間事業者	0.44	4,477	地下1階 地上32階	-	平成14年5月	平成16年3月	住宅 店舗	
岡山市野田屋町一丁目11番東 (グレースタワーⅡ)	b	協議会	0.32	2,367	地下1階 地上29階	-	平成16年3月	平成18年3月	住宅 店舗	
岡山市幸町10番 (里丘)	b	民間事業者	1.1	4,200	地上3階	-	平成18年6月	平成19年3月	駐車場 公園	
岡山市本町8番 (本町プラザ)	a	組合	0.28	3,455	地下1階 地上15階	平成16年1月	平成18年9月	平成20年3月	住宅 ホテル 店舗	
岡山市平和町1番 (ルミノ平和町)	a	組合	0.38	4,927	地下1階 地上20階	平成16年1月	平成19年3月	平成21年2月	住宅 店舗	
岡山市中山下一丁目1番 (ハレクロスタワー)	a	組合	0.71	7,570	地下1階 地上21階	平成25年1月	平成27年12月	平成30年12月	住宅 店舗 医療 高齢者介護施設	
岡山市表町三丁目10番11番 23番24番 (ハレミライ千日前)	a	組合	1.3	35,301	地下2階 地上20階	平成29年3月	令和元年12月	令和4年12月	文化芸術施設 住宅 店舗 事務所	

凡例

- a : 市街地再開発事業
- b : 優良建築物等整備事業

(出典：岡山市ホームページより監査人抜粋)

③ 監査の結果

【指摘 43】

要綱に定められている書類が網羅的に徴収されていない

岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱第4条第2項第2号の規定によれば、理事長、及び理事長が代表を務める法人の滞納無証明書の提出が求められている。

しかしながら岡山市駅前町一丁目2番3番4番地区市街地再開発組合では、理事長A氏及び理事長が代表を務める法人のうち法人Bの滞納無証明書のみ提出がなさ

れている。理事長A氏は当組合の組員である法人C及び法人Dの代表取締役でもあるが、当該法人の滞納無証明書の提出は求めているとのことである。岡山市によれば、当該法人はA氏とは別の役員が組合の理事を務めていることから滞納無証明書の提出を求めているとのことであるが、本要綱に従うのであれば、理事長が代表を務める法人である法人C及び法人Dについても滞納無証明書の提出を求める必要があった。

本要綱にて滞納無証明書を求めるとしている趣旨として、代表者及び関連する法人において税の滞納などがある場合には補助事業者としてふさわしくないとの決定をするために定められているものであると考えられることから、当該法人の別の役員が組合の理事を務めているといった理由で徴収しないこととするのは適切ではない。

#### 【意見 71】

滞納の有無や暴力団の調査についてその範囲が限定されている

本要綱では、滞納のないことや暴力団でないことについてその調査が行われているものであるが、調査の対象は理事長や理事など限定されている。組合の構成員の中に該当する者がいた場合においても特段補助金の交付に影響はないものとして扱われている。

しかしながら、組合の構成員の中に該当する者がいた場合では、該当者にも岡山市が補助金を交付することになるため望ましいものではないと考える。組合員は多数にわたる場合もあり、確認作業が複雑、煩雑になることも想定されるが、その確認方法について工夫し、全体を網羅できるような仕組みを取ることを検討されたい。

#### 【意見 72】

岡山市中心市街地活性化基本計画が平成 13 年の更新を最後に、更新がなされていない。

本要綱では、補助金の交付の対象となる事業について別表第 1 に定められており、対象地域は、岡山市中心市街地活性化基本計画に基づく、重点整備エリア及び西大寺地域とされている。そこで岡山市中心市街地活性化基本計画を閲覧したところ、平成 13 年 3 月の時点修正版から更新がなされていないことが発見された。

当該計画では、中心市街地の現状について平成 2 年から平成 10 年の間の、人口増減や若年層の減少・高齢者の増加、事業所の減少、商店街への来街者の減少などのデータを基に分析がなされている。またアンケート調査の結果などから中心市街地の課題やニーズを分析し、基本計画として策定がされている。しかしながら当該計画の更新は 20 年超が経過しており、分析したデータにも変動があることが想定さ

れるため、計画の更新や修正が必要であると考えられる。

(54) 住宅・建築物耐震改修等補助金

① 補助金等の内容

住宅・建築物耐震改修等補助金には、以下の5つの補助金がある。

- ・岡山市建築物耐震診断等事業補助金
- ・岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金
- ・岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金
- ・岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金
- ・岡山市ブロック塀等撤去事業補助金

補助金等の名称	岡山市建築物耐震診断等事業補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成18年4月14日		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	終期を設けると耐震化が遅れる可能性があるため、継続的に実施をしている。		
補助金等の目的	地震に対する建築物の安全性の向上を図るため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	建物所有者に対し、耐震診断等の費用の一部を交付するもの(岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱 別表参照)。 (1) 木造住宅耐震診断等事業 (2) 戸建て住宅耐震診断等事業 (3) 建築物耐震診断等事業 (4) 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業		
補助金等の交付先	建物所有者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	149	156	301
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	82	82	174
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有(広報誌や市ホームページでの周知等)		

補助金等の額の算出方法	岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱 別表参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比（国・県・市・その他）	(1) 木造住宅耐震診断等事業 国50 県25 市25 (2) 戸建て住宅耐震診断等事業 国50 県25 市25 (3) 建築物耐震診断等事業 国50 県25 市25 (4) 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業 国50 県25 市25		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	28,816千円	22,970千円	25,970千円
	11,052千円	10,840千円	24,081千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い期日 (岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱第15条)		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類を基に審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	有(住宅の耐震化率、要安全建築物(避難路沿道建築物)の耐震化率)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	住宅 89.4% 要安全 92%	住宅 88.4% 要安全 92%	住宅 88.9% 要安全 93%
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金
---------	-------------------

補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成20年7月1日		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	終期を設けると耐震化が遅れる可能性があるため、継続的に実施をしている。		
補助金等の目的	大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を守り、市域の減災を図るため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	建物所有者に対し、補助対象経費の一部を交付するもの (岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱 別表第1～第4参照)。 (1)耐震改修工事 (2)部分耐震改修工事 (3)耐震シェルター等設置工事		
補助金等の交付先	建物所有者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	19	18	27
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	19	18	27
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有(広報誌や市ホームページでの周知等)		
補助金等の額の算出方法	岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱 別表第1～第4参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	国50 県25 市25		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	20,525千円	20,700千円	20,700千円
	18,423千円	17,036千円	25,225千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い期日		

	(岡山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第15条)		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査及び現地調査		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	有(住宅の耐震化率)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	89.4%	88.4%	88.9%
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成27年4月1日		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	終期を設けると耐震化が遅れる可能性があるため、継続的に実施をしている。		
補助金等の目的	地震に対する建築物の安全性の向上を図るため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	建物所有者に対し、補助対象経費の一部を交付するもの (岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱 別表参照)。 (1)補強設計 (2)耐震改修工事		
補助金等の交付先	建物所有者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	1
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	1

公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有 (広報誌や市ホームページでの周知、建物所有者への補助概要説明・意向確認)		
補助金等の額の算出方法	岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱 別表参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	(1)補強設計 国50 県25 市25 (2)耐震改修工事 国50 県25 市25		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5,000千円	－千円	7,633千円
	－千円	－千円	7,633千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了した日から起算して20日以内 (岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱第17条)		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査及び現地調査(耐震改修工事の場合)		
補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	－	－	－
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱
補助金等の創設年度	平成30年4月1日

補助金等の終期年度 (定められていない場合、 その理由)	終期を設けると耐震化が遅れる可能性があるため、継続的に実施をしている。		
補助金等の目的	地震に対する建築物の安全性の向上を図るため。		
補助金等の概要・補助対象 事業の概要	建物所有者に対し、補助対象経費の一部を交付するもの。(岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱 別表参照) (1)補強設計 (2)耐震改修工事または除却工事		
補助金等の交付先	建物所有者		
補助金等の申請件数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	6	3
補助金等の交付先数の推移 (直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2	6	3
公募の有無 (公募している場合は募集 手段の内容)	有(広報誌や市ホームページでの周知、建物所有者への補助概要説明・意向確認)		
補助金等の額の算出方法	岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱 別表参照		
補助金等の支払方法(完了 前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	(1)補強設計 国50 県25 市25		
	(2)耐震改修工事または除却工事 国50 県25 市25		
補助金等の予算額・決算額 の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	105,500千円	110,303千円	39,637千円
	4,910千円	68,528千円	18,090千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	完了した日から起算して20日以内 (岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱第17条)		
実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出 書類審査及び現地調査)	提出書類審査及び現地調査(耐震改修工事の場合)		
補助金等の成果を測定する 指標の有無 (有の場合はその内容)	有(要安全建築物(避難路沿道建築物)の耐震化率)		

(無の場合はその理由)			
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	92%	92%	93%
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

補助金等の名称	岡山市ブロック塀等撤去事業補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成31年4月1日		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	終期を設けるとブロック塀の倒壊による災害防止が遅れる可能性があるため、継続的に実施をしている。		
補助金等の目的	地震時のブロック塀等の倒壊被害や倒壊後に通行の妨げとなることを防止するため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	建物所有者に対し、危険なブロック塀の撤去費の一部を交付するもの。		
補助金等の交付先	建物所有者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	20	20	20
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	20	20	20
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	有(広報誌や市ホームページでの周知等)		
補助金等の額の算出方法	補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象ブロック塀等の撤去に要する費用(補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。以下同じ。)と撤去するブロック塀等の長さに1mあたり9千円を乗じた額を比べて小さい方の額とし、千		

	<p>円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>補助金申請額は、補助対象経費の3分の2の額とし、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、限度額は150千円とする。</p> <p>(岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第6条及び第7条)</p>		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比(国・県・市・その他)	国50 市50		
補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	4,500千円	3,750千円	3,750千円
	1,352千円	1,877千円	1,841千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	<p>完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い期日</p> <p>(岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第13条)</p>		
実績報告の審査の方法(提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)	提出書類審査		
補助金等の成果を測定する指標の有無(有の場合はその内容)(無の場合はその理由)	無		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金の対象となる建築物は市内に7件、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金の対象となる

建築物は市内に 63 件あり、毎年 6 月ごろ、電話で建物所有者へ耐震化を促し、同時に補助金の案内を行っている。

### ③ 監査の結果

#### 【指摘 44】

市が作成した岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の様式のうち、日付の欄がないものがあつた（以下参照）。

他の様式同様に日付の欄を設けることを検討する必要がある。

- ・添付書類チェックリスト（補強設計事業・耐震改修事業）（様式第 3 号）
- ・事業計画書（補強設計事業）（様式第 4 号）
- ・事業計画書（耐震改修事業又は除却事業）（様式第 5 号）
- ・事業実績明細書（耐震改修事業）（様式第 19 号）

#### 【指摘 45】

岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付申請書（耐震改修事業又は除却事業）（岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱様式第 2 号）において、申請内容が耐震改修事業か除却事業かのどちらであるか明示されていないあつた。

該当事業に○をするか、該当しない事業に取消線をする必要がある。

#### 【指摘 46】

下記の様式について、補助対象経費の上限額の算定根拠となる「対象の延べ床面積」や「I s 値」を記載する欄を設けることを検討する必要がある。なお、補助対象経費の上限額の算定については、I s 値等を参考に対象の延べ床面積当たりの単価が岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱にて定められている。

- ・事業計画書（補強設計事業）（様式第 4 号）
- ・事業計画書（耐震改修事業又は除却事業）（様式第 5 号）

#### 【指摘 47】

添付書類チェックリスト（補強設計事業・耐震改修事業）（岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の様式第 3 号）において、必要書類が添付されているか岡山市側が確認する記入欄に複数箇所の記入漏れがあつた。

当該添付書類については、実際には全て確認済みで、手続上の問題はなかつたとのことであるが、チェックリストを適切に運用することが必要である。

#### 【指摘 48】

実績報告書を提出する際に、日付確認をより確実に行うために、添付資料に工事完了日を工事業者が証明する資料を追加することが必要である。

#### 【指摘 49】

岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱第 17 条では「補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して 20 日以内に、～中略～市長に報告しなければならない」とあるが、必要な添付書類の確認及び準備に時間を要したため、3 か月後の提出となっている事例があった。

- ・ 補助金交付申請書での完了予定日：令和 6 年 12 月 20 日
- ・ 工事請書での完了日：令和 6 年 12 月 26 日
- ・ 契約代金の支払日：令和 7 年 1 月 31 日
- ・ 報告日：令和 7 年 3 月 24 日

補助金交付要綱の提出期限内に提出されるように、申請内容から工事の進捗状況を把握すると共に、申請者を適時に指導する必要がある。また、実績報告時に添付が必要な「契約代金の支払等を証する書類」について、工事完了後必ずしも 20 日以内に支払が行われるとは限らないため（商慣習上、当月締め翌月末払いが多いと推測される）、提出期限の延長を検討する必要がある。

#### 【意見 73】

申請時に「その他市長が必要と認める書類」がある場合は、添付書類チェックリスト（補強設計事業・耐震改修事業）（岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱の様式第 3 号）にチェックすることとなっているが、具体的な資料名を記載する欄が設けられていない。

書類整理の観点から、具体的な資料名を記載する欄を設けることが望まれる。

#### 【意見 74】

岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金及び岡山市ブロック塀等撤去事業補助金については、補助金の効果測定のための指標が設けられていない。また、成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

補助金を支給する上では効果に見合った支出となっているかを自己評価することが望ましい。例えば、該当する建築物は把握しているので、完了割合（完了した建築物／対象となる建築物）を指標とし、毎年の計画値とする等が考えられる。

(55) 空家等適正管理支援事業費補助金

① 補助金等の内容

補助金等の名称	空家等適正管理支援事業費補助金		
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 建築指導課		
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	空家等対策の推進に関する特別措置法・岡山市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱		
補助金等の創設年度	平成29年度		
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	令和7年度		
補助金等の目的	空家等の適正な管理を促進するため。		
補助金等の概要・補助対象事業の概要	空家の適正管理に要する費用の一部に対し補助金を交付するもの。 (1) 法に定める特定空家等の除却工事費補助 (2) 法に定める空家等及び空き家情報バンク登録物件のリフォーム工事費補助 (3) 法に定める空家等の建物診断費補助 (4) 空き家情報バンク登録物件の家財等処分費補助		
補助金等の交付先	空家等所有者、空き家情報バンク登録者		
補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	35	37	48
補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	33	34	48
公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)	無		
補助金等の額の算出方法	「②補助金等の概要」参照 各岡山市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱参照		
補助金等の支払方法(完了前or完了後)	完了後		
補助金等の財源構成比 (国・県・市・その他)	(1) 除却：国・県・市 (2) リフォーム：市 (3) 診断：国・市 (4) 家財等処分：国・市		

補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	32,360千円	35,561千円	35,439千円
	15,289千円	14,583千円	20,758千円
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	補助対象事業完了後		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査及び現地調査（家財等処分のみ提出書類審査のみ）		
補助金等の成果を測定する指標の有無 （有の場合はその内容） （無の場合はその理由）	有（特定空家等の改善率、空き家情報バンクの登録件数） 令和3年度から令和7年度までの5年間の指標であるため、現状未評価		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

（出典：所管課からの調査票回答）

## ② 補助金等の概要

岡山市空家等適正管理支援事業費補助金の対象となる事業及び補助金額は、下記の通りである。

- (ア) 補助対象空家等(岡山市内にある、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による特定空家等)のうち建築物及びこれに附属する工作物の撤去に係る工事及び地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置

補助金：50万円(工事費用の3分の1)、必要な措置の場合は10万円(工事費用の3分の1)

(岡山市空家等適正管理支援事業費(除却)補助金交付要綱第3条及び第7条)

- (イ) 補助対象住宅(※1)に対して市内施工業者が行う、耐震改修工事等、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事のうち、いずれかを含むリフォーム工事

補助金：50万円(工事費用の3分の1)

(岡山市空家等適正管理支援事業費(リフォーム)補助金交付要綱第3条)

及び第8条)

(※1) 補助対象住宅(岡山市空家等適正管理支援事業費(リフォーム)補助金交付要綱第4条)

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
  - ア 建築の着工日が昭和56年6月1日以降のものであること。
  - イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅のうち、補助事業が完了後、実績報告時に耐震診断結果を提出できるもの。
- (3) 居室、台所、水洗便所、浴室、洗面設備及び収納設備(以下「必須設備」という。)を有するものであること。ただし、補助事業が完了するまでに、必須設備を有するものを含む。
- (4) 申請日現在において、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。ただし、法第22条第2項の規定に基づき勧告された特定空家等は除く。
  - ア 法第2条第1項に規定する空家等の内、住宅であること。ただし、併用住宅にあつては、居住の用に供さない部分についても利用されていないものに限る。
  - イ 岡山市空き家情報バンクに登録し、売買又は賃貸するまでの間、継続して登録するものであり、補助事業者によって再度入居が行われない住宅であること。

(ウ) 補助対象住宅等(※2)に対して市内施工業者が行う、地域の交流やにぎわいの活性化を目的として、空家を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設等の用途に供するために行うリフォーム工事  
補助金:150万円(工事費用の3分の2)

(岡山市空家等適正管理支援事業費(地域活性化リフォーム等)補助金交付要綱第3条及び第7条)

(※2) 補助対象住宅等(岡山市空家等適正管理支援事業費(地域活性化リフォーム等)補助金交付要綱第4条)

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
  - ア 建築の着工日が昭和56年6月1日以降のものであること。
  - イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅等のうち、補助事業が完了後、実績報告時に耐震診断結果を提出できるもの。
- (3) 申請日現在において、法第2条第1項に規定する空家等の内、

住宅等であること。ただし、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告された特定空家等は除く。

- (エ) 補助対象空家等(岡山市空き家情報バンクに登録し、売買又は賃貸するまでの間、継続して 2 年以上空き家バンクに登録するもの)について市内収集運搬業者が家財等の処分及び搬出を行うもの  
補助金：20 万円(工事費用の 2 分の 1)  
(岡山市空家等適正管理支援事業費(家財等処分)補助金交付要綱第 3 条及び第 7 条)

### ③ 監査の結果

#### 【指摘 50】

岡山市空家等適正管理支援事業(除却)代理受領(予定・変更)届出書(様式第 9 号)において、届出内容が予定か変更かのどちらかであるか明示されていなかった。

該当箇所を囲むか、非該当箇所取消線をする必要がある。

#### 【指摘 51】

申請時や実績報告時に提出する下記の添付資料について、枠外に撮影日が記載されているものもあるが、現地確認をしないのであれば、現況写真内に日付が印字されていることを要件とする必要がある。

- ・空家等の全体及び補助事業部分の現況写真(申請日から 2 か月以内の撮影日のあるもの)
- ・補助事業を行った部分の着手前及び完了後の写真(撮影日のあるもの)

#### 【指摘 52】

空家等適正管理支援事業のうち、除却工事費補助やリフォーム工事費補助について、補助金交付要綱にて税込額で申請する場合、消費税仕入税額控除確認書を添付する旨が明記されているが、家財等処分費補助については、補助金交付要綱に当該確認書提出の規定がない。

家財等処分費補助についても、他の補助金同様に、税込額で申請する場合、消費税仕入税額控除確認書の添付が必要である旨を補助金交付要綱に追加する必要がある。

#### 【指摘 53】

岡山市空家等適正管理支援事業費(リフォーム)補助金交付要綱第 4 条第 3 項にて、補助対象住宅は補助事業が完了するまでに居室、台所、水洗便所、浴室、洗面

設備及び収納設備（以下「必須設備」という。）を有することが必要となっているが、同要綱第9条第2項にて、添付が必要な書類の中に必須設備の有無を確認する書類が明記されていない。ただし、実務上は、申請時に対象住宅の平面図にて必須設備の有無を確認する運用となっている。

必要設備の有無を確認している対象住宅の平面図を添付書類として要綱に明記する必要がある。

#### 【指摘 54】

空家等適正管理支援事業（リフォーム及びリフォーム〔地域活性化〕）について、補助金交付申請調書において必要書類が添付されているか岡山市側が確認する記入欄に複数箇所の記入漏れがあった。

当該添付書類については、実際には全て確認済みで、手続上の問題はなかったとのことであるが、補助金交付申請調書を適切に運用することが必要である。

#### 【指摘 55】

空家等適正管理支援事業（除却）について、補助金交付事業実績報告書の添付書類をチェックする箇所に誤りがあった（添付していない書類にチェックを入れている）にも関わらず、報告者に訂正を求めている。

実績報告時に誤りを発見した場合には、適時に訂正や再提出を求める等、適切な運用が必要である。

#### 【指摘 56】

空家等適正管理支援事業（リフォーム）について、実績報告時の添付資料としてリフォーム後の耐震診断結果報告書の添付が必要なところ、調査日が事業完了日よりも前の耐震診断結果報告書（補強計画時点のもの）が提出されている。

実績報告時に誤りを発見した場合には、適時に訂正や再提出を求める等、適切な運用が必要である。

#### 【指摘 57】

空家等適正管理支援事業（リフォーム〔地域活性化〕）について、実績報告時の添付資料として本事業に対する土地所有者の同意確認書の添付を求めているが、土地所有者の署名欄はあるものの、署名日付を記入する欄がない。

時系列を正しく把握するために、署名日付を記入する欄を追加する必要がある。

#### 【指摘 58】

空家等適正管理支援事業（リフォーム）について、補助金交付要綱第10条で定めている条件を満たしているか確認するために、実務上、空家の活用状況に関する報

告書の提出を求めているが、補助金交付要綱に当該手続に関する規定がない。

提出期限や添付資料等も含め、補助金交付要綱に明記する必要がある。

#### 【指摘 59】

空家等適正管理支援事業（リフォーム）について、補助金交付要綱第 10 条で定めている条件を満たしているか確認するために、実務上、空家の活用状況に関する報告書の提出を求めているが、添付書類が提出されておらず、令和 7 年 9 月末時点で手続が完了していない事例があった。

- ・申請日：令和 6 年 8 月 23 日
- ・改修後の活用方法：自己使用
- ・実績報告日：令和 7 年 2 月 12 日
- ・入居日：令和 7 年 2 月 28 日
- ・空家の活用状況に関する報告書の提出日：令和 7 年 3 月 5 日

公共料金の明細書や住民票など、入居の事実が確認できる書類を適時に入手する必要がある。

#### 【意見 75】

補助金の効果測定のための指標が設けられているが、5 年間の指標であるため成果の達成度を分析する事務事業評価がされていない。

例えば、計画管理のために、年度ごとに進捗度を把握し、成果の達成度を分析する事務事業評価を行うことが望まれる。

### (56) 岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

#### ① 補助金等の内容

補助金等の名称	岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金
補助金等の所管課	都市整備局 住宅・建築部 住宅課
補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称	社会資本整備総合交付金交付要綱、岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱
補助金等の創設年度	令和 4 年度
補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)	終期年度なし。(期間が定められている補助金ではないため)
補助金等の目的	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域等に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため。

補助金等の概要	国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の除却及び移転を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。		
補助対象事業の概要	危険住宅の除却事業：危険住宅の除却に係る経費（除却工事費、動産移転費等） 危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修事業：危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金を金融機関等から借入れた場合の当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額		
補助金等の交付先	危険住宅の除却及び移転を行う者		
補助金等の申請件数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0
補助金等の交付先数の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	0	0
公募の有無 （公募している場合は募集手段の内容）	無		
補助金等の額の算出方法	岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱別表（第3条関係）参照		
補助金等の支払方法（完了前or完了後）	完了後		
補助金等の財源構成比 （国・県・市・その他）	国50 県25 市25		
補助金等の予算額・決算額の推移（直近3年）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	24,879,000円	16,586,000円	23,278,000円
	0	0	0
実績報告の有無	有		
実績報告の時期	補助事業完了後		
実績報告の審査の方法 （提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査）	提出書類審査のみ		

補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)	無 (国の要綱に成果指標を測定する制度が定められていないため)		
成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—
補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無	有		

(出典：所管課からの調査票回答)

## ② 補助金等の概要

対象となる危険住宅とは岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第2条に記載されており以下の通りである。

がけ地の崩壊等による危険が著しいため(1)に該当する区域に存する既存不適格住宅、又は次のいずれかに該当する区域の存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、避難指示、建築基準関係規定に基づく是正勧告等を行ったものをいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)第9条第1項にもとづき岡山県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (2) 土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、前(1)の区域に指定される見込みのある地域
- (3) 本要綱第3条の規定する補助事業の着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

なお、これまでに本補助金の活用事例はない。

## ③ 監査の結果

### 【意見76】

補助金開始から実績が全くなく、またその必要性について調査が十分でない。

令和4年度から開始した本補助金について、3年度が経過した現在においても実績数がゼロの状況である。対象となる住宅数も把握できておらず、まずは社会資本整備総合交付金の対象となるものがどの程度あるのかを把握することが必要である。

また危険個所であるにもかかわらず移転が検討できない理由として資金的な制約、

手続きの制約などがアンケートから明確になっているため、これらを解消するような工夫も検討されたい。

実際に本補助金を利用することを想定すると居住の移転が求められることから複数年にわたっての移転の計画が必要になるなど、長期間にわたっての補助事業の履行が求められ、容易に補助金の利用をすることも困難な場合が想定される。

**【意見 77】**

本補助金について効果測定の指標が設けられていない。

本補助金について効果測定の指標が設けられているか質問したところ、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱と同様の考え方として効果測定の指標は設けていないとのことである。

しかしながら岡山市として本補助金を交付する目的と照らし合わせて、効果が十分であるかを検討する必要がある。

例えば、危険住宅の件数の推移を検討し、減少すれば目的が達成されたとして本補助金の効果を測定するなどの方法が考えられる。

令和7年度 包括外部監査結果報告書

岡山市包括外部監査人

公認会計士 板谷 静郎

発行年月：令和8年3月